

得すと夫れ進歩の漸を以て之を致せし者豈に獨り議院のみならんや凡學問技術機械皆然り然るに彼れ數百年の久しきを積て之を致せし者は蓋し前に成規なく皆自ら之を経験發明せしなればなり今我其成規を擇んで之を取らは何そ企て及ふ可ららんや若し我自から蒸氣の理を發明するを待て然る後我始めて蒸氣機械を用るを得へく電氣の理を發明するを待て然る後我始めて電信の線を架するを得へきとするか政府は應に手を下すの事なかるへし

臣等既に已に今日我國民選議院を立てすんはあるへからざる所以及び今日我國民進歩の度能く斯の議院を立つるに堪ゆることを辯論する者は則有司の之を拒む者をして口に藉する所なからしめんとにあらず斯の議院を立つる者は天下の眞理を伸張し人民の公論通義を立て天下の元氣を鼓舞し以て上下親近し君臣相愛し我帝國を維持振起し幸福安全を保護せんことを欲してなり請ふ幸に之を擇ひ給はんことを

政府は冷眼以て此建白に對し、黙々として何の答ふる所なし。若し夫れ一般

國民に至りては、大に此建白の刺戟する所と爲り、自由民權の思潮、是より益熾烈に赴くを見る。

民選議院論辯難。

民選議院設立建白書の一たひ世に出つるや、大に天下の耳目を聳動し、或は以て奇説と爲し、或は以て至理と爲し、是非の議論紛々として朝野に囂たり。先づ起て駁論を試みたる者を、時の宮内省出仕加藤弘之と爲す。曰く「民選議院設立は、單に一片の空想たり。時期民智未だ本邦の現狀に切ならず」と。此駁論や、更に政論界の寂寞を破り、學者論客、争ひ起て意見を吐露し、新聞雜誌の議論、亦此問題に集中す。之を概するに、有司の專横と民權の枉屈とを憤る者は、皆な民選議院設立の議を賛し、其實行の一日も速ならんことを希ひ、多數の一般人民に至りては、是非何の關心あるなく、或は此論を憚はざる者を以てするも、當面其理否を争ふこと能はずして、僅に時期民智に藉口し、以て遲速の論を立つるのみ。

愛國公黨。其本誓。岩倉具視狙撃。

板垣退助等は、民選議院設立を政府に建白すると共に、新に一政社を組織し、名けて愛國公黨と稱し、別に幸福安全社なる俱樂部を設け、同人相會して時事を談論するの場と爲す。愛國公黨なるもの、必ずしも其主義を宣傳して、汎く黨員を世上に募るにあらず。之を後年の政黨に比すれば、聊か其様を異にすと雖も、要するに本邦政黨の權輿たるを失はず。乃ち左に愛國公黨の本誓を掲ぐ。茲に所謂「本誓」とは、即ち主旨若くは政綱の義に外ならず。

一、天の斯民を生ずるや之に付與するに一定動かすへからざるの通義權理を以て、斯の通義權理なる者は天の均く以て人民に賜ふ所の者にして、人力の以て移奪するを得ざる者なり。然るに世運の未だ全く開けざるや、人民動もすれば斯の本然の通義權理を保全し能はざる者あり。況んや我國數百年來封建武斷の制、其民を奴隸にせし餘弊未だ剷除せざるや、苟も是に由て改めされば、我國威を揚げ、我國人の富を欲するも豈得へけんや。我輩一片の至誠愛國の心、大に此に發憤するあり。乃ち同志の士と相誓ひ以て、我人民の通義權理を主張し、以て其天賜を保全せんと欲す。即ち君を愛し、國を愛するの道なり。

一、我輩已に愛君愛國一片至誠の上より發憤し來りて、斯の人民の通義權理を主張保全せんと欲す。然るに之を爲すの道、即ち我天皇陛下御誓文の旨意を造次顛沛徹上徹下唯た斯の公論公議を以てし、常に盟約の旨意を遵守するに在るのみ。

一、我輩の斯の政府を視ること、斯の人民の爲め設くる所の政府と看做すより他なかるへし。而して吾黨の目的は、唯た斯の人民の通義權理を保全主張し、以て斯の人民をして、自主自由獨立不羈の人民たるを得せしむるに在る而已。是即ち其君主人民の間、融然一體ならしめ、其禍福緩急を分ち、以て我日本帝國を維持昌盛ならしむるの道なり。

一、我輩斯の通義權理を主張せんと欲する者は、亞細亞洲中の首唱にして、固より天下の大業なり。之を期する事、尋常歲月の功を以てすることを得ず。故に吾黨の士は、常に宜く其忍耐力を培養し、假令艱難憂戚百挫千折するも、敢て少しも屈撓すること莫く、至誠の心不拔の志、我輩終生の力勉焉として、唯た斯の通義權理を保護主張する者に竭盡し、死に之くも他なきを要す可し。於是遂に調印相誓ふ。

愛國公黨の組織公表に先たつこと數日、二月十四日、土佐の人、武市熊吉等九人、右大臣岩倉具視の退朝を視ひ、赤阪喰違に要撃して之を傷く。熊吉等夙に退助に傾倒し、熱心愛國公黨組織の議に賛す。常に具視の專横を惡み、近くは征韓の議を阻みたるを憤り、乃ち斷して此舉に出づ。事固と退助の關かる所にあらずと雖も、其門下會、此兇徒を出したるを以て、政府自ら退助を忌み、施て愛

國公黨に及び、迫害日に益、急なり。爲に此黨は其存續を保つこと頗る困難に陥り、未だ幾くならずして自ら解散したり。

政社叢生。土佐の立志社。板垣退助の聲望。

退職參議等民選議院設立建白の事あるや、全國同憂の士、争ひ起て之に和し、到る所に政社を組織し、盛に自由民權の說を唱へ、民選議院設立の急務なるを論じて休まず。各政社中、設立最も久しく、社員最も多く、勢力亦最も熾なるものは、即ち土佐の立志社にして、其社員千名を超え、相偕に泰西法政の學理を窺ひ、佛國革命の所因を原ね、危言激語、復た忌憚する所なし。之を率ふる者は、即ち同郷の先進板垣退助にして、其聲望隆々として全國を歴し、人皆な仰きて以て自由の泰山、民權の北斗と爲し、教を土佐に請ふ者、塗に相望む。凡そ當年自由民權の大義を唱へ、産を破り身を殺して且つ辭せざる者、概ね退助の風を聞て起つ者なり。

佐賀の亂。江藤新平の人物及其事業。

此時に當りて世上民權論者中、暴力を以て專制政府を顛覆し、然る後に公議政府を建設せんことを理想する者、亦甚た鮮からず。先つ起て暴舉を試みたる者を、前參議江藤新平と爲す。新平最も刑名法術に精しく、固く法治急進の說を持す。其嘗て司法卿たるや、刑典を頒ち、獄制を齊へ、行政・司法の分界を明にし、其功其勞、終に没すへからざるものあり。新平又夙に國內の形勢を按し、早く公議の機關を設け、衆と共に政を爲すにあらざれば、雄藩の跋扈、幾と底止する所なしと爲す。其民選議院設立の建白に參加したるもの、決して征韓論破裂の不平を醫せんとするにあらざるなり。政府頑として此建白を顧みざるや、斷乎兵力を以て其志を成さんと欲し、私に之を西郷隆盛及板垣退助等に議る。二人輒く之に應せずと雖も、亦必ずしも之を禁めず。新平謂へらく、「吾先つ起て陳吳たらは、天下必ずや響の如く應し、薩州土州亦相繼て起たん」と。七年一月、慨然として郷里佐賀に歸り、島義勇等不平の徒と議り、相共に兵を擧げて縣廳を襲ひ、終に之を取る。政府は、所在の暴徒、或は之に策應せんことを慮

り、大兵を派して各地を警戒し、主力を以て賊の本據を衝く。賊軍支ふること能はず、四面潰亂し、而して新平逃れて薩摩に赴く。薩人敢て救はず。轉して土佐に入る。土人亦顧みず。人あり、密に之を官に告ぐ。新平捕に就き、四月終に梟首の刑を受け、立憲の壯圖、空しく一場の夢に歸す。

不平士族の蠢動。熊本及山口の亂。

當時政府に反抗して暴舉を企てたる者、必ずしも單り民権の枉屈を憤るか爲のみにあらず、汎く施政の全般に不満を抱き、寧ろ現状を打破して、封建の舊制に復歸せんとするの意圖に成る。高官暗殺を陰謀したる者は是れあり、政府顛覆を計畫したる者は是れあり、皆な新政を憚はすして、舊制を思慕するの念に出づるにあらざるはなし。事態の稍、大なるものは、即ち佐賀の變亂にして、其首魁江藤新平の心事は明なりと雖も、他の滔々たる者、唯、是れ漫然其胸中の不平を漏らさんとしたるに過ぎず。佐賀の亂平くの後、九年十月、熊本に神風連の亂あり、同時に山口に前原一誠の亂あり。亦皆な守舊懷古の念に發したる蠢

動にして、共に直に官兵の掃蕩する所と爲る。但、前原一誠、曩者參議制創設の際、簡拔せられて其任に就き、次て兵部大輔の重職を奉したる者、夫の徒に神風敬神を口にする者に比し、遂に其選を異にすと雖も、兵力を以て政府に抗するに至りては、齊しく是れ螳螂の怒たるを免れず。之を外にして幾多の動亂、所在に紛、起したりと雖も、政府の威力、直に之を鎮定し、一も亂民をして其志を逞ちするを得せしめず。次て西南の亂に遭ひ、官軍頗る賊兵の惱ます所と爲り、天下の耳目、一時此に集中す。

西南の亂。勇退後の西郷隆盛。

陸軍大將前參議西郷隆盛、德望一世に高く、威風海内を壓す。曩者征韓の議容れられずして冠を掛け、飄然故山に歸臥するや、天下概ね其勇斷を喜び、其風采を想望す。退閣の同僚中、四人者は直に民選議院設立を政府に建白したりと雖も、獨り隆盛は其員に加はらず。政府は其或は兵を執りて立たんことを恐れ、江藤新平の佐賀に叛するに及んで、益、此疑惑を深うし、警戒頗る嚴を加へた

りと雖も、隆盛泰然として動く所なく、人をして轉、其心事を付度するに苦まらむ。隆盛の故山に在るや、日夕書を讀み道を求め、學校を開きて子弟に授け、倦めは輒ち山野に獵し、悠々自適、世と相關せざるもの、如し。然も其心一日も國家を忘れず、常に思を潜めて廟堂の施設奈何を見る。百二都城の健兒、皆な其德風を慕ひ、其淪没を惜み、事毎に當路に不滿を抱き、眼を東方の天に注ぎ、悲歌慷慨するもの、其幾たひなるを知らず。十年二月、門下の子弟等、俄然として起ち、乃翁を擁して東上し、嚴に政府の意圖を問はんとす。時に進發の計畫、既に全く熟し、之を制せんと欲して得へからず。隆盛慨然として謂へらく、「可矣。此殘骸を將て、之を見曹に付せんのみ」と。終に將士數萬を率ひ、新政厚德の旗幟を翻へし、行く々々東進して熊本城を圍む。平生政府に不滿を抱く者、所在兵を擧げて之に應じ、西南の天地、日に暗澹たり。飛報一たび東京に達するや、政府直に征討軍を派遣し、苦戰累月、僅に熊本城の圍を解く。賊軍退て鹿兒島背後の城山に據り、死守數日、官軍の追撃益々急にして、終に支ふる能はず。九月二十四日、隆盛以下幕僚從士、悉く此に死す。

立志社員の活動。政府顛覆の陰謀。

西南の變起り、政府轉之か處理に憊むの狀あるや、土佐の立志社は、好機乘して以て立憲の宿望を達すへしと爲し、社員片岡健吉を京都大藏の下に派し、政府に就きて請ふ所あらしむ。大意謂へらく、「如今立法、行政、司法三權の基礎未だ鞏からず、内外の施政、亦允當を失するもの多し。是れ畢竟有司專制の致す所。今の計を爲すもの、速に民選議院を開き、天下の公議に仗りて政を爲すに在り」と。政府は其上書中、不穩の字句あるを辭とし、即時之を却下し、且つ曰ふ、「民選議院の設立は、一に至尊の宸衷に決し、外間の横議を許さず」と。此時に當りて薩軍の勢極めて強旺にして、熊本城の包圍益々固く、官軍之を救解するに力め、續々大兵を増遣し、大阪鎮臺の如き、僅に二中隊の兵を留むるのみ。土佐の人々江卓林有造、岩神昂、藤好靜等、相議して謂へらく、「兵員を土佐に募り、銃器彈藥を上海に購ひ、一舉大阪城を擣き、薩軍と東西相應して、以て官軍を惱まさは、擾亂久しきに彌り、政府亦從て動搖せん。乘して之を顛覆し、茲に公議政府を建設すること、敢て難きにあらず」と。乃ち各事任して計を進む。時に元老院幹

事陸奥宗光官事を以て京都に在り。宗光亦夙に政府改革に意あり、卓等の計を聞きて、大に之に賛し、相呼應して事を借にせんことを約す。既にして有造等土佐に歸り、募兵の事に従ふと雖も、州人躊躇して輒く斷せず、荏苒日を経るの際、熊本城の圍終に解け、大事空しく去る。同志の徒、尙ほ之に屈せず、著々舉兵の計を畫し、且つ刺客を放ちて、京攝間の高官を暗殺せんと企て、偏に宿望を達成せんことを努む。計漏れ、同志悉く捕に就き、各政府顛覆の陰謀罪を以て、卓有造昂好靜、共に禁獄十年に處せられ、宗光は禁獄五年に處せられ、餘黨十餘人、刑を受くること各、差あり。

愛國社。全國同志各政社の聯合。

政府既に大小幾回の内亂を鎮定し、公力の雄大なるを天下に示す。此を以て世上不平の徒、兵力を以て政府に薄るの念を斷ち、言論を唯一の武器と爲し、口を極めて政府の施設を非議し、民選議院の設立を希望するの聲益、高し。板垣退助此機運を看取し、汎く全國の同志各社を糾合し、一致戮力、大に天下の公論

を伸へ、以て民選議院設立に資する所あらんと欲し、新に同志聯合の一社を組織し、舊名を原ねて愛國社と云ふ。此會は之を東京に置き、全國各社より社員數名を擧げ、大政の由て出る所と、天下の形勢事情とを察し、一般人民の公益を謀ることを協議討論し、之を各社に報知して、常に互に其氣脈を通す。(規則 第 二條 第 一 項) 來り會する者漸次増加して、幾と二十餘社を數へ、立志社、隱然牛耳を執り、盛に民權自由を唱へて國論を鼓舞す。

國會期成同盟。國會開設願望書。

愛國社は、屢、集會して時事を議し、十二年十一月の大會、國會開設を至尊に奉請するの議を決し、次回の集會を待て、之か奏疏を起草し、之を閣下に捧呈せんことを約し、各社員皆な郷里に還りて同志を募る。十三年三月の大會、愛國社を改めて國會期成同盟と稱し、同盟規約及合議書(宣言書)を定む。合議書中に曰く、「國會開設の爲、今茲に合同するものを國會期成同盟と爲し、國會の開設して、其美果を收むるに至る迄、幾年月を経るも、敢て此同盟を解かざるへし」「次

會迄には、其府縣國郡の戸數過半數の同意を得て出會するを目的とす」次會には、各組憲法見込案を持參研究すへし」次會の會員は、百人以上の結合ある者に限るへし。但し當會に列する單身の者、及百人未滿の者は、次會迄に百人以上の結合を爲すへし云々。此會議に出席したる者は、二府二十二縣二十七結社社員約九萬人の代表者、及獨立の有志者にして、國會開設願望書を起草議決し、土佐の片岡健吉及岩代の人河野廣中を舉げ、之を閣下に捧呈するの任に當らしむ。願望書全文左の如し。

日本國民片岡健吉河野廣中等敢て尊嚴を冒瀆し茲に謹んで恭しく我天皇陛下に願望する所あらんとす臣等我國に在りて國會の開設を望むこと既に久しく其之を望む所以も亦一ならざるなり故に臣等は今之を上陳せん夫れ天の斯民を生ずるや之に賦するに自由の性を以てし之に與ふるに碩大の能力を以てし其をして至高の福祉を享受せしむ凡そ人間たる者豈此本性を保存して其責を完ふせざるへけんや抑人間の責任も亦重大矣哉蓋し人民の國家を結び政法を立つるも亦其本分を盡し其通義を達せんと

するに在る耳然るに我國の如きは古來政府獨り國政に任し人民亦曾て自ら之に關與することなく自ら之を知らざるもの、如くせり豈是れ斯を可矣とせん哉蓋し此の如きは則ち是れ其自主人たるの力を空ふし一國民たるの權義を缺くの理にして眞に耻つへきも亦太甚しきなり故に臣等は今に在つて中心之を愧ち憾む焉んそ今より參政の權利を得以て陛下が多勞を減するを謀り從來國家の政を舉げ皆悉く一に政府を煩はし政府を勞せし罪を償はざるを得んや是れ其臣等か國會の開設を望む所以の一なり凡國家に急要なる所以の者は人民の一致協和するに在て人民の一致協和することは各人同しく其國を愛するの心よりせざるはなく若夫れ人民にして愛國の心なければ各人別離して一致協和すること靡く國民にして一和せされは變亂隨つて起り百災由て兆し國力爰に衰退し紀綱茲に頽廢し甚たしければ則ち竟に其國を滅ほし若しくは其國の大權を喪ひ不可言の大害を蒙むるに及ふへく而して今其所謂國家の人民をして善く一和せしむるものは其をして自ら國政に關與せしめ自ら國事を審知せしむるに在

つて人民をして愛國の心を減殺せしむるものは専制政體より甚たしきはなれば愈々王室の安泰を保全し其鞏固を得べきことは定律政治に若くことはなく國家を危険に傾け億兆の不幸を醸し易きことも亦専制政治より甚しきはなきなり臣等國民たるもの定律の政治を望まざるへけん哉而して定律の政體を立てんとするも亦必ず國會を開設せざるを得ざるなり是れ其臣等か國會の開設を望む所以の二なり

陛下明治元年の三月に立定せらるゝ所の誓文五個條の一に曰く廣く會議を興し萬機公論に決すと夫れ廣く會議を興し萬機公論に決することを行はんとすれば國會を開設せざるへからざるなり國會を興すは廣く會議を興す所以にして廣く會議を興すの法國會を興すに若くはなく且其公論と云ふものは則ち舉國人民の意思より生ぜすんはあらざるへければ所謂萬機公論に決せんとするも亦國會を興して以て全國の代議人を會するにあらざれば能はされはなり其二に曰く上下心を一にし盛に經綸を行ふと夫れ上下心を一にし盛に經綸を行はんとすれば國會を立てざるへからざる

なり専制の政治は則ち上下の心を隔つるの最にして國會の代議院を設くるものは則ち政府と人民の心を交通し得るの一法なればなり其三に曰く官武一途庶民に至る迄各其志を遂げ人心をして倦まさらしむと夫れ官武一途庶民に至る迄各其志を遂げ人心をして倦まさらしむるの道を爲すものは國會を興さるへからざるなり専制の政治は則ち庶民をして其志を通せず人民の心をして倦厭せしむるの甚たしきものにして而して國會を開くことは庶民をして其志を勵まし人心をして競勉せしむる所なればなり其四に曰く舊來の陋習を破り天地の公道に基くと其れ舊來の陋習を破り天地の公道に基くことを得んと欲するものは國會を興さるへからざるなり専制の政治は則ち舊來の陋習にして立憲政體を立てんとすること

は則當今我國の公論に係り且其適當を見る所なれば則ち公論に循つて適當を見る事を施すものは則ち天地の公道なればなり其五に曰く知識を世界に求め大に皇基を振起すと夫れ知識を世界に求め大に皇基を振起するの實を擧げんとするも亦國會を開立するにあるなり今世に在て國會を開

くことは便ち世界の智を學ぶ所以にして之を開かざることは世界の知識を棄擲して顧みざる者と爲すべく而して皇基を振起するも亦國會を開きて人民の愛國心を發せしめ及び全國の一致するに非されは能はざるへけはなり而して其尾に曰く我國未曾有の變革を爲さんとし朕躬を以て衆に先んし天地神明に誓ひ大に斯國是を定め萬民保全の道を立てんとす衆亦此趣旨に基き協心努力せよと夫れ萬民保全の道は豈專制政體を改革して立憲政體を定むるに在らざらん哉是れ其臣等か國會の開設を望む所以の三なり

陛下曾て億兆に告ぐるの翰文に曰く近來宇内大に開け各國四方に相雄飛するの時に當り獨り我國のみ世界の形勢に疎く舊習を固守し一新の效を圖らず朕徒らに九重中に安居し一日の安を偷み百年の憂を忘るゝ時は遂に各國の凌侮を受け上は列聖を辱め下は億兆を苦めんことを恐る故に朕爰に百官諸侯と廣く相誓ひ列祖の御偉業を繼述し一身の艱難辛苦を問はず親ら四方を經營し汝億兆を安撫し遂には萬里の波濤を開拓し國威を四

方に宣布し天下を富嶽の安きに置かんことを欲すと於戲陛下の志や亦阜矣哉陛下洵に已に此志あり豈に國會を開かざるへけんや專制政體を墨守して之を改めざることは世界の形勢に疎く舊習を固守し一新の效を圖らざるものにして國家一日の安寧を失ひ易く還た百年の憂を醸し遂に各國の凌侮を受け一は列聖を辱め一は億兆の苦となるへく國會を開立して憲法を確定すること億兆を安撫し天下を富嶽の安きに置くの道なればなり而して臣等善く陛下の志を體認し陛下の業を助けて神州を保全せんとするも亦必ず參政の權利を得ざるへからされはなり是れ其臣等か國會の開設を望む所以の四なり

陛下明治八年の四月を以て發する所の詔に曰く朕即位の初め首として群臣を會し五事を以て神明に誓ひ國是を定め萬民保全の道を求む幸に祖宗の靈と群臣の力に頼り以て今日の小康を得たり願ふに中興日淺く内治の事當に振作更張すへきもの少しとせず朕今誓文の意を擴充し茲に元老院を設け以て立法の源を廣め大審院を置き以て審判の權を鞏くし又地方官

を召集し以て民情を通し公益を謀り漸次に國家立憲の政體を立て汝衆庶と俱に其慶に頼らんと欲す汝衆庶或は舊に泥み故に慣るゝことなく又或は進むに軽く爲すに急なることなく其れ能く朕か旨を體して翼賛する所あれと陛下の心進んで既に此に至る何爲れを獨り國會を開設せざるを得ん哉今夫れ未だ曾て一步を動着せずして漸次に百里を行かんと欲すと云ふ者あらは人其れ之を不當と云はざらん哉夫れ我國は未だ國會なきものなり陛下漸次に立憲政體の完具することを望まは即ち今先づ國會を開設すべく未だ國會を開設せずして而して漸次に立憲の政體を立てんと欲すと云は、是れ何そ未だ一步を動着せずして漸次に百里を行かんとすと云ふ者と異ならん哉是れ其臣等か國會の開設を望む所以の五なり陛下即位以來勇斷決行する所亦一ならず明治四年廢藩立縣の擧あり亦隨つて國民に參政の權利を與へざるを得ん哉何となれば則ち今藩を廢し縣を立つる者は全國の善く結合するを欲するか爲にして全國の眞に結合すへきは各民其利害を同ふし其心志を一にし共に其一國を愛するの道を開

かされは能はざるべく而して國內各其利害を同ふし其心志を一にし共に其一國を愛せしむるの道は國會を開設するより良きはなければなり同く五年に全國募兵の法を立つることあり亦隨つて國民に參政の權利を與へざるを得ん哉何となれば即ち全國募兵の法を立つるものは舊來の法制の如く國中に兵衆を分ち獨り一部の士族のみを以て兵の責を專任せしむる時は國家未だ鞏固なること能はざるか故に國を以て國を護るの固きを取らんとするものにして國家の眞に固きことは萬民善く一致して同しく其國に報ゆるの心を發せしめざるへからざるべく而して萬民克く一致し同しく報國の心を發せしむるの道は國會を開設するより良きはなければなり同しく六年に地租を改正するの令を發し地券を行へり亦隨つて國民に參政の權利を與へざるを得んや何となれば地租を改正し地券を行へるものは天下は天下の天下にして政府の私有に非らざるか故にして既に地券を發すれば則ち國土は政府の私有に非ざること甚だ彰著なり國土既に政府の私有に非されは則ち人民の身命財産も亦政府の私有に非ざるなり人

民の身命財産實に政府の私有にあらず政府是等に就て租税を徴するは人民の私有より徴すと云はざるを得ざるなり將た其租税は國家の爲に徴するものなれば則ち已に收むる所の租税は必ず之を國家の共有物と謂はざるを得ざるなり而して今夫私有は其主一人にて之を處置するの權あるべく共有は其衆と共謀せざるへからざること實に理の當然なれば政府業に既に地券を發行して天下は天下の天下たることを明にすれば則ち租税を天下に徴し及び既に收めて國家の共有物となれる所の租税金を處置するには政府一己にして之を爲すへき義あることなく必ずや全國人民と共議せざるを得ざるへければなり是れ其臣等か國會の開設を望む所以の六なり

凡そ人民の其國に在つて義務を盡す所以のものは其國に在つて安全幸福を受けんと欲するか爲めにあらざるはなきなり然るに我國維新以來十有餘年間の如きは兵亂相續き騷擾輟むなく未た一歳の靜寧安綏を得て以て民共生を聊んする能はず而して叛亂の既に起るに至りては政府固より之

を鎮制せざるにあらずと雖も而も叛亂の起るや人命を傷害し財貨を費耗し其慘毒を社會に流すこと實に甚たしく國家の元氣を減損すること少小にあらざるなり陛下豈に之を顧みざるを得ん哉臣等豈に黙過することを得ん哉而して是の如きの國勢を救正すへきものは國會を開設するより先なるはなきなり是れ其臣等か國會の開設を望む所以の七なり

凡そ國家は人民の湊合するものにして國家の事は人民の事ならざるはなく國家の盛衰治亂は人民の安危憂歎に關せざるはなくして而して邦國の盛衰治亂は國家の財政に關すること甚た多し然るに今日我國の如きは國債固より夥しく紙幣頗る過多にして物價騰貴し而して其勢愈益甚しからんとす豈に憂ふへきにあらずや就中外債の如きに至りては事實に外國に渉る若し夫れ償却の道を誤るに至らば則ち實に國家の存亡に關すへし豈に憂ふへきにあらずや臣等陛下と共に之を慮らざるを得ん哉然り而して其勢の此に至るものは國家甚た變動多く非常事件の頻りに生せしに關するものなれば今の計を爲す者は宜しく變亂の根を醫し其本を療すへくし

て而して其事は則ち國會を開設して人民の自主と愛國心を發生せしめ全國人民の心思を通して相一致し相合同せしむるにあるへし是れ其臣等か國會の開設を望む所以の八なり

如今各國四方に雄飛するの秋に丁り確然國家の獨立を維繫し管に外國の凌侮を受けざるのみならず萬里の波濤を開拓し國威を四方に宣布せんとするは前既に云ふか如く實に陛下の志す所にして臣等の同しく欲する所なり然るに我國今日の如きは海外各國に對し未だ十分に能く獨立の大權を張ることなく屈辱を受くる者實に尠なからざるなり而して今若し之を一變することなく徒らに經過せんとすれば則ち益々屈辱を蒙りて止むことなく遂に言ふに忍ひざるの大事を生み出せんも亦測るへからざるへし豈に概せざるを得ん哉抑も亦思はざるへけん哉然り而して國家の原素たる者は人民にして國は民に由て立つ者なれば人民に自主自治の精神なく人民に人民たるの權利を有することなければ國家は能く不羈獨立すへきことなく克く國權を張るを得へからざるの理なれば今先づ國會を興さるるを

得ざるへきなり是れ其臣等か國會の開設を望む所以の九なり

以上臣等か以て國會の開設を望む所以の大略なり蓋し今日我國に於て國會を開設することは陛下の曾て欲する所にして臣等の固に望む所國家に在て已むへからざる所と爲すへし故に臣等は常に陛下を賛けて早く國會の興立を見んと欲し國會を開設して陛下と共に至大の慶福を保たんと欲し寤寐國會の事を思ひ造次にも亦其他を念はざるなり陛下乞ふ之を熟察し臣等の願を許して以て國家を安んせよ臣等請ふ陛下國家の爲めに國會を開設するを允可して以て臣等か願に副へよ若夫れ之を開設する方法制度に至りては願くは之を開設するの允可を得るに隨て適當の代人を出し陛下と與に協議して之を定めん然れとも陛下臣等か考案を聽かんと爲さは臣等固より書して以て之を上り或は口つから之を陳せん陛下乞ふ早く允可を示せよ臣健吉臣廣中等頓首頓首謹願

願望書執奏拒絶。志士の憤慨。

願望書捧呈委員片岡健吉、河野廣中の二人、四月十七日、先づ太政官に詣り、願望書を出して之か執奏を請ふ。太政官之を拒む、曰く、此種の文書を執奏するは、固と太政官の管掌にあらずと。健吉等乃ち去て元老院に赴き、同一の希望を陳す。元老院は、一たひ願望書を受領し、次て之を太政官に轉送す。是れ蓋し此願望書を以て、立法に關する建白書の一種なりと爲し、元老院建白規則に依り之を受領したるなり。健吉等、願望書の建白書と異なる所以を辯するに及んで、元老院は、建白以外の文書を受領する能はずと爲し、五日八日、終に之を却下す。健吉等再び太政官に詣り、切に願望書の執奏を請ふと雖も、太政官斷して之を斥く。此に於て、「人民は、立法事項に關し、元老院に建白することを得るも、之を天皇に願望する能はず」との斷案を得、願望書終に天閣に達せずして已む。同盟會員は、皆な政府の亡狀を怨み、十一月重ねて其大會を東京に開き、四方脈絡を通し、必ずや其素志を達成せんことを相約す。

國會開設の建白及請願。志士有司の問答。

國會期成同盟の國會開設願望に先たち、岡山縣及福岡縣の志士、各、國會開設を元老院に建白し、元老院之を受領す、共に十三年一月の事に係る。爾來國會開設の希望、全國に共通し、之か請願書を携へて帝都に上る者、道に相望む。之を太政官に捧げて執奏を請へは、太政官之を拒む。曰く、「是れ名は請願と曰ふと雖も、實は即ち建白にして、太政官は建白を受領するの門戸にあらず」と。更に之を元老院に呈すれば、元老院は、建白と看做して之を受領し、建白を待つのを以て之を待たんとす。請願の以て建白と異なる理由を辯し、之か執奏及指令を請へは、元老院直に之を却下す。此を以て有志の徒、請願書を懷にして、太政官と元老院との間を彷徨し、或は左大臣熾仁親王に哀訴し、若くは右大臣岩倉具視に面陳し、百方請願書の受理を請ふと雖も、終に要領を得ず。呈する所の文書は省せられず、面會を求むるも許されず、太政官に行くこと再四にして、終に關人の拒む所となる。曰く、「立法及政治事項に關し、天皇に請願するの法規

未だ存せざるを以て、人民之を行ふことを得ず。但し之か意見を上陳せんと欲する者は、宜しく法規に遵ひ、元老院に建自すへし。曰く、然らば則ち人民は、天皇に請願するの権利なきか。曰く、何ぞ然らん。権利は固と天の賦與する所、法律を以てするにあらざれば、之れを奪ふこと能はず。曰く、我邦未だ天賦の請願權を奪ふの法律なく、又政府嘗て請願を受理したる先例あり。故に本件請願の如きは、當然受理すべきものにあらすや。曰く、國會開設は、事、帝國全局の利害に關し、一地方一部人民の請願すべきものにあらす。曰く、果して然らば、全國民一致して請願せば、政府之を受理するか。曰く、許否一に天皇の宸斷に存す。曰く、請願書を受理せずして、焉んそ宸斷を請ひ奉ることを得ん。且つ夫れ……。曰く、説明の限にあらす。……奴輩速に退れ……。憐むへし國民の熱涙を宿したる國會開設の請願書は、政府の爲に之か受領を拒絶せられ、志士累月の苦辛、空しく水泡に歸す。

國論澎湃。政府屈讓。

國會開設願望書排拒の一事、益、國民の公憤を激成し、政府を怨嗟するの聲、囂々として街衢に滿つ。此國論勃興の際、舊清華の裔西園寺公望、新に佛國より歸り、同志と共に盛に佛國學派の自由民權論を唱へ、東洋自由新聞を發行して一世を警醒す。從來政論界に馳驅したる者、概ね草莽の措大に過ぎすと雖も、茲に華胄の公子、敢て野人と伍して激論を唱ふるに及んで、政府は其必ずや民間の政論に勢焰を添へんことを虞れ、巧に公望を野黨に奪ひ、且つ之をして機關新聞を廢刊するの已むを得ざるに至らしむ。此小策を以てするも、以て天下の大勢を動かすこと能はず、自由民權の論調、日に益、高し。政府は今に至るまで、極力民論を抑壓し、國會開設の希望を排拒したりと雖も、澎湃たる民論の趨勢に省み、又四周の情況に察し、終に立憲の廟謨を定め、發して十四年十月十二日の大詔と爲り、國民の熱烈なる宿望、茲に始めて將に驗あらんとす。

第二節 政黨結成の機運

自由黨結成。國會期成同盟の存廢。

國會開設願望書の政府の爲に排拒せらるゝや、國會期成同盟は、此一敗に屈せずして、更に再舉の計を盡す。會員中、單に國會開設の希望を號呼するを以て足れりとせず、且つ進んで自由主義の政黨を組織するの必要を唱ふる者あり。評議の極、政黨組織の時期未だ到らずと爲し、姑く國會期成同盟の存立を保つに決し、而して政黨組織論を執る者は、別に自由黨なる一政黨を起さんとし、略其盟約を定む。既にして政府の非公益、長するに及んで、國會期成同盟及半成自由黨は、兩團相對立するの益なきを悟り、將に相合して一政黨を組織せんとするの際、忽ち明治二十三年國會開設の大詔を拜す。此に於て兩團聯合大會を開き、容易に合同結黨の議を決し、新團體を名けて自由黨と云ふ。唯、其總理の選任に關し、各員の希望二派に別れ、一は板垣退助を推し、他は意を後藤象二

郎に屬し、連日紛争を累ね、議輒く決せず。選舉の結果、象二郎多數を以て總理に當選したりと雖も、土佐派の黨員中、象二郎を忌む者頗る多く、象二郎亦其任に當るを欲せず。乃ち役員全部の再選を行ひ、總理に板垣退助を、副總理に中島信行を、常議員に後藤象二郎、馬場辰猪、末廣重恭、竹内綱の四名を舉げ、盟約及規則を議決し、茲に自由黨の成立を告げたり。時に十四年十月三十日にして、國會開設の大詔渙發より二旬の後に在り。左に其盟約を録す。

吾黨は自由を擴充し、權利を保全し、幸福を増進し、社會の改良を圖るへし
 吾黨は善美なる立憲政體を確立することに盡力すへし
 吾黨は日本國に於て吾黨と主義を共にし、目的を同くする者と一致協合し
 て以て吾黨の目的を達すへし

板垣退助の遊説。岐阜の悲劇。

板垣退助の自由黨を總理するや、全力を注ぎて其主義を天下に宣傳し、南船北馬、席暖かなるに暇あらず。十五年四月、東海各州を遊説し、一日岐阜の有志懇

親會に臨み、一場の演説を試みたるの時、會、刺客あり、匕首を懐にして公衆の間に雜はり、「國賊」の一聲、退助の左胸を刺す。退助聲に應じて叫んで曰く、「板垣死すとも自由は死せず」と言ひ畢りて鮮血の上に俯す。幸にして其負傷甚た重からず、幾くならずして快癒することを得たり。刺客は愛知縣の人相原某、現に小學教員の職を奉ずる者。某常に保守の思想を懐き、退助及其徒與の言説を聞き、以て我が國體を害ふものと爲し、終に慨然として此舉に出つ。報一たひ東京に達するや、皇上特に勅使を派し、懇に其症狀を問ひ、政客黨人、往て之を慰問する者亦尠からず。自由黨は、其或は政府の指駭に出つるを疑ひ、自ら兩間に惡感を結ひたりと雖も、政府の毫も之に關與せざりしこと、日ならずして判明したり。

改進黨結成。嚶鳴社。東洋議政會。鷗渡會。

前參議大隈重信、前年廟堂を逐はるゝの後、學校を都下早稻田に設け、政法經濟の學を教へ、彬々有用の才を養ひ、更に在官中の部下及天下の同志と相議り、新

に改進黨主義の政黨を組織し、名けて立憲改進黨と曰ふ。此より先き民權論の國內に勃興するや、朝野の同志相集りて、嚶鳴社なる政社を起し、屢討論演説會を開き、學術を講談し、時事を討議し、之を公衆に訴へて、其政治智見を拓くに力む。此會の牛耳を執る者は、沼間守一にして、河野敏鎌、河津祐之、益田克徳、島田三郎等、社中の錚々たる者なり。既にして政府令を發して、官吏の政談會同を禁するや、守一は斷然民間に下り、依然嚶鳴社を指導し、更に東京横濱毎日新聞に據りて所懐を披瀝し、自由黨の前身愛國社と歩調を一にして、國會開設の運動に力む。當時嚶鳴社と相駢ひて、東京の論壇に重きを爲したるものを東洋議政會と爲す。此會に屬する者は、概ね曾て慶應義塾に學ひ、次て大隈重信の鑑識を以て、官職に就きたる者にして、矢野文雄之を總統し、藤田茂吉、犬養毅、尾崎行雄、箕浦勝人等之に屬す。此會亦盛に討論演説會を開き、郵便報知新聞を以て言論の機關と爲し、口に筆に、諄々として政治の要道を講明す。外に小野梓の率ふる鷗渡會なるものあり。時の大學生高田早苗、山田喜之助等數輩、屢江を渡りて梓を墨陀の邸に訪ひ、陰に立憲促進の謀議に參畫す。茲に十四年

十月の政變、大隈重信及部下の吏僚、悉く野に下り、立憲の大詔既に渙發し、自由黨亦成立を告げ、天下の氣運、大に穩健強固なる政黨の出現を待つ。嚶鳴社東洋議政會、鷗渡會は、此氣運に乗して、一大政黨を組織し、重信を戴きて首領と爲し、以て憲政創設に貢獻する所あらんと欲し、十五年三月十四日を以て、其趣意書を發表す。來て之に參同する者鮮からず、概ね多少の文字を解し、若くは恒産常職を有する者なり。四月十六日、其結黨式を舉行し、大隈重信を總理に推薦し、小野梓、牟田口元學、春木義彰の三人を掌事に選任し、之をして黨務を掌らしむ。此黨の趣意書約束左の如し。

大詔一降立憲の事定まる我儕帝國の臣民は萬世一遇の盛時に遭ふ惟ふに、此際如何の計畫を爲し如何の職分を盡し帝國臣民たるに愧ることなき乎、他なし唯一團の政黨を結び相集まり相同ふして我與望を表するあらん耳、來れ我兄弟來て我政黨を結び我臣民たるの職分を盡せよ。

幸福は人類の得んことを期する所なり然とも少數專有の幸福は我黨これに與みせず蓋此の如きの幸福は所謂利己のものにして我黨の冀望する王

室の尊榮と人民の幸福とに反すればなり王室の尊榮と人民の幸福は我黨の深く冀望する所なり然とも一時暫且の尊榮幸福は我黨これを欲せず蓋此の如きの尊榮幸福は所謂頃刻のものにして我黨の冀望する無窮の尊榮と遠永の幸福に反すればなり是を以て若し一に私黨の我帝國を専らにし王室の尊榮と人民の幸福を蔑にし目前の苟安を偷み遠永の禍害を顧みざるものあらは我黨は之を目して以て公敵と爲さんとす我黨は實に王室の無窮に保持すへき尊榮と人民の遠永に享有すへき幸福を冀ふの人を以て此政黨を團結せんとす來れ我兄弟來て我政黨を結び以て其冀望を表明せよ。

政治の改良前進は我黨の冀望して止まざる所なり蓋政治にして其改良を加へ其前進を爲さざれば徒らに無窮の尊榮を冀ひ空しく遠永の幸福を望むも終に之を全ふするを得へからざればなり政治の改良前進は我黨之を冀ふ然とも急激の變革は我黨の望む所にあらず蓋其順序を逐はすして遽に變革を爲さんことを謀るは即社會の秩序を紊亂し却て政治の進行を妨碍するものなればなり是を以て夫の陋見に惑ひ徒らに守舊を主とし夫の

急驟を競ひ好んで激昂を務むるもの、如きは我黨の卻けて共に其冀望を與にせざるものなり我黨は實に順正の手段に依て我政治を改良し着實の方便を以て之を前進するあらんことを冀望す依て約束二章を定むること左の如し

我黨は名けて立憲改進黨と稱す

我黨は帝國の臣民にして左の冀望を有する者を以て之を團結す

王室の尊榮を保ち人民の幸福を全ふする事

内治の改良を主とし國權の擴張に及ぼす事

中央干涉の政略を省き地方自治の基礎を建つる事

社會進歩の度に隨ひ選舉權を伸潤する事

外國に對し勉めて政略上の交渉を薄くし通商を厚くする事

貨幣の制は硬貨の主義を持する事

三田派の去就。 自由改進黨 兩黨の同根。氣風の異同。

此時に當りて英國法政經濟の學、盛に天下に行はれ、世の政治を論議する者、概ね材を英學に取る。都下三田の慶應義塾、其徒最も多く、優に學界に雄視し、自ら重きを政界に爲す。塾主福澤諭吉、夫の後藤象二郎と交誼頗る厚し。曩者自由黨創立を企てたる者、私に之を奇貨とし、象二郎を推して首領と爲し、以て諭吉の門下生を其黨内に羅致せんとし、門下生等亦心之を希ふ。自由黨創立大會、先づ象二郎を其總理に公選したるもの、蓋し之か爲なり。象二郎其選を辭し、退助之に代るや、三田派は、象二郎の下に別に一黨を組織せんと企て、其計圖頗る進むと雖も、象二郎其首領たるを肯んせず。會、大隈重信起ち、新に政黨組織の計を樹つるあり。三田派乃ち他の同志と共に、争うて重信の傘下に投し、茲に改進黨の成立を見る。自由改進黨兩黨の成立事情、實に此の如く、幾と兄弟の行あり。況や共に進歩主義を持し、又藩閥政府を以て、其共同の對敵とす。然らば則ち兩黨に赴く者、宜しく同一旗幟の下に立ち、一致して其主義目的を

達成するに努力すへきなり。理や即ち斯の如しと雖も、兩黨の對立は、實に事情の已む能はざるに出つ。夫れ自由黨に入る者と、改進黨に往く者と、其人の氣風好尚全く相反し、而して兩黨の黨員を求むるや、自ら階級方面を異にし、幾と途ゆへからざるの分界を劃す。概するに自由黨員は、危激の言論を喜び、革新の功を一舉に期し、改進黨員は、進歩を順路に求め、溫和の間に其主張を貫かんとす。自由黨員は、稚氣愛すへきも、經綸に乏しく、改進黨員は、思慮餘りあるも、誇街滿心、復た近づくへからず。往て自由黨に投する者、多くは是れ燕趙悲歌の壯士にして、學あり財ある者は之に加はるを欲せず。改進黨乃ち乘して以て黨員を社會の中層に求め、世の自由黨に赴かざる者を羅致することを得たり。(各政黨創立當時、地方累代の富豪にして、進んで自由黨に入り、多年黨事に奔走し、爲に父祖傳襲の家産を蕩盡したる者、其例に乏しからず。而して改進黨に赴きたる者、盡く學と財とに富むにあらざるや論を待たず。本文記する所、唯、概數を以て之を言ふのみ。)此を以て改進黨は、紳士の集團を以て自ら居り、私に自由黨の無學無資にして、鹿野暴横なるを嘲り、自由黨は、改進黨の無

氣無力にして、輕薄陰險なるを憎み、兩々抵排して相下らず。凡そ兩黨員の氣風好尚の相反すること、洵に此の如きものあり。是れ其主義對敵を同うして、然も終に同一旗幟の下に立つ能はざる所以なり。

帝政黨結成。當路有司の發意。

自由黨及改進黨に續き、立憲帝政黨亦起る。是れ當路執政中、伊藤博文井上馨等長州派大臣の發意後援に成る所なり。博文等近時政黨叢生の勢を目睹し、其言論の往々危激に流るゝを忌み、密に旨を時の日報社長(東京日新)福地源一郎等に授け、之をして保守漸進主義の政黨を作り、以て自由改進黨兩黨に對抗する所あらしむ。源等直に黨議綱領を草し、當路有司の檢閱批正を受け、未だ一人の黨員を募るに及はずして、即時結黨を敢てし、名けて立憲帝政黨と曰ひ、改進黨の結黨に後るゝこと僅に四日にして、其黨議綱領を發表す。此黨の論議する所、大に世潮に逆ひ、自ら時人の冷笑惡罵を買ひ、之に加盟する者は、唯、神官僧侶町村吏其他固陋守舊の輩にして、毫末も重きを政界に爲さずと雖も、其

平生の言議は、端なく後年發布の憲法及附屬法律の上に現はる。是れ敢て此黨の意見、政府の採納を得たるか爲にあらすして、政府此黨に内諭し、之をして豫め其意見を代辯せしめたるのみ。其黨議綱領左の如し。

我立憲帝政黨は明治八年四月十四日及明治十四年十月十二日の勅諭を奉戴し内は萬世不易の國體を保守し公衆の康福權利を鞏固ならしめ外は國權を擴張し各國に對して光榮を保たんことを冀ひ漸に循て歩を進め守舊に泥ます躁急を争はず恒に秩序と進歩の併行を求め以て國安を保維し以て改進を計畫せんことを主趣とす依て左に掲ぐる所を以て我黨の綱領と定む

國會開設は明治二十三年を期すること聖勅に明なり我黨之を遵奉し敢て其伸縮遲速を議せず

憲法は聖天子の親裁に出ること聖勅に明なり我黨は之を遵奉し敢て欽定憲法の則に違はず

我皇國の主權は聖天子の獨り總攬し給ふ所たること勿論なり而して其施用に至ては憲法の制に依る

國會議院は兩局の設立を要す

代議人選舉は其分限資格を定むるを要す

國會議院は國內に布く法律を議決するの權あるを要す

聖天子は國會議院の決議を制可し若くは制可せざるの大權を有し給ふ

陸海軍人をして政治に干渉せしめざるを要す

司法官は法律制度の整頓するに従て之を獨立せしむるを要す

國安及秩序に妨害なき集會言論は公衆の自由なり演說新聞著書は其法律の範圍内に於て之を自由ならしむるを要す

理財は漸次に現今の紙幣を變し交換紙幣となすを要す

地方群起の各政黨。中央三黨の流派。

曰く自由黨、曰く改進黨、曰く帝政黨、是れ實に當年中央に鼎立したる三大政黨にして、此等諸黨の結成に前後し、地方到る所に政黨の叢生するを見る。概ね中央三黨の流を酌むものにして、殆ど同心一體として、氣脈互に相通するものあり。或は齊しく同一主義を奉ずるも、毅然として獨立するもの亦是れあり。

地方政黨中、其勢力雄大にして、侮るへからざるもの亦鮮からず。大阪の立憲政黨、熊本の紫溟會、九州改進黨の如き、蓋し其鋒々たるものなり。立憲政黨は、東京の自由黨と主義目的を同うし、東西相呼應して、憲政を扶植せんことを努む。此黨を總理する者は、自由黨の副總理中島信行にして、兩黨の關係、譬へは猶ほ本支の相離るへからざるか如し。紫溟會は、參事院議員安場保和、太政官大書記官井上毅等、熊本人の創立する所にして、保守國權論を執り、立言堂々、基礎亦頗る鞏く、後年漸次其勢力を中原に及ぼす。九州改進黨は、從來九州諸縣に存立したる自由主義政社の聯合國體にして、自由黨の盟約三章を取りて其綱領とし、其成素たる各地の政社は、地方部として之を本黨の下に管す。是れ改進黨を以て其黨名と爲すと雖も、實は自由黨の分派なり。

三黨信奉の標的。主權の論争。自由黨の言論。

中央三大政黨の主義綱領なるもの、各其條下に掲記する所の如し。之を概するに、自由黨は佛國の學說を祖述し、改進黨は英國の制度に私淑し、而して帝政

黨は帝國の古格を保守せんとす。夫の佛學を修めたる者、及其流派を酌む者は、概ね自由黨に入る。夫の英學を修めたる者、及其流派を酌む者は、概ね改進黨に入る。當時官立の大學、亦英國の法政を授け、其成學の士、一部は改進黨に入り、若くは教鞭を大隈重信の學校に執り、他は帝政黨の機關新聞に據り、主として保守主義を鼓吹す。凡そ三黨の議論及性格の異同は、概ね其所屬黨員の習得したる學說、又は其平生尊信する標的の異同より來る。而して其異同を實現して、大に政壇の寂寞を破りたるものは、即ち主權論の争議是なり。「國會開設の後、帝國主權の所在奈何」。是れ實に明治十五六年の交、政壇及學界の重大論題たり。自由黨曰く、「主權は國民に在り。既に國會を開設し、國民議政の事に任するの後、主權の國民に在るや當理なり」と。帝政黨曰く、「主權は天皇に在り。我か帝國の國體、萬世に亘りて此結論を易ふへからず」と。改進黨曰く、「主權は君民の中間に在り。國會は君民意思の合一する所、故に主權は國會に在り」と。見るへし各派の論斷皆な其尊信する邦國の學說制度若くは國體に憑據することを。主權の論戰と相前後し、各黨各員、交、憲制に對する各般の

希望を表陳す。自由黨の所論は頗る激烈にして、一局議院論を唱へ、普通選舉論を叫び、且つ進んで民主政治の利を論じ、又憲法欽定に異議を挟み、憲法は宜しく民約の形式を以てせざるべからざるを論ずるに至る。此等の意見に對し、帝政黨は一々反駁を加へ、總て帝國の國體を以て論を立て、而して改進黨の意見、往々帝政黨と相一致する所あるを見る。

板垣退助の外遊、其感想、途説紛々。

十五年十一月、自由黨總理板垣退助は、同志後藤象二郎と相携へ、急速海外の遊を爲す。其目的、蓋し列國の政體國情を視察せんとするに在り。時に自由黨起りてより僅に一年、政府の壓迫益加はり、意の如く黨勢を擴張する能はず。此を以て黨員中、總理の外遊は、今其時にあらずと爲し、留りて力を黨事に致さんことを望み、交、外遊を禁めたりと雖も、退助之を容れずして、敢然航海の途に上り、普く各國を巡遊し、特に深く英佛兩國の制度政況を視察し、滯留半歲にして、翌十六年六月歸朝す。内に在るの黨員、私に絶大の希望を歸朝後の總理に屬

し、其必ずや一層の熱心を傾けて、益、自由民權の爲に努力することあるを期す。圖らざりき退助の言議此に出でずして、其熱心の程度、却て多少の減退を見ることあらんとは。曰く、「歐洲各國の生活社會は、現今著大の進歩を示すと雖も、政治社會の進歩之に伴はず。我國の事情は之に反し、政治社會獨り大に進歩して、生活社會は遙に下位に在り。凡そ人間社會は、生活の必要ありて、然る後に政治の用あり、是れ則ち自然の定則なりとす。彼の歐洲の生活社會の進歩して、政治社會の之に遅れたるは、即ち此自然の定則に隨ふものにして、我國は之を顛倒し、政治ありて然る後に生活あるの景狀に陥りたるは、最も慨嘆せざるべからず」云々。自由黨員は、其言の我か豫期に反するに驚き、轉、總理に失望し、終に脱黨を敢てする者あるに至る。此より先き退助外遊の途に上るや、事倉卒の間に決し、人共眞意を解するに苦しみ、各般の風説道路に高し。曰く、「退助は、官民交、相闘くの國家に不利なるを悟り、曩者政黨を起して政府と對抗したるの無謀を悔い、頗る舉措に惑ふの際、政府の策士、巧に之を籠罩し、資を給して之を海外に追ひ、之をして漸次自由黨と絶たしむるの計に出つ」と。是れ蓋

し一場の塗説たるに過ぎずと雖も、改進黨は尙ほ其有的なるを疑ひ、頗る惡聲を退助に發つ。平生感情相和せざる自由、改進黨の兩黨、此問題に逢ひて、端なく論戰を開き、攻擧辯難、頗る激烈に亘り、感情爲に益、疎隔し、茲に誼るへからざるの怨恨を結ふに至れり。

政府の政黨離間策。三菱問題の紛議

政府は、自由、改進黨兩黨を離間し、以て其同盟の鋒銛を挫くの策を執る。夫の板垣退助外遊資官給説の如き、固と世人の推測に出つと云ふと雖も、之を流布するに力を假し、若くは故らに此流説を黙々に付し、世人をして之に信を置かしたるものは即ち政府なり。政府は更に所謂三菱會社問題なるものを提し、以て益、兩黨の反感を激成せんことを企てたり。三菱會社は、土佐の人岩崎某の主宰する所にして、海上運輸の業を營む。某や維新の初、空拳を以て業を創め、過大の保護を官に受け、事業日に月に盛運に赴き、忽にして財巨萬を累ね、豪華王侯を凌ぐ。此異數の富を致したるもの、其人の材幹と時運の好適とに頼

ると雖も、其主因は實に官の保護に存し、而して當年路に當り柄を乗り、某の爲に保護の策を斷したる者は、即ち大藏卿大隈重信是なり。此を以て某深く重信を徳とし、之に酬ゆるに財を以てし、好遇至らざる所なく、重信退職の後に及んで衰へず。重信亦暴富を以て聞ゆ。其致富の原因や輒ち知るべく、改進黨經費の出所の如き、亦問はずして明なり。政府謂へらく、「改進黨の活力を奪ふは、其首領重信の糧道を絶つに在り。重信の糧道を絶つは、三菱會社の勢力を殺くに在り」と。時に三菱會社は、海運業獨占の權を利し、其行動頗る專肆に流れ、弊の指摘すべきもの、甚た鮮からず。此に於てか政府は、十六年春、別に共同運輸會社の設立を許可し、之をして三菱會社と共に、兩々相對して海運の業を營ましむ。夫れ壟斷の弊を破るは、施政の善なるものなり。然も政府の目的は、彼に在りて此に在らず。乃ち政府は、陋劣の意圖を以て、偶然善良の政治を行ひたるものなり。自由黨固より改進黨を忌み、自ら其首領重信及同臭三菱を憎み、政府の處置を見て、相共に快哉を叫ぶ。改進黨間、三菱會社の爲に辯護し、共同運輸會社設立の非を論するや、自由黨終に猛然として起ち、攻撃の鋒を改

進黨に加へ、慢罵の聲甚た鋭し。曰く「三菱は奸商なり、之を幫助する改進黨は偽黨なり。奸商や退治せざるへからず、偽黨や撲滅せざるへからず。之を退治し之を撲滅するにあらずんば、國家民人の福利得て擧ぐへからざるなり」と。改進黨亦之に應對し、機鋒を露出して之を争ふ。論戰益熾なるに及んで、自由黨は、重信在官中の曲匪を摘發し、其施設と併せて、其人身を攻撃し、又三菱の帳簿に據りて、其暴利不正の跡を證し、之を新聞紙上に連載し、之を公衆の前に演説し、其指目せる所謂三姦を攻撃して餘力を残さず。蓋し卒然之を見れば、三菱問題に關する自由改進黨兩黨の論争たる、單に偶爾の衝突たるに似たりと雖も、之を畫策誘致したるものは即ち政府にして、兩黨自ら之を覺知せざるなり。爾來兩黨の遺恨、深く骨髓に徹し、自ら永久不和の基を爲し、其共同の政敵をして、揚々凱歌を奏して、他の無智を嘲けらしむ。

第三節 政府の抑壓

附 政黨の衰運、政治犯續發

政府の抑壓政策。其反響。

國論勃興し、政黨叢生するや、政府は之を阻止鎮壓するに全力を注ぎ、官黨を作りて、民黨に對抗し、策術を弄して自由改進黨兩黨を離間し、且つ公力を揮て言論集會の自由を抑制し、苦計陋策、施して至らざる所なし。爲に國論日に萎縮し、政黨の解散頻々相踵き、依然其黨名を存するものを以てするも、氣息奄々として、僅に殘骸を留むるに過ぎず。政府の此抑壓政策や、端なく國民の危険思想を養ひ、慷慨激越の徒を驅りて、交暴動を企つるに至らしむ。此輩皆な政府顧覆、大臣暗殺を目的として起ち、其意氣や頗る壯なりと雖も、其計畫は總て兒戯に類し、一も其目的を達する能はず。爾後政府の權勢獨り昌にして、民間人士、全く手を收む。是れ實に十七年前後、我が政界の概況なりとす。

言路壅蔽。建白請願の制限。

維新の政府、大に言路を洞開し、特に待詔局を東京に設け、汎く草莽處士の建言を許し、管に之を拒まざるのみならず、寧ろ之を奨勵し、汲々として唯、其遺漏あらんことを維れ恐る。既にして建白の事務を集議院の管掌に移し、設ひ現在に行ふへからざるものと雖も、懇に建白者を慰諭推奨し、力めて壅塞の弊なからんことを期す。尋て官制の改正に伴ひ、建白の事務は左院に移り、又正院分局に移り、更に元老院に移りたりと雖も、各官衙の之を處理すること、敢て粗略にせず。幾くならずして政論國內に勃興し、民選議院設立を冀望するの聲益、高きに及んで、政府は漸次人民の建白權を殺き、凡そ元老院の受領する建白は、一に立法事項に限り、他事を言ふものは之を廢棄し、且つ取舍を提言者に告げざるの制を設け、九年一月太政官達を以て之を告示す。爾來建白の名稱を以て提出するものは、元老院之を受領し、願望其他の名稱を以てするものは、建白として之を受領し、若し建白と性質を異にするを附言せば、元老院直に之を却下し、他の官廳一も之を受領せず。夫の愛國社約九萬人の希望を集めたる國

會開設願望書、終に天關に達する能はさりしもの、政府一に此等法規を以て障壁と爲したるに由る。既にして國會開設建白の運動、再ひ將に盛ならんとするに及んで、政府は豫め之か阻止の計を立て、十三年十二月の布告を以て、「凡そ人民の上書、一般の公益に關するものは、何等の名目を以てするに拘らず、渾て建白と爲し、元老院に於て取扱ひ候條、管轄廳を經由して同院に差出すへし」と規定し、明に門戸を一にし、以て前日紛擾の覆轍を踏むを避く。次て十五年十二月の布告を以て、請願規則を定め、人民各自の利害に關して、行政上の處分を請願せんとする者は、郡區長及戶長職務内の事件より、各省卿職務内の事件に至るまで、先づ其當該官公吏に請願し、其指令に服せざる者は、上級監督官に請願し、順次上進して太政官に請願することを許し、頗る煩雜なる手續を設け、刑罰亦之に伴ひ、而して事の建白に屬すべきものは、之を受領せざることを規定す。此に至りて建白と請願と、全然其性質を異にするの義を明にし、各、受領すべき門戸を異にし、敢て或は之を混淆するを得さらしむ。

言論取締の變遷。 讒謗律。 新聞條例。 出版條例。

新聞紙條例は、亦是れ政府の資りて以て民論抑壓の利器としたる所にして、藩閥擁護の鐵壁たり。蓋し新聞紙なるもの、明治初年既に世上に存したりと雖も、當時印行の術未だ進まず、人智亦甚た幼稚にして、單に瑣事雜説を収録する娛樂文書たるに過ぎず。六年發布の新聞紙發行條目中の一節に曰く、「天變地異、火災、軍事、物價、物産、貿易、生死、嫁娶、官報、文學、工藝、遊宴、衣食、田宅、洋書、譯文、海外雜話、其他世上の瑣事等、世に害なきものは録入を許す」と。當時新聞紙の記載事項は、此等數目の外に出でず。既にして國民の政治智識、漸次啓發するに従ひ、新聞紙亦進化して、政治を報道論議するの機關と爲り、紙面を開放して、以て政客の論壇に供す。夫の退職參議民選議院設立建白書の如き、新聞紙の登錄を経て、忽ち天下に傳播し、駁論往復皆な新聞紙を介し、爲に新聞紙は、政治界最も有用の機關たるに至れり。而して政府の新聞紙を待つこと、極めて寛大にして、自由に政治を論議するを許し、單に束縛を之に加へざるのみならず、却て各般の便宜を之に與へ、言論を獎勵する所以頗る到る。此を以て新聞紙の

論調は、日に危激に赴き、志士交、政府攻撃の文書を寄せ、在官の吏僚、亦新聞紙を藉りて時事を論じ、政府毫も之を咎むるなく、凡そ言論の自由なること、未だ曾て此時より盛なるはあらず。然れとも此自由時代や甚た長からず、八年七月、政府は急に讒謗律及新聞條例を發布し、嚴に言論を束縛し、又普く官吏に令して、政治論説を新聞紙に投寄することを禁制す。熟、新定の新聞條例を見るに、其規定極めて嚴峻にして、瑣末の記事を除くの外、一々筆者の姓名住所を明記するを要し、若し變名を用ひ、又は他人の名を假託するときは、禁獄又は罰金に處し、且つ記述の自由範圍、極めて狹隘にして、一步其範圍を逸すれば、嚴罰直に之に伴ふ。此條例を行ふこと數年、十六年四月、之に改正を加へ、一層新聞紙の取締を嚴にし、益、記述の範圍を限局し、且つ新に保證金の制を設け、又發行禁停止の處分を創定して、陰に言論の自由を奪ひたり。從來禁停止の制なかりしにあらずと雖も、單に以て發行取締の具と爲したるに過ぎずして、所載記事に對しては、即ち金刑又は體刑を科す。今や新に發行禁停止を以て、記事に對する制裁と爲し、詳に之を條例に具す。曰く、「新聞紙に記載したる事項、治安を

妨害し、又は風俗を壞亂するものと認むるときは、内務卿は其發行を禁止若くは停止することを得。新聞紙の發行を禁止若くは停止したるときは、内務卿は其新聞紙を差押へ、又は發賣を禁し、其情重きものは、印刷器を差押ふることを得」と。發行禁止は、新聞社の最も苦痛とする所にして、之を公にしては意見を表示すること能はず、之を私にしては經營に損失を招き、其不便利、實に尋常にあらず。政府詳に此内情を知る、此を以て苟も我に不利なる記事論説あるを見れば、一片の認定、直に禁停止の令を下し、操觚者をして常に恟々として安んずる所を知らざらしむ。若し夫れ出版に關する法規亦新聞紙條例と相駢ひて、禁制極めて嚴なりと雖も、時事を論議する雜誌は新聞紙條例を以て之を支配し、而して單行の書籍に倚りて時事を論議するの例、當時甚た多からざりしを以て、出版條例の政界に及ぼしたる流毒、敢て甚た大ならず。但、改正新聞紙條例を以て「式に依り宣布せざる公文及上書建白請願書は、當該官司の許可を得るにあらざれば、之を記載することを得ず」と規定し、嚴罰を之に付し、次て十六年六月改正の出版條例を以て、前記新聞紙條例を準用すること

を規定し、而して翌十七年十月に及んで、前記宣布せざる文書を記載せる圖書は、條例改正以前の出版に係るものと雖も、之を再版反刻若くは抄出出版を禁し、稍、既得權侵害の嫌ある法令を布きたり。

集會條例 條例適用の範圍

國會期成同盟の運動方式に酣なるの時、政府は突如集會條例を發布し、(四)十三年告)公力を以て之を抑壓せんと試み、著しく言論集會の自由を限局す。左に其法規の二三を掲ぐ。

政治に關する事項を講談論議する爲め公衆を集むる者は開會三日前に講談論議の事項、講談論議する人の姓名住所、會同の場所、年月日を詳記し其會主又は會長幹事等より管轄警察署に届出て其認可を受くへし
管轄警察署長は國安に妨害ありと認むる集會は認可せざるへし
會場派出の警察官は認可の證を開示せざるとき講談論議の届書に掲げざる事項に亙るとき又は人を罪戾に教唆誘導するの意を含み又は公衆の安寧に妨害ありと認むるとき及集會に臨むを得ざる者に退去を命じて之に従はざるときは全會

を解散せしむへし
 政治に關する事項を講談論議する集會に陸海軍人常備豫備後備の名籍に在る者、
 警察官、官立私立公立學校の教員生徒農業工業の見習生は之に臨會し又は其社に
 加入することを得ず
 政治に關する事項を講談論議する爲め其旨趣を廣告し又は委員若くは文書を發
 して公衆を誘導し又は他の社と連絡し及通信往復することを得ず
 政治に關する事項を講談論議する爲め屋外に於て公衆の集會を催すことを得ず

是れ實に條例の大綱にして、犯す者は罰金又は禁獄の制裁あり。夫れ一々講
 談論議の事項等を官に申告すること、既に煩に堪へず。渺たる警察官に不認
 可權及解散權を與へ、又公衆誘導及他社連結を禁止するに至りては、實體に於
 て集會の自由を奪却したるものなり。此條例は大に國會開設期成同盟の活
 動を惱まし、次て自由黨新に成るに及んで、亦之を壓迫するの利器に供せらる。
 警察署の解釋に謂へらく、「自由黨たるもの、其盟約に所謂善美なる立憲政體
 を確立せんと欲せば、政治に關する事項を講談論議する方法に依らざるを
 得ず。故に此の如き政社を結ぶに當りては、當然集會條例に據り、之を警察署

に申告せるへからず。此手續を履ますして集會するは違法なり」と。命して
 其門標を撤せしめ、且つ之を裁判所に告發し、而して裁判所は以て有罪と斷し、
 正副總理未だ其任に就かざるを以て、幹事五人に罰金二圓を科す。

集會條例追加。各黨の條例遵奉。

既にして政黨益、勃興するに及んで、政府は集會條例を改正追加し、(十五年六月)明
 に結社の政談に關する取締條項を設け、且つ一般に政談集會の取締を嚴にし、
 之を厲行して毫も假借する所なく、頗る政黨結社の存立を危くす。(政治に關する事項)
 出で其認可を受くへし其社則を改正し及社員の出入ありたるときも同様たるへし
 『集會に解散を命したるときは地方長官は其結社に依り演説者は仍ほ之を解社せしむ
 内に於て公然政治を講談論議することを禁止し其結社に依り演説者は仍ほ之を解社せしむ
 政治を講談論議するを禁止することを得』結社者若くは集會する者内全國内に於て公然
 政治に妨害ありと認むるときは之を禁止し其罰金若くは二年以上二年以下仍ほ
 密に結社若くは集會する者は十圓以上百圓以下を罰金若くは二年以上二年以下仍ほ
 禁錮に處す』當時自由黨、改進黨、帝政黨、共に未だ結黨を官に申告せず。茲に集會條
 例の追加改正せらるゝや、所轄警察署は、各黨幹事を召喚して、其性質目的等を

訊問し、自由改進兩黨幹事の答申する所略、其揆を同うす。曰く、「我黨は同一意見を抱持する者、懇親の爲に集團する所にして、政治を講談論議する政黨にあらず」曰く、「我黨は政治の圏外に立ちて、盟約の目的を達成せんことを期す」曰く、「我黨は政治を談せず、政治に關する文書を往復せず、黨員の出資を政治に使用せず」曰く、「黨員の名簿を具ふるは、同志の族籍氏名を知り、其出入を詳にせんとするに過ぎず」曰く、「黨員中、或は政談を試むる者なきにあらずと雖も、是れ唯一己の資格を以てするものにして、我黨の關知する所にあらず」云々。兩黨の政黨の名稱を厭ふこと此の如く、其辯解亦窮せりと謂ふへし。警察署は兩黨の目的及行迹に徴し、斷然其政黨たることを認定し、速に條例に據り、申告の手續を履むべきを警告したり。兩黨枉げて集會條例に服するの議を定め、社名社則會場及社員名簿を添へて、之を管轄警察署に申告し、各其認可を受け、而して自由黨の各地方支部及其別働隊たる各社は、共に自ら解散せり。若し夫れ帝政黨は、政社たるの認定を蒙るも、敢て之を争ふことを爲さず、直に結黨申告の手續を了す。曰く、「本黨は未だ名簿等も調製致さず……現今の所

にては黨員三名の外無之……政社と御認め相成候に付ては、條例を奉し此段御届申上……」云々。是れ亦政黨たるの認可を受く。以上記する所、十五年六月より七月に涉るの事に屬す。

府縣會議員聯合集會禁止。

更に一法令の嚴に各府縣會議員の聯合交渉を禁遏するあり、爲に大に個人の自由を害ひ、地方政治の進運を妨ぐることを致す。抑も府縣會の權限は、地方税を以て支辨すへき豫算及徵收方法を議決するに在りて、隣接府縣の事業と至切の關聯を有し、彼此相參考するに足るべきもの尠からず。此を以て從來數縣の縣會議員、相聯合して縣治の意見を交換し、官固より之を制する所なし。茲に某年、北陸某縣の縣會議員某、近縣聯合會議開催を提唱し、誤て忌諱に觸れ、罰金及禁獄の刑に處せらる。此一事、大に各府縣會議員を刺戟し、將に十六年春初を期し、全國府縣會議員の懇親會を東京に開き、以て此際に處するの道を講ずる所あらんとす。政府之を偵知し、機先を制して其集會を禁止せんとし、

前年臘尾、急に一法令を發し(十五年布告)「府縣會議員會議に關する事項を以て、他の府縣會議員と聯合集會し、又は往復通信することを許さず」と定め、何等の名義を以てするも、此禁令を犯すものと認むるときは、地方長官直に之に解散を命じ、命に従はざる者は、集會條例に依り處分するの制を設く。此一撃を蒙るも、各人の意氣毫も屈する所なく、唯、少しく目的の範圍を縮め、府縣會議以外の事項に關して懇談を交へんとし、翌年二月、約百名の有志東京に集會し、其會を日本同志者懇親會と稱し、以て恒久の集會と爲さんとし、諸般規約を協定するの際、内務卿俄然令を發し、其集會を禁止したり。

警視廳の任務。民論抑壓機關。

前來條舉したる警察諸法規執行の任に膺り、政府の爲に民論を抑壓するに努めたるものを警視廳と爲す。抑も警視廳は、七年一月の創設に係り、其職制、内務省の管轄に屬し、帝都警保の事務に服すと云ふと雖も、實は薩閥の權勢を擁護せんか爲に起す所なり。由來薩人の朝に立つ者、權勢に戀々たるの念極め

て深く、常に惴々として他の侵犯を虞れ、乃ち新に警視廳を設け、長官以下要部の屬僚、悉く薩人を以て之に充て、政界の陰微を撃ち、志士の行動を探り、偏に權勢を擁護するに努む。十年一月、一たび警視廳を廢し、内務省に警視官を置き、尋て警保局と改め、十四年一月、再び警視廳を置き、爾後職制に多少の改正を加ふと雖も、要は帝都警保を標榜し、主ら政黨を打撃し、民論を抑壓するの機關と爲す。夫の新聞條例や、集會條例や、建白請願出版、其他警察に關する各種の條例や、其法規既に峻刻を極め、公論爲政の義と相容れず。而して警視廳の之を執行するや、亦甚だ嚴厲にして、故らに法意を敷衍擴張し、秋毫も假借する所なく、微しく法規に觸るゝものあれば、直に之を司法部に求刑し、爬羅剔抉、瑕疵維れ求む。單り言論集會に過度の壓迫を加ふるのみならず、又嚴に黨人政客を監視し、密偵問諜を旅舍旗亭其他の集會に放ち、一々其出入動靜を官簿に登録し、以て異時羅織の資に供し、微しく怪しむべき者あるを見れば、舉動犯の名を以て之を拘禁し、其手段愈、出て、愈、陋なり。此の如きもの皆な下級警吏の行兇希旨の卑念に成り、而して上司交、之を推稱して已ます。凡そ藩閥政府、幸に

餘命を保つことを得たる所以のもの、各般法令を作りて、自ら扞護したるに由ると雖も、之か執行機關たる警視廳に負ふこと、亦頗る大なりと爲す。

政黨解散頻々。帝政黨解散。

法令雨下、嚴に言論集會の自由を束縛し、政黨をして幾と其存立を保つを得さらしむ。此を以て前年國會開設の勅諭渙發に伴ひ、頻々成立したる各地の政黨、相踵て自ら解散し、夫の關西に勢力を張りたる大阪の立憲政黨、九州の重鎮たる同地改進黨、共に同一の運命に陥る。(立憲政黨の解散は十六年三月、九州改進黨の解散は十八年五月、九)政界の形勢此の如きの時に當り、立憲帝政黨亦解散を取てしたり。由來此黨は、當路有司の意を承け、民權諸黨を牽掣せんとして起る所にして、敢て好んで政界に翱翔せんとするの意あるにあらず。政府既に各般法令を布きて、民權諸黨を壓迫し、其效果漸く現はれ、黨界の萎靡振はさること彼れか如く、復た對抗政黨を存續するの必要を認めず。乃ち旨を帝政黨に諭し、此際を時として其黨を解かしむ、時に十六年九月なり。

自由黨解散。解黨趣意書。

自由黨は、其會衆の多き、其勢力の強き、當時實に黨界の尤たり。此黨や、能く政府の壓迫に對抗し、一時存續を保ちたりと雖も、壓迫の益、急なるに及んで、終に之に堪ふるに能はず。乃ち包羞忍耻して、姑く其黨を解き、大に天下豪俊の子弟を養ひ、他日の機運に乗して、卷土重來せんことを期し、十七年十月二十九日、解黨の議を決し、其趣旨を天下に公にす。左の如し。

呼嗟公黨を組織して我邦現時の社會に立つこと何ぞ其れ困難なるの甚しきや

夫れ我黨は天下公衆をして其最大幸福を得せしめんか爲に財產生命すらも且つ之を顧慮するものに非ず何ぞ況や百難千苦をや百難千苦は我黨の進路に於て必らず之れ有るを免れざる所にして我黨は則之を以て殆と其平常の境遇なりと覺悟したり然りと雖も今や我黨は困難の殊に常ならざる時期に撞著し勢遂に従前の如く公黨を結成して社會に立つことは反て我黨の目的を誤らんとするの患害を生し來りしを奈何せんや抑我黨は天

下公衆と共に天下公衆の利益を圖らんとするものなり故に我黨は必要上成へく衆多の人民を結合して最衆最大の黨派を造らざるを得ず是を以て我黨數年間の鞠躬盡力を以てして主義相合し目的相同しき有志者漸く各地に増殖し黨勢漸く伸張するの好結果を得たり此の如くにして愈進んで已まされは我黨派は遂に彼歐洲政黨にも一步を譲らざるの地步を占め我邦に益するや亦甚た大なるへきに各種の事情此圓滑の進路に利ならざるものあるは豈遺憾ならずや夫れ我黨派は甚た衆大なるか故善く之を統治せんとすれば必ず地方部局なるものを置て各其一地方の黨務を整頓せざるを得ず孫子の所謂衆を治むる猶ほ寡を治むるか如し分數是なりとは他なし之を言ふなり然るに集會條例の出て、より總て政黨か分社分局を地方に置くことを許されずか爲に我黨か困難を感ずることは決して僅少にあらざるなり我黨に幹たるものは勉めて聲息を各地に通し黨派全體の事をして肅然一律の下に出てしめんことを要し各地黨員も亦密に黨首黨幹の意向考案を知り以て自ら務むる所あらんと欲するも都鄙遠路の信書

意を盡さず情意の往々齟齬することなき能はず且つや夥多の黨員中合同一致の働きを爲すを勉めずして動もすれば個々分離の方向に傾かんとするものに至ては之か爲に益、自儘に計を爲す事を企て恰も駿馬の羈なくして奔逸するか如く其勢殆と復た拘束すへからず請ふ彼軍旅を見よ分隊を集めて小隊を組織し小隊を集めて大隊を組織し數大隊を以て聯隊を成し數聯隊を以て旅團を成す而して其根本の號令は一に旅團長より出つると雖も之を分司舉行して進退開閉聚散等の萬機能く其意の如くならしめ整然として紊れざる所以のものは部將各職務を盡し聲息の全體に貫通するを得るか爲なり有形的組織の一大政黨を治むるの理何そ又之に異らんや然るに集會條例の行はれてより分社分局を地方に置くことを得ずして我黨派は實に彼の一族團か唯其大將あつて各部將あらざると一般の有様を生し相亂れ殆と復た拘束すへからざるに至れり我黨之を憂へざるに非ず唯統治の術なきを悲しむのみ是我黨か困難なるの一なり

集會條例は管に分社分局を禁じたるのみならず又集會の自由を制限する

所なきに非ず凡そ公同の事業を圖るには集會の便宜に由らざるへからず而るを我黨は天下の大事の爲に天下の衆と結合せざるへからずして其事や公同の大且つ重なるものなり従て集會の自由を要することも亦甚しとす然るに若し集會の自由をしてあらざらしめんか縦ひ幾千萬の志士ありと雖も相會して意底を吐露し謀議の宜しきを定めて整肅の舉動を爲すこと能はず其弊や終に合同の事を捨て、單獨の爲を試み公會の明議を避けて私會の密議に就くに至るは必然なりと思惟せざるを得ず而して單獨の爲、祕密の議は過激の根本にして危険の伏在する所なることは古今各國の經驗に於て甚だ明かなりとす抑彼集會の自由を制限せらるゝ蓋必ず已むへからざるの事情あるに出てたるへきも而かも之か爲に我邦有志者の間に生したる結果如何と顧るに殆ど復た前陳の形勢に近きものあるを免れず我黨は固より之を憂へざるに非ずと雖も之を促かして合同の事を爲さしめ之を導きて明議に就かしめんとすれば自ら又集會制限の爲に頗る自由ならざるの感あつて能く其功を奏するの見込なきを奈何せんや是我黨

か困難なるの二なり

集會條例及新聞條例に由て言論の自由を制限せられたることも亦固より世の必要上に起りしなるへし其結果や必ずしも前陳の弊害に譲らざるものあるに似たり蓋言論の自由なるに於ては天下一人として其思想を新聞に演説に著書にも吐露し得ざるの事なく尤も固陋守舊の思想より尤も穎敏自由の思想に至るまで公然として世人の視聽に觸るゝ所と爲り愚者は則因て以て其意見の正否を智者に質すことを得先覺者は則因て以て後進を誘導して之を正路に就かしむることを得へし然るに今や言論の極めて自由なりと言ふに非ず遂に人をして其言論を發するの不便を感せしむるを免れず之か爲に愚者となく智者となく先進及後進を論せず常に成るべく政治上に關して口舌を開くを慎み其萬已むを得ずして一場の演説を試み一篇の論文を草するや戦々兢兢々として薄氷を踏み深淵に臨むの思ひを爲し口澁り手縮み其胸腹に貯藏する百分一たも盡すこと能はず是を以て愚者は十分に其意見の正否を智者に質すを得ず先進者は十分に後進者を

誘導するを得ず遂に愚者と後進者をして其愚蒙淺薄の意見を以て誤て自ら完全なりと信し敢て之に因て臆斷妄行して顧みる所あらざらんとするに至る且つ夫れ治者と被治者とは言路に由て互に其情意を通するものなり情通すれば則意和し意和すれば則國治まる然るに言論の未だ全く自由ならざるを以て言路従ふて幾分の阻礙を覺ゆるあり亦赤心を新聞紙上に吐露して廟堂有司の注意を促かさんか法律の範圍内に於て之を爲すは殊に至難なりとす志士合して獻芹の微意を致さんと要せんか其集つて之を議するに當り或は解散を命せらるゝの不幸あらん是を以て上下隔絶し官民情を通せずと云ふか如きの景況或は今後に生ずるの恐なきに非るなり我黨固より之を憂へざるにあらず然も此弊害を救はんとするも亦自ら言語を發するの甚だ難きを奈何せんや是我黨か困難なるの三なり

夫れ自由の性質動もすれば分離に傾くに在ることは先哲の已に詳言する所にして吾人の古今歴史上に於て其理の眞なるを證明する所なり而して我邦は封建の時世を距つて未だ遠からず故に彼封建治下に於て唯命令の

下にのみ管束せられ苟も命令の二字を除くの外は士民皆分離單獨に安んずるの遺風に存し公同の事業に至ては其甚だ拙なることを免れざるなり斯く我國人は封建分離の遺風未だ全く去らずして更に自由分離の新原素を加へたり去れば此原因のみを以てするも彼箇々分離の弊は容易に免るへからざるに前述三件又傍より之に向つて勢力を加ふるあり如何そ夫れ各種分離の弊害を生せざらんや呼嗟斯の如き世狀の下に於て無數熱心の志士を統轄して公同事業の途に就き肅然として毫も紊亂せざる如きは如何なる通神力あるものと雖も豈夫れ得へけんや是を以て我黨は茲に我自由黨の組織を解き以て他日世運の愈々進歩して公同の資格に富み一律の下に於て一大運動を爲し得るの時機を俟たんとす然りと雖も我黨は何そ自由主義の貫行に怠るものならん哉所謂尺蠖の屈するは伸ひんと欲するか故のみ我黨の人士よ倦怠する勿れ屈撓する勿れ勉めて有爲の氣力を養ひ公同事業を遂ぐるの資格を造り以て他日の隆運を期すべきなり

改進黨の存続。正副總理等の脱黨。

立憲改進黨は、依然其存続を保つと雖も、他の黨派と齊しく、法令の壓迫に惱み、黨勢微々として振はす。此時に當りて總理大隈重信副總理河野敏鎌等、有力の黨員、相踵て盟を脱す。此に於て其規約を改め、總理及掌事の職を廢し、事務委員七名を置きて黨務を掌らしむ。事務委員の選に當りたる者は、藤田茂吉、尾崎行雄、箕浦勝人、島田三郎、肥塚龍中、野武營、沼間守一の七人なり。

福島事件。政府顛覆の陰謀。

中央政府、既に武斷專制を以て爲政の秘訣と爲す。旨を希ふの地方長官、自ら之に倣ひ、管内民衆の意に反き、肆に縣治を遂行して憚らず。此を以て地方官民の間、往々融和を闕き、反目嫉視、日に益、長す。夫の福島國事犯の如き、固と中央政府の菲政に起因すと雖も、縣治の妄濫、亦之を挑發したる所なり。福島縣令三島通庸なる者、頻々妄濫の施設を敢てし、縣民の衆怨を買ひ、更に莫大の費

を投して、不急の道路を開くの計畫を立て、之を十五年の縣會に付す。縣會は議案一切を否決し、縣令は内務卿の許可を受け、豫算原案の施行を管内に達す。縣民深く其暴横を悲り、之を若松裁判所に出訴し、裁判所之を受理せざるや、相偕に彈正原に會し、對應の策を議し、忽にして同志數千人に達し、各、竹槍を手にして警察署を襲ひ、其勢極めて猛烈なりと雖も、終に警吏の鎮定する所と爲る。時の縣會議長河野廣中、夙に國事に勞し、現に自由黨の重鎮たり。廣中深く中央政府近年の處置を慨し、今亦縣令暴横の實情を目撃し、感慨特に切なり。茲に縣民暴舉の前後、同志田母野秀顯、愛澤寧堅、平島松尾、花香恭次郎、澤田清之助等と相議り、壓制政府顛覆の計を立て、十五年八月、福島無名館に會して誓約書を作り、死を以て之を決行することを相約す。曰く、「吾黨は自由の公敵たる擅制政府を顛覆し、公議政體を建立するを以て任とす」「吾黨は吾黨の目的を達するか爲め、生命財産を抛ち、恩愛の繋繩を絶ち、事に臨みて一切顧慮する所なかるへし」「吾黨は吾黨の會議に於て議決せる憲法を遵守し、俱に同心一體の働を爲すへし」「吾黨は吾黨の志望を達せざる間は、如何なる艱難に遭遇し、又

幾年月を経過するも、必ず解散せざるへし。吾黨員にして、吾黨の密事を漏し、及誓詞に背戻する者ある時は、直に自刃せしむへし。誓約書既に成りて、未だ實動を起すに及はず。十二月端なく、警吏の偵知する所と爲り、誓約者六人及嫌疑者五十餘人、悉く捕に就き、内亂陰謀罪を以て、高等法院の審理に付せらる。新定の刑法、治罪法實施以來、國事犯を以て、高等法院を開くは、之を嚆矢と爲す。此を以て天下の視目一に此に集り、皆な其審理及判決如何を見る。嫌疑者五十餘人は、豫審に於て免訴せられ、廣中等六人は、犯罪の證憑充分なりとして公判に付せらる。廣中法廷に辯疏して曰く、「誓約に謂ふ所の擅制政府とは、況く世界各國に涉りて之を謂ひ、必ずしも單り現時の日本政府を指摘するにあらず。而して之を顛覆するに於て、平和の手段を以てせんことを期したり」と。公判は四十餘日を累ね、充分に辯論を許し、十六年九月一日判決を下し、廣中を輕禁獄七年に處し、他の五人を輕禁獄六年に處す。世に之を福島事件と謂ひ、政府顛覆計畫の較、大なるものにして、爾後の國事犯其他の暴動は、概ね福島事件の刺戟誘發する所なり。

高田事件。天誅組。大臣暗殺の陰謀。

福島事件僅に止むの後、更に高田事件の爲に高等法院を開く。北越高田の壯士赤井景韶なる者、自由黨に屬し、常に政府の施設に嫌らず。立憲の大詔既に渙發し、爾後幾年を閱するも、未だ其實行を見るに至らざる所以のもの、畢竟當路の有司、敢て聰明を壅蔽するの致す所なりと爲し、慨然として大臣參議暗殺の陰謀を畫し、密に同志と議り、十五年十月の交、天誅組なるものを結ひ、將に上京して事を舉げんとし、事露れて郷里に捕はる。北越は自由黨の集窟にして、知名の士に乏しからず。官見て以て天誅組と氣脈相通するものと爲し、同地の自由黨員鈴木昌司等二十餘名を捕ふ。十六年十二月、景韶は高等法院の審理を経て、重禁錮九年に處せられ、而して他の自由黨員は、本件と相關せざる事情始めて判明す。幾くならずして景韶獄を脱し、人を殺して所在を晦ますこと年餘、終に捕はれて死刑に處せらる。

加波山事件。爆裂彈使用の嚆矢。

茨城縣の自由黨員富永正安等三十餘名、政府顛覆の陰謀を畫し、各革命黨名簿に自署し、誓約を固め、兵器を蒐め、檄を飛ばして同志を募り、十七年九月、加波山に據りて事を擧ぐ。檄文中の一節に曰く、「今日我國の形勢、外は條約未だ改らざる、内は國會未だ開けず、爲に奸臣政柄を弄し、上聖天子を蔑如し、下人民を選視し、收斂時なく、餓莩道に横はるも、之を檢するを知らず、其慘狀、苟も志士仁人たる者、豈之を默視するに忍ひむや。故に茲に革命の軍を擧げ、以て自由の公敵たる壓制政府を顛覆し、而して完全なる自由立憲政體を造り出さむと欲す」云々。檄に應じて起つ者、倏にして千人を算し、警衛を襲ひ、縣廳に迫り、爆裂彈を以て本據加波山を護り、其勢極めて猖獗にして、警吏近づくこと能はず。官乃ち憲兵を派して之を攻め、其黨數百人を捕へ、常野地方の自由黨員にして、嫌疑を以て縛に就く者約百人に達す。本件暴動は、常事犯を以て之を論し、正安等五人の首魁を死刑に處し、餘黨の處分各差あり。

大阪事件。朝鮮攪亂の計畫。

自由黨既に解散するの後、較、宏大の規模を以て、國事犯を陰謀し、異彩を自由黨史の巻尾に留めたるもの、世の所謂大阪事件にして、其陰謀の首魁を大井憲太郎と爲す。憲や夙に人權自由の説を奉し、自由黨の建設に力を效し、關東地方を以て、其勢力の根據と爲す。政府の抑壓益、急にして、力を内國に用ふるに由なきを見、乃ち事を朝鮮に構へ、聊か胸中鬱勃の氣を遣らんと欲し、同志磯山清兵衛、小林樟雄、新井章吾、稻垣示等と相謀り、十八年初夏の交よりして、漸次計畫を始む。其檄文案に記する所、朝鮮をして清國の羈絆を脱し、自主の邦たらしむるを目的とし、此目的を達せんと欲せば、先づ其國政府の鞏固を圖らざるべからずと爲し、乃ち檄文案に所謂「怯懦大節を知らずして、奸邪國を賣るの大臣」を斥け、代ふるに開化黨たる金朴兩族を以てし、暴力を以て之を決行せんことを期す。爾來同志互に手を分ち、資金調達、爆彈製造等の事に任し、準備略熟し、一隊は早く既に壯士を率ゐて長崎に進發す。會、同志の間に内紛を生し、行動滯滞するの際、端なく陰謀露顯し、連累二十餘人悉く捕に就き、大阪重罪裁

判所の公判に付せられ、二十年九月判決、憲太郎、清兵衛、樟雄は各輕禁獄六年に、章吾示は各輕禁錮五年監視二年に處せられ、以下刑を受くる各、差あり。本件國事犯者、自由の主義に國境なきを口にし、偏に朝鮮の獨立扶植を標榜すと雖も、恐らくは他に期する所あり。此暴動を導火として、東洋の禍亂を惹起し、乘して以て自國の壓制政府を顛覆し、新に公議輿論の政府を建設せんとするは、蓋し彼輩の竊に其胸中に畫きたる理想なり。(後編日清戰爭前記參照)

飯田事件。其他の暴動。

前記諸件の外、政府に憤慨して内亂を企つる者、類々所在に起り、其間、名を政治に藉りて、暴動を敢てしたる者、亦甚た尠からず。愛知縣の自由黨員村松愛藏、密に政體變革を企て、將に名古屋鎮臺を襲はんとし、資金調達中、陰謀露顯し、内亂陰謀罪を以て刑せらる、世に之を飯田事件と謂ふ。愛知縣の自由黨員奥宮健之、静岡縣の自由黨員湊省太郎等、各別に政府顛覆を企て、將に兵を擧げんとして、共に未然に發覺す。前者は之を名古屋事件と謂ひ、後者は之を静岡事件

と謂ふ。十七年十一月、埼玉縣秩父の俠客田代榮助、郡民を教唆して暴動を起し、自由黨員亦之に加はり、秩父郡役所を襲ひ、延て群馬、長野二縣の一角を暴らし、里民の夢を破りたりと雖も、日ならずして官兵の鎮定する所と爲る。是れ名を政治の不平に藉ると雖も、實は農民の一揆のみ。

第三章 内閣創制後の政局

第一節 第一次伊藤内閣

(宮中府中の混淆—官僚政治の趨勢)

内閣制創設。太政大臣の改革奏議。

明治維新の首、大寶の制に倣うて太政官を起し、各省を其下に配し、太政大臣萬機を統督し、各省長官は、總て命を太政官に仰く。爾後屢、職制を更め、官名の改廢亦一再ならずと雖も、太政官各省に冠首たるの制に至りては、曾て其大綱を

變する所なし。今や國會開設の大詔既に降り、議員召集の時期、亦將に迫らんとするに當り、政府は、現制を以て憲政の運用に便ならずと爲し、乃ち太政官を廢し、新に内閣を起し、各省長官をして、入ては内閣の議に參し、出ては各部の職に就かしめ、之を統ふるに一人の總理大臣を以てし、力めて政務の簡捷を圖り、各省長官の責任を嚴にし、以て立憲の素地を爲さんとし、十八年十二月二十二日を以て之を發布す。此より先き變革の準備全く熟するや、太政大臣三條實美、左の奏議を上る。

臣躬台鼎の重きを荷ひ日夕憂懼以て報效を圖る嚮きに親しく陛下内閣を改制するの旨を承く幸に微衷を披きて以て聖徳を仰くの機を得たり竊に思ふ今日の事前途猶遠し立憲の基を建て以て中興の業を終へんとせば區々前轍に因習するの能く成すへき所に非ざるなり維新の初陛下幼冲臣龍撰を叨りにし大政を董督す實に已むことを得ざるに出つ蓋大寶の令唐の尙書省に倣ひ太政官を以て八省を統へ八省は左右辨に分屬し官符を得て施行す明治二年職員令を定め六省を置くに當て仍大寶の制に依り太政官

を以て諸省の冠首とし諸省を以て隸屬の分官とす此れよりの後諸省は専ら指令を太政官に仰き、太政官は批を下して施行せしめ凡そ文書の上奏する者は皆太政官を経由し往復の間、省の寮に於けるに均し此れ蓋一時の權宜にして獨り親政統一の體を得ざるのみならず亦各省長官の責任を軽くし徒に曠滯の弊を爲す者なり方に今陛下聖徳日に躋り大政を綜攬し事を内閣に視諸宰臣を引見し文武の務親しく奏議を聽き玉ふ而して中外の事盤錯多端官制宜しく更張すへく財政宜しく節度に就かしむへく要務の經畫措施すへき者一にして足らず此れ宜しく時宜を斟酌し古今を變通し太政官諸省に冠首たるの制を改め併せて太政官諸職を廢し内閣を以て宰臣會議御前に事を奏するの所とし萬機の政専ら簡捷敏活を主として諸宰臣入ては大政に參し出ては各部の職に就き均しく陛下の手足耳目たり而して其中一人を撰ひ専ら中外の職務に當り旨を承けて宣奉し以て全局の平衡を保持し以て各部の統一を得せしむへし此れ乃祖宗簡實の政親裁の體制にして立憲の義亦是に外ならず此の如くにして綱紀振張し各部宰臣均

しく其責に任し用を節し實を務め以て立國の目的を達することを得は天下と之を公にすべく宇内各邦と之を競ふべく陛下中興の大業始めて成緒を終へ微臣犬馬の勞亦興かりて餘榮あらん若し其人に至ては必陛下の聖鑑に由り大局に明達し時務に精練なる者を得て以て之に任すへし而して中外多端の機務に當るか如きは實に臣か堪ふる所に非ざるなり伏て願くは陛下臣か誠を察し今の時に及て内閣の組織を改め併せて臣か職を解き臣をして將順贊襄の微忠に負かさらしめは獨り臣か幸のみに非ざるなり言非常なるか如くにして實に時宜の已むことを得ざるに出つ惟た陛下之を斷し玉へ謹奏

内閣官制。總理大臣職權。

新制太政大臣左右大臣參議各省卿を廢し、更に内閣總理大臣及外務・内務・大藏・陸軍・海軍・司法・文部・農商務・逓信の諸大臣を置き、此等諸大臣を以て内閣を組織す。内閣總理大臣の職權、略左の如し。(此官制は汎く之を世上に告示せず)

内閣總理大臣は各大臣の首班として機務を奏宣し旨を承て大政の方向を指示し行政各部を統督す
 内閣總理大臣は行政各部の成績を考へ其説明を求め及之を檢明することを得
 内閣總理大臣は須要と認むるときは行政各部の處分又は命令を停止せしめ親裁を待つことを得
 内閣總理大臣は各科法律起草委員を監督す
 凡そ法律命令には内閣總理大臣之に副署し其各省主任の事務に屬するものは内閣總理大臣及主任大臣之に副署すへし
 各省大臣は其主任の事務に付時々狀況を内閣總理大臣に報告すへし但事の軍機に係り參謀本部長より直に上奏するものと雖も陸軍大臣は事件を内閣總理大臣に報告すへし
 各大臣事故あるときは臨時命を承て他の大臣其事務を管理することあるへし

各省官制通則。各省大臣管掌。

次て各省官制を發布し、各省大臣の責任權能、課局の配置、其職掌、職員の官等、定員及掌務處理方法等を規定すること甚だ詳なり。大臣の責任權能に關する規定は、略、十四年發布の諸省事務掌程通則を襲ふ。今其重要な條項、及各省大臣の管掌を擧ぐれば左の如し。(明治十九年二月二十六日勅令)

各省大臣は其主任の事務及今後法律勅令に依り主任に屬する事務に付其責に任すへし主任の事務兩省以上に關涉するときは關涉の各省大臣の間に協議を経て其主任を定め上奏すへし若し各省大臣の間協議決定せざるときは之を閣議に提出すへし
凡そ法律勅令の各省大臣主任の事務に屬するものは各省大臣内閣總理大臣と均しく之に副署す若し兩省以上に關涉するものあるときは内閣總理大臣及關涉の各省大臣均しく之に連署すへし
各省大臣は其主任の事務に付法律勅令の制定廢止及改正を要することあるときは案を具へ閣議に提出することを得
各省大臣は其主任の事務に付其職權若くは特別の委任に依り法律勅令の範圍内に於て法律勅令を施行し又は安寧秩序を保持する爲に省令を發することを得

外務大臣	外國に對する政略の施行及外國に於ける我國貿易の保護に關する事務を管理し交際官及領事を監督す
内務大臣	地方行政・警察・監獄・土木・衛生・地理・社寺出版・版權・戶籍・賑恤・救済に關する事務を管理し中央衛生會・警視總監及地方官を監督す
大藏大臣	歳入・歳出・租稅・國債・貨幣及銀行に關する事務を管理し地方の財務を監督す
陸軍大臣	陸軍々政を管理し軍人軍屬を統督し及所轄諸部を監督す
海軍大臣	海軍々政を管理し軍人軍屬を統督し及所轄諸部を監督す
司法大臣	司法に關する行政・司法警察及思教に關する事務を管理し大審院以下の諸裁判所を監督す
文部大臣	教育學問に關する事務を管理す
農商務大臣	農業・商業・工藝・技術・漁獵・山林・地質・鑛山及營業會社に關する事務を管理す
逓信大臣	驛遞・電信・燈臺・浮標・船舶及海員に關する事務を管理す

高級諸官衙の廢合及新設。

從來の各省中、工部省は之を廢し、新に逓信省を置く。(其管掌は、前項記)又參事

院及制度取調局を廢し、内閣に法制局を置き、局中に行政法制司法の三部を設け、諸法典及法律命令の起草審査並に行政裁判等の事を掌る。外に宮内大臣、内大臣、宮中顧問官を置く。宮内大臣は内廷の長官にして、内閣の外に立ち、内大臣は御璽國璽を尙藏し、常侍輔弼し、及宮中顧問官の議事を總提し、宮中顧問官は帝室の典範儀式に係る事件に付、諮詢に奉對し、意見を具上す。宮内大臣以下三官、共に政治に與からず。

伊藤内閣組織。

内閣制度肇造の日、直に諸大臣を任命す。即ち左の如し。

内閣總理大臣	伯爵	伊藤博文
外務大臣	伯爵	井上馨
内務大臣	伯爵	山縣有朋
大藏大臣	伯爵	松方正義
陸軍大臣	伯爵	大山巖

新内閣員は、概ね從來主管の官省に據り、唯、卿の名に代ふるに、大臣を以てしたるに過ぎず。但し伊藤博文は宮内卿より内閣總理大臣に轉し、宮内大臣を兼ね、西郷從道は農商務卿より海軍大臣に轉し、而して新に内閣に入りたる者は、森有禮、谷干城、榎本武揚の三人是なり。若し夫れ前任高官中、太政大臣三條實美は内大臣に、左大臣熾仁親王は參謀本部長に、參議兼文部卿大木喬任は元老院議長に、爾餘の參議省卿等、各、宮中顧問官に任せらる。

海軍大臣	伯爵	西郷從道
司法大臣	伯爵	山田顯義
文部大臣	森有禮	
農商務大臣	子爵	谷干城
逓信大臣	榎本武揚	

新官制勅語。

内閣成立の翌二十三日、新官制に關して左の勅語を各大臣に賜ふ。

朕惟ふに經國の要は官其制を定めて機關各其所を得るに在り内閣は萬機親裁専ら統一簡捷を要すへし今其組織を改め諸大臣をして各其重責に當らしめ統ふるに内閣總理大臣を以てし以て従前各省太政官に隸屬し上申下行經由繁複なるの弊を免れしむ乃各部に至ては官守を明かにし以て濫弊を除き選叙を精くし以て才能を待ち繁文を省き以て淹滯を通し冗費を節し以て急要を擧げ規律を嚴にし以て官紀を肅にし徐かに以て施政の整理を圖らんとす是れ朕か諸大臣に望む所なり中興の政一たひは進み一たひは退くへからず華を去り實を務め綱舉り目張り永遠繼ぐへからしむ諸臣夫れ各朕か意を體して奉行する所あれ

事務整理綱領 官吏試験登庸制。

新任内閣總理大臣伊藤博文前掲勅語の旨を奉し、事務整理綱領五章を製し、之を各省大臣に提示し、以て將來據る所の標準を知らしむ。曰く官守を明かにす、曰く選叙を精くす、曰く繁文を省く、曰く冗費を節す、曰く規律を嚴にす、是な

り。爾來大に官制を改め、冗員を汰し、各般の制度、大に面目を一變す。官吏の定員及俸給の定額を限り、進仕一に試験に由るの制を設けたるか如きは、改革の最も著大なるものにして、特に試験登庸は本邦の新制たり。曰く「選叙の法未だ定らずして、人各、知る所を擧げ、而して成學の士、或は其進む所を失ふ。是れ皆な制度の未だ備はらざるものにして、勢の免れざる所なり。今官制一たひ定まり、官仕限あるに及んで選叙の法仍ほ設けざるときは、情弊の至る所、其失に堪へず。而して行政部局、其人を得るに由なからんとす」云々。試験を分ちて高等普通の二種と爲し、普通試験を経たる者にあらざれば、判任官たることを得ず、高等試験を経たる者にあらざれば、奏任官たることを得ず、唯、勅任官の登庸は、之を試験の外に置く。蓋し試験登庸の制たる、官職濫叙の弊を防ぐの功、極めて大なるものありと雖も、其防範頗る嚴密に過ぎ、爲に往々にして逸材を遺すの憾あり。然れとも政府の此制度を設くるの本旨、固と野人の進路を杜き、官僚の地歩を衝らんとするに存し、遺賢の憾の如きは、必ずしも深く之を念とせざるなり。且つ政府は、官立大學の法政科卒業生を優遇し、其新智を取

りて、官僚政治を行はんとし、特に無試験登庸の制を設け、各般便宜を之に與へたるを以て、世の進仕を求むる青年、争うて官立大學に入り、其講堂は、是れ官吏製造の工場と化し、伊藤博文の牛馬走たらんとする者、續々として輩出し、官僚政治の弊、爲に是より長す。

内閣總理兼宮内長官 伊藤博文の心術

將相固と種なく、貴賤何ぞ別あらん。當年長藩の寒族林利助(伊藤博文の舊姓名)、今や入て宰相の印綬を佩ひ、大政變理の重任に膺る。是れ實に國史罕觀の奇迹にして、政界の進歩を徵憑するに足ると雖も、唯、内閣總理大臣自ら宮内大臣を兼ねるの一事に至りては、宮中府中を混淆し、施て政界の腐氣を醗釀する所以にして、眞個恐るべきの惡例なりとす。本邦古來、宮中府中の別明ならず、爲に政弊隨て生し、奸臣巧に兩間に跨りて、陰に私利を濟す。明治政府深く之に鑑み、裁然兩者の別を明にし、努めて女謁苞苴の弊を防ぎ、以て公正の政を爲さんことを期す。復古の大號令を宣布するの日、特に内廷の妃嬪に諭告して謂へらく

「もし假りにも御政の上を誹り奉り、或は佞人の頼を入れ、故なきことをも曲げて竊に奏しまつる如きしわざあらんには、嚴かに罪行はるべきなり、返すくも深く意を用ゆべくなん」と。是れ即ち内廷の政治に近づくを遏め、以て政弊の源を杜絶せんとするの趣旨に出て、其用意の極めて周到なるを見るに足る。維新以降幾と二十年、立憲の大詔亦既に降り、大に政府の組織を改めて、將に憲政に應せんとするの時に當り、底事を内閣總理大臣たる者、敢て宮内大臣を兼任し、故らに宮府の別を混淆し、以て政弊醗釀の惡例を襲ふの計に出でんとは。蓋し博文の博聞なる、兩者兼任の匪違たるを知ることに熟す。知りて而して此匪違を犯す所以のもの、以て我か威嚴を加へ、我か勢力を張り、常に袞龍の袖下に隠れて、以て自ら衛らんとするの卑念より來る。天下其心術を看破し、萬口囂々、宮府混淆の匪違を論議するに及んで、枉けて兼任を辭したりと雖も、其後任を拜する者は、即ち平昔の屬僚にして、多年扶植したる勢力、汎く宮中に滋蔓し、根基深奥、牢として抜くへからず。憲政實施の後、博文往々政争の餘波を以て、敢て皇室を累したるもの、亦偶然にあらざるを見る。

第二節 井上條約改正紛議

(歐化政策—保守思想—官民軋轢)

伊藤内閣は、大に制度を釐革して、以て異日の憲政に備ふると共に、條約を改正して、對外利權を完うする所あらんと欲し、制度釐革は、總理大臣伊藤博文自ら之に膺り、條約改正は、外務大臣井上馨専ら其事に任す。而して條約改正の事業より、端なく官民の衝突を來し、餘勢の激する所、益、軋轢を長し、政界稀有の紛擾を起すに至れり。請ふ先づ改約紛議の次第を概叙し、次て爾後の政變に及ぼさん。

改約小史。井上約案。内外の反對。改約中止。

願れば徳川幕府一たび不對等の條約を締し、爲に帝國の威嚴を傷ひ、其利權を毀けたること、洵に鮮少にあらず。然りと雖も是れ蓋し時運の已むへからざる所要は早く之を改正し、以て帝國の利權威嚴を護持せんのみ。抑も此條約

は、五年七月以降、之を改正することを得るの約款を具す。此を以て四年、右大臣岩倉具視等を歐米に差遣し、之をして各國の制度文物を視察し、併せて條約改正を各國政府に豫告せしむ。交渉の中道、使節は本國政府の指令を得て、改約談判を試みたりと雖も、時運未た可ならずして、輒く其效を奏すること能はず。爾後國務多端にして、手を條約問題に下すに遑あらず。既にして十一年二月、外務卿寺島宗則、條約改正を企て、同年七月、米國と條約を結ひ、稅權を完全に回復するの約款を作りたりと雖も、他の締盟列國、皆な改約を肯んせずして、爲に改正日米條約、空しく水泡に歸す。十二年九月、井上馨代りて外務卿に任し、直に條約改正調査に著手し、次て專任參議大隈重信、同川村純義等と共に、銳意其事に當り、爰に改正の一案を得たり。其案、輸入稅は、特約品を除くの外、總て帝國々定の稅率に依り、但、其從價稅を三割以内制限し、而して法權に關しては、内外交渉の民刑訴訟は、總て被告所屬國の管轄に置き、外人間の訴訟、亦帝國法權の外に置かんとす。政府は、締盟列國合同談判の方法を取り、十有餘國の使臣を外務省に招き、上記約案を示して交渉を開始す。列國使臣、交、諸般の要求

を提し、交渉毫も進行せず。此に於て政府は、姑く原案を撤し、更に豫備會議を開き、以て本會議の基礎を定めんと欲し、別に原案を作りて、之を其會議に付す。新案は、一切の裁判管轄權を我に收め、領事裁判制に代ふるに、内外混合裁判制を以てせんとするものにして、外人法官を我か裁判所に置き、以て内外交渉の民刑訴訟を審判せしめんとす。此屈辱の改案を提示するも、列國使臣尙ほ之を冷眼に付し、幾と一顧を與へず。當局者呆然として驚き、飄然として悟り、再び約案を撤回し、更に對應の方策を樹て、努めて外人の歡心を買ひ、之か準備に數年を費し、十九年に及んで、三たひ改正約案を提示す。其案、帝國全土を外人の爲に開放し、邦人同等の權利を之に與へ、泰西の様式に則りたる法典を編し、其官譯英文を列國に送り、大に司法制度を改めて、泰西の制と齊くし、内地開放後三年間、尙ほ領事裁判制度を存し、帝國各級裁判所に外人法官を置き、内外交渉の民刑訴訟を審判せしめ、又輸入税は、總て之を相互の協定に置き、概して從價一割の税率を設け、而して此條約の有効期限は、之を十七箇年と定めんとす。十九年五月、締盟列國の使臣を一堂に會し、始めて之か正式の會議を開き、爾來

會を果ぬること二十餘回、翌年四月の交に及んで、略列國の承認を受け、形勢頗る順調に進む。國民會、約案の内容を耳にし、其條款の我か利權を毀け、我か威嚴を傷ふの著大なるに驚き、嘩然として改約中止の議を唱ふ。司法省法律顧問佛人ボアソナード、亦内外法官混合裁判制度は、大に獨立國の體面を傷くる所以なるを論し、當路に忠告して其反省を促し、農商務大臣谷干城、亦内より異議を唱へ、其聲最も高く、其論最も鋭く、閣外の老臣顯官等、約案の不利を言ひ、氣脈を民間志士に通し、相和し相應して改約中止を叫び、國論日一日に昂騰す。列國使臣、曩者約案の大綱を承認したりと雖も、將に約書を作らんとするに及んで、交、各般新規の要求を提し、功程爲に頗る艱む。政府は、此内外諸般の障害に遭ひ、之を突破して素志を貫くの至難なるを認め、枉けて意を改約中止に決し、七月二十九日、列國使臣の會同を求め、現時編纂中の諸法典完成に至るまで、姑く改約談判を中止することを宣言し、多年の宿題、此に至りて又頓挫す。

歐化粉飾政策。鹿鳴館。假裝會。頹風汚俗の誘致。

初め馨の條約改正を企つるや、心私に謂へらく「乃公の力備を以てせば、列國の使臣を説伏し、維新以來の宿案を一決すること、敢て必ずしも難きにあらす」と。實際事に當るに及んで、列國使臣概ね我を侮り、多大の讓歩を敢てするも、輒く之に應ずるの色なし。馨熟、其然る所以を攷へ、之を制度文物民情風俗の罪に歸し、大に制度文物を改め、民情風俗を變し、凡そ國內の一事一物、悉く現状を打破し、歐風米様を以て之に代へ、來遊外人をして、宛も其本國に在るの感あらしむるにあらすんは、到底改約の事業を大成する能はずと爲す。此を以て爾後百般の施設、模倣を事とし、粉飾を勉め、一に外人の便益を圖り、唯、其驕心を失はんことを維れ處る。十六七年の交、新に壯宏華麗の洋館を都下日比谷に興し、名けて鹿鳴館と曰ひ、内外士女交驩の場と爲し、呦々鹿鳴、野の萃を食ひ、佳賓旨酒、和樂して且つ湛む。來り集まる者、絡繹として日夜に絶えず、酒池に飲み、肉林に食ひ、放歌喧囂、亂舞蹁躚、或は情話を交へ、或は博奕に耽り、流連荒亡、度なく節なく、眞に人生醜態の限りを盡す。更に首相官邸に假裝會なるものを催し、

堂々六尺の男兒、敢て俳優を學ひ、或は上代の武士に扮し、或は中世の縉紳に擬し、若くは貴族、僧侶、七福神等を裝ひ、醜絶陋絶、士君子をして覺えず面を掩うて奔らしむ。且つ夫れ上の好む所、下自ら之に倣ひ、滔々胥率ひて歐米を拜し、改良の名の下に、本邦の美風良俗を一掃し、甚しきは則ち亞細亞人を以て劣等の種族と爲し、雜婚以て之を改むること、譬へは猶ほ軍馬乳牛の如くせんとするに至る。凡そ社會の秩序を破り、善良の風俗を紊したるもの、未だ此時より太甚しきはなく、華奢淫靡の習、亦實に此に兆す。

法典編纂。改約事業の犠牲。

帝國法律の備はらざること、亦是れ外國の我を侮る一大原因たり。顧れば維新の後、新律綱領を定め、改定律例を頒ち、次て刑法及治罪法を布き、刑典略、觀るべきものありと雖も、民事を規矩すべき成法なく、裁判制度亦甚だ粗なり。外國の我か條約改正の希望を拒むや、常に辭を帝國法律の不備に藉き、治外法權の存置論、内外混合裁判制度の創設論、皆な此より來る。政府深く之に省み、乃

ち法典を編纂して、此陥缺を補ひ、以て條約改正に資する所あらんとす。夫れ法律は國民保護の條規たり、最も以て國風民俗に副はんことを期せざるべからず。然るに政府の法典を編纂する趣旨、彼に在りて此に在らず。此を以て司法省の法律取調所を外務省に移し、外務大臣を以て其委員長と爲し、外交官を其委員に擧げ、剩へ外國人を雇ひ來りて、法典編纂の重任に膺らしめ、我が國風民俗を度外に措き、偏に將來の難居外人を保護せんことを圖る。此國民の利害深甚なる法典を犠牲とし、然も尙ほ對手國の一顧を惹く能はず。乃ち再び法律取調所を司法省に移し、依然外人を以て法典編纂の主任と爲す。其法典成るの後、我が國風民俗と相副はざるの故を以て、屢其施行を延期したること、後編隨時記する所の如し。

華族令。楚人冠。

十七年七月、新に華族令なるものを發布す。是れ敢て必ずしも條約改正に資せんとするにあらずと雖も、夫の鹿鳴館及假裝會と相駢ひ、華麗粉飾施設の最

も現著なるものにして、兼任宮内卿伊藤博文の考案に成る所なり。其令、新に爵位の制を設け、爵を分ちて公侯伯子男の五等と爲し、門地の高下、封祿の多寡、勳功の大小等に按して、之を舊公卿諸侯に賜ひ、其數實に四百七十餘人に及び、外に維新の事業に參したる文武臣僚に選ひ、其三十人を華族に列し、之に榮爵を賜ひ、而して爵位は都て世襲の制を取る。華族令發布の際、内閣に列したる者は、一齊悉く伯爵を授けられ、海陸軍中將に現役たる者は、概ね子爵を授けらる。(當時熾仁親王の外)爾來年と共に新華族の數を増し、無名の有爵者、揚々として天下に傲り、人をして所謂名家功臣の夥多なるに一驚を喫せしむ。然、其銓衡の跡を見るに、藩閥の臭味全局を掩ひ、交ふるに愛憎を以てし、偏頗の疑似、斑々指點するに足る。曰く、「某は元と某藩の出、我と舊誼あり、授爵以て其家門を榮せん」。曰く、「某は身を某藩に起す、其勳功秀つと雖も、敢て錄するに足らず」と。銓衡の評議、蓋し此の如きものあり。按するに人為の階級を撤して、國民を平等の地に置きたるは、實に明治勳業の美績にして、維新聖誓に所謂「舊來の陋習を破り、天地の公道に基く」ものなり。今や再び階級制の舊に復し、故ら

に四民の間に貴賤を劃し、楚人一齊同爵を冠し、私恩を舊家名門及文武の高官に售り、且つ民権論者の平民籍を奪ひ、以て其論鋒を挫かんとす。其心事、其策術、卑しむへく又嗤ふへし。夫の板垣退助は、固く平等主義を奉し、再三爵位を辭したりと雖も、君側の左右、一人の之を執奏する者なく、爲に退助をして、枉げて平民籍を離脱するの己むを得ざるに至らしむ。是れ宛も飲を解せざる者に對し、強ふるに酒を以てするの類にして、人を賊ふも亦甚しと謂ふへし。夫れ君主は榮譽の淵源なりと雖も、獻替の責、固と輔弼の大臣に存す。乃ち爵位の制定、秩叙の銓衡、其責の歸する所自ら存あり。

保守思想醗釀。谷干城の進退。諸老臣の建言。

政府の極端なる歐化政策は、大に國內識者の鑿鑿を招き、自ら保守懐古の思想を反撥す。農商務大臣谷干城、夙に保守主義を奉し、國粹擁護を以て治道の要訣と爲す。曩者官命を佩ひて歐米に遊び、條約改正方さに酣なるの時に歸朝す。(二十年六月) 然ら改正約案を閱するに、不利非倫、而して之を遣るに醜劣淺陋の

手段を以てし、上下滔々華奢に流れ、汚風醜俗、靡然として全國に彌蔓し、剩へ紀綱頹廢し、生氣沮喪し、神州の粹美、竟に熄むに幾し。干城深く此情勢を憂ひ、主として改約中止論を唱へ、且つ紀綱振厲、生氣發揚の要務なるを高唱す。其意見悉く同僚と差ひ、其贊同を得る能はず。博文及馨等、異分子の同一内閣に列するを不可とし、陰に其引退を諷し、干城亦駢ひ立つを欲せず。乃ち意見書を政府に寄せ、且つ闕下に伏して所見を以て聞し、恭て骸骨を乞ふ。七月二十六日、谷干城の農商務大臣を免し、宮中顧問官土方久元を以て之に代ふ。條約改正無期中止を列國に通知したるは、其翌々二十九日の事に屬す。唯、是れ一大臣の進退、亦大に時代の思潮と相關し、政界の風雲是より捲く。干城の辭職と相前後して、諸老臣交、闕下に上奏し、又は政府に建言し、共に内外の時弊を指摘し、之を矯正するの急務なる所以を痛論す。就中勝安芳の建言の如き、板垣退助の上奏の如き、共に最も時弊に切實にして、當路をして肅然怖るゝ所を知らしめたりと云ふ。

國民の公憤。希望條項。秘密出版。壯士活動。

内外朝野合同の力、幸に當路をして夫の不利なる條約改正案を放棄せしむることを得たりと雖も、國民は唯、此一事の成功を以て足れりとせず、更に進て大に政府に薄る所あらんとす。曰く眞正對等の條約改正、曰く各般行政の刷振、曰く集會・新聞・出版三條例の改正、曰く經費節約及租稅輕減、曰く總理・宮内兩官兼任の解除、曰く現任外務大臣の免黜等、其主なるものなり。時に帝國憲法草案略稿を脱し、其内容、端なく民間に漏る。一部の國民は、大に其規定條項に不滿を抱き、之か是正を望み、且つ憲法は之を元老院又は國民總代の會議に付し、其決定を経るの切要なるを論ずるに至る。會、秘密出版を企つる者あり、條約改正案憲法草案、高官の意見書等を印刷に付し、密に之を全國に散布し、條約に普く志士の手裡に入る。志士皆な腕を扼して起ち、政府既往の内外失政を攻撃し、更に前掲數件の題目を提けて、其必成を期し、交、意見を元老院に建白し、若くは高官に面謁して希望を表言し、政界再ひ著しく活氣を呈す。幾團の壯士亦實動を起し、宮内省に詣り、元老院に赴き、上奏書の執奏を請ひ、其書の却下

せらるるや、懇親會を開き、示威運動を催し、更に大臣高官の官私邸を歴訪し、急言激語、必ず其目的を達せずんば已まざらんとす。

宮中府中分離。外務大臣更迭。政府の示威訓令。

政府は此形勢に省み、先つ二三閣員の更迭を行ふ。二十年九月十七日、内閣總理大臣伊藤博文の兼宮内大臣を免し、之をして臨時外務大臣を兼ねしめ、外務大臣井上馨の本官を免して宮中顧問官に任し、農商務大臣土方久元を宮内大臣に任し、内閣顧問黒田清隆を農商務大臣に任す。此更迭や、蓋し國論の一部を容れたるものにして、他の希望條項に至りては、悉く之を排拒し、却て同月二十九日の内務省令を以て、建言又は請願書の提出は、一に成規の手續に據るべきを令し、建言を名として、官吏に面謁を強要し、從て抗論喧擾に涉る者は、總て法に據りて之を處分することを嚴命し、以て志士の言動を拘束せんと試みたり。次て各地方長官、各控訴院檢察長、各鎮臺司令官等を東京に召集し、左の訓示を發し、以て政府の内外政圖に關する方針を明にす。

維新以來内治外政百端織るか如し而して一に皆國本を鞏固にし國權を振起し人民の幸福を進め永遠の基業を建立し後世に繼ぐべきの遺緒を貽さんとするを以て目的とし以て一定の進路を取るに非るはなし是我天皇陛下の夙夜に聖慮を焦勞し中外の臣僚をして奉體服膺して二三なきを期し以て今日に至らしめし所なり

顧るに八年四月始めて漸次立憲政體を建るの詔旨を發せられ元老院及大審院を設く十二年に始めて府縣會を開く十四年十月の詔二十三年を期し議會を開くの旨を宣言す十八年十二月官制を定む是皆廟謨一定し漸を以て歩を進め以て全局の成果を期する者なり今や聖意乾健積久愈々堅く中興の業今日に在て實に山を造るの一簣に虧く可らざるの時に當れり而して民間或は皇猷の在る所を詳にせず地方士民危疑の念の爲に其方嚮を誤る如きことあらはは大業の累を貽すも亦少小なりとせず茲に敬て聖意を奉し明に各員に告るに内外政圖の標準を以てし竝に各員の爲に施政の針路を指示せんとす

第一 我か立憲政體の大義は將に立國の源に基き祖宗の遺訓に遵由し時の宜を酌み臣民の權利を優重して其公義を伸暢せんとす蓋し皆聖明の親しく裁酌を降し以て一國臣民に惠賜する所たらざるはなし今祖宗以來國體の尊嚴なると八年四月及十四年十月の聖詔とを欽仰せは蓋し他議を待たずして其要領を得るに難からざるへし惟ふに各國に在て各其沿革の事蹟に由て取る所の軌轍相同しからず從て各種の主義互に流派を別ち未だ歸一する所あらず學說を講ずる者も亦各々意見を持し敷衍皇張して互に相讓歩せず皆一の理趣意象あつて以て世人の視聽を聳動するに足らざるはなし而して其間理論相投するの徒漸くに團結を爲し互に相衝磨するの現象を呈することを免れざるは此亦各國往々見る所の情勢なり抑我が國に於て上祖宗の神器を永遠不侵の地に置き皇室の乾綱を維持し下臣民に向て代議の權利を附與せんとするは是神祖以來國體の大事にして皇家繼述の宏謨に係る而して臣民何人か敢て之を私議することを得んや今の時に當り憲法發布の前或は後に於て敢て憲法の親裁を異議する者あらは斷し

て言論集會及請願の自由の範圍の外に出るものとし若し或は此を以て名として暴動を謀り又は教唆する者あらは治安を維持するか爲に臨機必要なる處分を施すへし

第二 行政の事は社會の進歩と共に相併行せざることを得ず維新の後封建の制度と共に社會の景況を一變し凡そ人民生活の狀態諸般の作業は總て皆更新の途轍に就き駸々として方に進路の中間にあり其舊を改めて新に就くの際往々停滯して疏通せざる者あり兩々元素互に相衝突して混和を妨ぐる者あり而して之を監督し之を保護し其方嚮を指示して徐々に其結果を收局せんとす此乃ち行政の事今日に在て非常の盤錯と艱難とを見るの已むを得ざる所以にして而して亦方に進行の中途にあるものなり此時に當て行政の責に當る者は確實と永久とを目的とし目前の近功を貪らず人民と共に敢爲勉強忍耐の氣風を振作し其幸福昌榮を進め完全獨立不羈不侵の國民たるの能力を宇内に證明し永遠強盛なる帝國の榮譽を後世に貽さんことを務むるの外豈他あらんや而して凡そ行政の事務教育なり

勸業なり土木なり經濟なり地方自治の制なり諸般の營爲は總て皆此一方に向て其目的を取り直線前往するに外ならず此皆我廟猷一定の規模にして先覺諸臣の聖意を遵守し其心力を盡して經營措畫して今日に貽して終局の責に當らしむる所なり今に於て若し一時政論の紛擾に因り人民の心志を動搖するか爲に或は地方の事業を弛廢し二十年經畫の行政をして萎靡敗壞に歸せしむることを免れざるか如きことあらは我國民前途の運命を何の地に置かんとする乎各員は實に直接に牧民の任に當るものなり最も宜しく意を加へて綏撫の道を怠らざるへし方今國運進歩の時に當り内外の事百般併せ興し殊に陸海軍務に至ては立國自營の道に於て無事の時を以て之を一日の緩慢に付す可らず顧みて之を宇内の大局と國家の長計に問ふときは我か國民は重荷を負擔し重苦を忍耐して以て現在未來の爲に國光を維持することを務めざることを得ず故に人民をして租稅及兵役の二大義務を盡すことを怠らしめず以て帝國忠愛の臣民たることを證明せしめ從て支費益精確を務め無用を省て有用に就き富源を塞かすして以

て需要の急に應ずるは即我政府の取らんことを願ふの針路なり各員宜しく此意を體して人民の爲に正當の方嚮を指揮することを誤らざるべく亦宜しく意を加へて休養の道を侵害せざることを務むべきなり

第三 四年岩倉大使を海外に派遣せられし以來條約改正の目的は一定して動かす屢時機を以て結果を得んことを試みたり曩に訂盟各國と各委員を命し商議せしも未だ局を結ぶに至らずして我政府より延期を宣告したるは不幸にして彼我所見未だ一致の點に歸せざる者あるによる蓋條約の事は國の内外に於て重要な關係を有するを以て政府は之を反覆慎重し以て將來國運の爲に追ふ可らざるの悔を遺すことを避けざる可らず但現行治外法權の約款を改めて新に列國の間に平衡の交際を締ひ彼我の便益を増進せんとするの目的に至ては仍ほ一定不變の軌道を執り而して將來之を遂行せんとするは偏に我國内治法律の進歩完成に依頼せざるを得ず此即前後緩急の間操縱宜きに從ふの已むを得ざるに出るものなり若し乃ち外交の事を以て之を人民の公議に付せんとするの説あるに至りては凡そ

立憲王國に於て斷して取らざる所なり蓋兵馬及交際の大權は皆帝王の躬親ら總攬する所にして或る場合を除くの外肯て之を臣民の公議に謀るものにあらず若し宣戰講和盟約の權を擧て之を公衆に委するか如きことあらは帝王主權の存する所果して何くにか在る此即我國主權の主義に於て斷して之を拒否せざることを得ず此も亦各員の宜く之を體知して人民の爲に方嚮を指示すべき所なり

其他政府は總て聖詔に欽遵し凡そ主權設備の要務に屬するものは逐次舉行することを怠らず百般の事益整肅着實の路に就き以て行政の機關をして弛緩敗壞の弊失なからしめんと期せんとす各員に在ても亦必ず聖明の盛旨を奉體し従前既定の針路を誤らず始あり終あり以て分憂の責に對へ以て中興の大業を垂成の際に翼賛するの光榮を完くすることを怠らざるへし

政海の狂瀾。保安條例。志士追放。

内閣總理大臣の宮内大臣兼任を解くと雖も、人民の建言請願に關する法規を厲行すと雖も、又地方長官等に訓示して、治安を保維するに努むと雖も、以て國民の公憤を抑止する能はず、政府の措置に慨然たる者、陸續都門に膺集し、租税の輕減を叫び、三大自由の擴張を冀ひ、若くは外交失政の責任を糾さんとし、或は憲法草案の條章に異議を挟み、上書建白頻々相踵く。當時地方政客の上京者、二千人を超え、其間漫に政熱に狂奔する者、固より尠きにあらすと雖も、決死を同人に誓ひ、慨然として郷關を出てたる者、亦往々にしてあり。東京在住の政客、相和して政府内外の施設を攻撃し、壯士の運動、日に激烈を加へ、且つ秘密出版亦益、盛にして、民心愈、亢奮し、政界の混亂、名狀すへからず。政府は初め警察力を極度に揮ひ、抑壓太た力めたりと雖も、滔々の勢、輒く之を防遏する能はざるに及んで、終に非常手段を以て之に對するに至れり。非常手段とは何ぞ、曰く志士追放即ち是なり。十二月二十六日、突如保安條例なるものを發布し、秘密の集會結社を禁し、集會條例記載の集會結社の聯結通信を阻遏する爲め、之

か豫防處分權を内務大臣に與へ、屋外の集會禁止權を警察官に與へ、内亂を陰謀教唆し又は治安を妨害するの目的を以て、文書圖畫を印刷板刻したる者は、刑法又は出版條例に依り處分するの外、仍ほ其犯罪の用に供したる一切の器械を沒收するの嚴刑を設け、而して志士追放に關して左の如く規定す。

皇居又は行在所を距る三里以内の地に住居又は寄宿する者にして内亂を陰謀し又は治安を妨害するの虞ありと認むるときは、警視總監又は地方長官は内務大臣の認可を経、期日又は時間を限り退去を命じ、三年以内同一の距離内に出入寄宿又は住居を禁ずることを得
退去の命を受けて期日又は時間内に退去せざる者又は退去したるの後更に禁を犯す者は一年以上三年以下の輕禁錮に處し、仍五年以下の監視を附す、監視は本籍の地に於て之を執行す

又一地方の保安の爲に、左の條項を設く。

人心の動亂に由り又は内亂の豫備又は陰謀を爲す者あるに由り治安を妨害するの虞ある地方に對し内閣は臨時必要ありと認むる場合に於て其一地方に限り期限を定め左の各項の全部又は一部を命令することを得
一凡そ公衆の集會は屋内屋外を問はず及何等の名義を以てするに拘らず豫め警察官の許可を経ざる者は總て之を禁ずる事

- 二 新聞紙及其他の印刷物は、警備警察官の検閲を経ずして發行するを禁ずる事
- 三 特別の理由に依り官廳の許可を得たる者を除く外銃器短銃火藥刀劍仕込杖の類總て携帯運搬販賣を禁ずる事
- 四 旅人の出入を檢査し旅券の制を設くる事

此條例の發布は、極めて唐突に出て、即日直に之を施行す。在京の政客中、政府の認めて以て内亂を陰謀し、又は治安を妨害するの虞ありとする者、約五百七十人にして、寄宿者は二十四時間以内に、住居者は月の三十一日限り、各東京三里以外の地に退去すへきことを嚴命す。命を受くる者最も多きは高知縣人にして、新潟及東北諸縣人之に次く。命令は一に官の認定に決し、之に對し抗議を許さざるを以て、命を受くる者、概ね枉けて之に服し、指定の時限に東京を去る。初め政府の此條例を發布するや、其或は至大の事變を生せんことを虞れ、最も警戒を嚴にし、近衛兵を以て赤坂假皇居を衛り、大藏省、陸海軍火藥庫兵器貯藏庫等、亦兵力を以て之を警固し、軍用電信を架設して不虞に備へ、陸軍病院を開きて負傷救護の道を講し、憲兵巡查を都下要所に配置し、各大臣官私邸の警衛、特に嚴重を極め、退去受命者の居所身邊を監守し、便宜警吏の拔刀を許

し、以て法の執行に遺漏なからしむ。幸にして何等事變の起るなく、此等至嚴の警戒、總て無用に歸し、輒く志士追放の目的を達したりと雖も、爲に至切の怨恨を國民の心肝に刻み、相互の反目、日に益長し、政府をして一日も枕を高うして眠るを得さらしむ。

第三節 黒田内閣

(樞密院創設—功臣網羅策)

大隈重信の入閣。犬猿同棲

二十一年二月一日、内閣總理大臣伊藤博文の臨時兼任外務大臣を免し、大隈重信を民間に起して外務大臣に任す。重信曩者十四年中、博文等同儕と相衡爭し、終に臺閣を失脚し、爾來野に在りて改進黨を率ゐ、正面より政府を攻撃し、一時其黨を脱したりと雖も、依然として指導の任に居り、隱然藩閥政府の敵國たり。但、前年の井上條約改正問題の紛議、重信及其徒與は、寧ろ傍觀の地歩を占

め、而して爾後繼續せる政紛の際、其派の政府を攻撃すること、自由派の如く爾く熾烈ならず。爲に重信と當路執政との間、少しく感情の相融和するを見る。此時に當りて閣員中、重信を内閣に迎へ、以て民間黨の鋭鋒を避くるの至計なるを唱ふる者あり。重信亦立憲期の漸次近づくに省み、進て内閣に入り、其抱負を伸へんとするの念なきにあらず。改進黨亦傍より之に贊し、實現の一日も速ならんことを望んで休まず。會、政府の招徠を受け、重信一諾、直に之に應し、起て外務大臣の任に就く。夫れ博文、重信二人の關係は、路人の夙に熟知する所、一時の融合或は期すへしと雖も、早晚必ずや睽離せざるを得ず。二人固より永く同棲に意なく、共に豫め離別を期して相結ひ重信入閣の時は、即ち博文既に退閣の意を決したるの時なり。

樞密院創設。其官制。

二十一年四月二十八日、新に樞密院を興す。詔に曰く、「朕元勳及練達の人を撰み、國務を諮詢し、其啓沃の力に倚るの必要を察し、樞密院を設け、朕か至高願

問の府となさんとす」と。樞密院は、天皇親臨して重要の國務を諮詢する所とし、議長一人、副議長一人、顧問官十二人以上を以て組織し、之を親任の官とし、年齢四十歳に達したる者にあらざれば、其任を拜することを得ず。今其職掌官規の重要事項を摘記すること左の如し。

樞密院は左の事項に付會議を開き意見を上奏し勅裁を請ふへし

憲法及憲法に附屬する法律の解釋に關し及豫算其他會計上の疑義に關する爭議○憲法の改正又は憲法に附屬する法律の改正に關する草案○重要なる勅令○新法の草案又は現行法律の廢止改正に關する草案列國交渉の條約及行政組織の計畫○前諸項に掲ぐるもの、外行政又は會計上重要な事項に付特に勅命を以て諮詢せられたるとき又は法律命令に依て特に樞密院の諮詢を経るを要するとき

樞密院は行政及立法の事に關し天皇の至高の顧問たりと雖も施政に干與することなし

各大臣は其職權上より樞密院に於て顧問官たるの地位を有し議席に列し

表決の權を有す

樞密院は帝國議會若くは其一院又は官署又は臣民より請願上書其他通信を受領することを得す

樞密院は内閣及各省大臣とのみ公務上の交渉を有し其他の官署帝國議會又は臣民との間に文書を往復し又は其他の交渉を有することを得す

三十日、内閣總理大臣伊藤博文内閣を去り、新に樞密院議長に任じ、特旨之をして内閣に列せしめ、次て十五人の顧問官を任命す。此等新に顧問官の任を拜する者、皆な嘗て參議省卿等の重任に膺りたる者にして、其間亦多少藩閥の臭味を存せざるにあらず。

黒田内閣組織。大隈の勢力及其意圖。

樞密院を創設すると同時に、直に内閣更迭を行ひ、農商務大臣黒田清隆、前任伊藤博文に代りて内閣總理大臣に任じ、遞信大臣板本武揚、臨時農商務大臣に兼任す。清隆や資性豪放にして、小節に拘泥せず。身内閣の首班に在りと雖も、

大小の政務、之を外務大臣大隈重信に委し、之に信賴して毫も疑はず。此を以て重信は、一部の長官を以て、内閣總理の實權を握り、縦横手腕を揮ひ、自ら各省廳經費取調委員長の地位に就き、普く各官衙の内部に勢力を伸べ、又條約改正を企て、以て朝野多年の宿望を達成する所あらんとす。

井上馨の入閣。自治黨。

曩者外務大臣井上馨の條約改正に蹉跌するや、姑く野に下り、靜に臺閣の形勢を觀望す。此時に當りて初めて市制町村制を發布し、都市町村を其自治に委す。(二十一年四月法律發布)馨は地方人士と相結ひ、以て我か勢力を挽回せんと欲し、其黨與を上級富豪に擇ひ、其題目を自治制度に取り、親ら東海・山陽・九州の各地を巡遊し、豪農巨商を集めて、地方自治の運用を説き、徐々此輩の心を攪るに勉めたり。之か團體は未だ形成するに至らずと雖も、世人早く之を呼ぶに自治黨を以てす。既にして黒田内閣成り、七月二十五日、二十一年馨再び其内閣に入り、農商務大臣の任に就く。抑も馨は博文と同心一體にして、其重信と相善からざること、

猶ほ博文の重信に於けるか如し。今や馨たる者、好んで重信全盛の内閣に入る、聊か以て奇とすへく、重信の威力、全閣を壓すと雖も、馨に對しては少しく介然たらざるを得ざるなり。

後藤象二郎の蹶起。大同團結の萌芽。

夫の後藤象二郎、多年牙籌の間に隠れ、全然政治と相關せず。曩者伊藤内閣、大に内外の政を失し、民心悉く離畔し、而して各政黨政客概ね舊怨を忘れて、政府反抗に一致し、然も共に適當の首領なきに苦しむ。象二郎乃ち乘して而して起ち、大に民心を收攬して、政界に飛躍する所あらんとす。二十年十月、都下の政客七八十人を招き、舊交を温め、新盟を締し、大に時事の非なるを論し、次て自ら首唱して、丁亥俱樂部を起し、以て政界飛躍の機關と爲す。象二郎の意、蓋し往年板垣退助の愛國社を起したる故智を學ひ、全國同志の各社を糾合し、自ら其盟主と爲り、以て大に天下に呼號せんとするに在り。之に贊する者は、舊自由黨の大部、改進黨の一角、及黨外獨立の政客にして、平生保守の見を持つる者

亦來り投す。爾來其徒と共に、頻々懇親會を開き、情意疏通を圖り、演說會を催して、大に政府の施設を非議し、更に進て時弊を採録し、之を閣下に捧く。其口にする所極めて危矯、曰く「由來自由は鮮血を以て之を購はざるへからず」曰く「我邦の元老政治家にして、未だ政論を以て獄に下りたる者あるを聞かず。余は寧ろ甘んじて獄裡の人と爲り、身を犠牲に供して、一意政界の革新を圖らんとす」と。燕趙悲歌の徒、聞て之を壯とし、絶好の首領を得たるを喜び、争うて其旗下に奔り、相和して悲壯の議を唱へ、其一言一動、愈々出でて愈々烈しく、凡そ當時の政紛を惹起したる者、象二郎及其徒與、實に之か原動たり。既にして保安條例の一撃、同志多くは東京を追はれ、次て伊藤内閣仆れ、黒田内閣之に代るの後、象二郎依然傲語を逞うし、雜誌「政論」に據て大に氣焰を吐き、更に二十一年以來、普く地方に巡遊し、到る所國家の危急存亡を口にし、之を救ふの道、有志各、小異を捨て、大同に就き、地方各團を集結し、其共同の力を以て政府を監視督勵するに在りと爲す。其議論極めて幼稚にして、計畫亦甚た粗笨なりと雖も、地方人士喜て之を傾聴し、相偕に之に贊し、漸次地方團體の成立を告げ、將に翌

二十二年春初を待ちて、大同團結を組成せんとするの順序に進む。

後藤の入閣。其辯疏。功臣網羅策の成功。

大同團結組成の機運既に熟し、舉式の期漸く迫り、其首領後藤象二郎の日夕熱罵する情實政府、依然として存し、而して其所謂危急存亡の状態、毫も渝る所なし。驚破三月二十二日、二十年象二郎俄に内閣に攀ち、入て遞信大臣の任に就く。舉世呆然、皆な事の唐突に驚き、其原因を解するに惑ふ。蓋し從來官民の間、政黨の單り政府を非議したるに止らず、政府亦頗る政黨を忌み、常に之を疎隔したりと雖も、然も亦時運に鑑み、政黨を利用して、以て憲政に應せんとするの念を起さざるにあらず。是れ或は空望に屬すと雖も、其首領を臺閣に羅致し、之と事を借にせは、庶幾くは、以て漸次政争を緩和するを得ん。此を以て政府は、曩者改進黨の首領大隈重信を内閣に迎へ、次て自治黨の首領井上馨を招き、剩す所は舊自由黨の首領板垣退助及大同團結の首唱後藤象二郎あるのみ。外に保守黨ありと雖も、其首領を招致するは、事情之を許さず。退助の志や誓ふ

へからず、唯、象二郎或は借に談すへし。招徴の使者、此に於てか來る。象二郎の從來危言を弄したるもの、敢て自ら沾らんとしたるにあらずと雖も、政府の交渉を受くるに及んで、其心必ずしも之を快とせざるにあらず。之を知友退助に謀るに、退助亦入閣を慫慂して休まず。象二郎終に意を決し、進て黒田内閣中の人と爲る。世に之を稱して功臣網羅策と曰ひ、大同團結は民間に成らずして、端なく政府部に成るの奇觀を呈す。初め象二郎の入閣の交渉を閣員に受くるや、深く之を同志の政友に祕し、談全く熟するの後、始めて之を一集會の席上に報告し、且つ自ら辯疏して謂へらく、「余の入閣は、一に勅命に由る。大同團結の主義を貫徹するは、朝に於てすると、將た野に於てすると、以て異なる所なし。余は是より内閣に立ち一意其主義を貫徹するに努力せん」と。直隸の徒、亦之に附和し、「我黨の首領、其主義を行はんとして入閣す」と聲言す。然れとも世概ね以て友を賣り説を變し、肆に權勢の地に就きたるものと爲し、其不義悖徳を指彈して休まず。

第四節 憲法制定

(祖業恢宏—超然主義)

元老院の憲法起案 中廢

曩者八年四月十四日、漸次立憲の大詔渙發したりと雖も、政府唯大詔の明示する所に遵ひ、元老大審の兩院を設け、且つ地方官會議を開きたるに過ぎずして、立憲準備に關して、幾と措置する所あるなし。翌九年九月六日、皇上特に元老院議長熾仁親王を召し、親しく之に勅して曰く、「朕爰に我建國の體に基き、廣く海外各國の成法を斟酌し、以て國憲を定めんとす。汝等其れ宜しく之か草案を起創し、以て聞せよ、朕將に之を擇はんとす」と。親王大命を奉し、元老院内に憲法取調局を設け、議官中に選ひて委員を舉げ、之をして憲法の審議起案の事に従はしむ。會西南の變起り、亂平くの後、内政益多事に涉り、爲に憲法起草の事業、遅々として進まず、終に自然に中廢に歸す。

伊藤博文の受命及歐行 獨逸主義の浸潤

既にして十四年十月十二日、國會開設の勅諭渙發し、憲法起草の事、之を緩慢に付するを許さず。此を以て翌十五年三月三日、參議伊藤博文を特派理事に任し、之をして歐洲に前往して、各國憲法の制度及學說實情等を研究查察せしむ。勅して曰く、「朕明治十四年十月十二日の詔旨を履み、立憲の政體を大成するの規模は、固より一定する所ありと雖も、其經營措畫に至ては、各國の政治を斟酌して、以て採擇に備るの要用なるか爲に、今爾をして歐洲立憲の各國に至り、其政府又は碩學の士と相接し、其組織及實際の情形に至るまで、之を觀察して餘蘊なからしめんとす。茲に爾を以て特派理事の任に當らしめ、爾か萬里の行を勞とせずして、此の重任を負擔して歸朝するを期す」と。而して勅命の調査事項は、大要左の如し。

歐洲各立憲君治國の憲法に就き其淵源を尋ね其沿革を考へ其現行の實況を視、利害得失の在る所を研究すへき事○皇室の諸特權の事○皇室並皇族財産の事○内閣の組織並立法行政司法及外交に關する職權の事○内閣の責任法の事○内閣大臣と上下兩院の間に存する諸關係の事○上院及下院の組織の事○貴族の制度特

權の事○上院及下院の權限並事務取扱手續の事○上院及下院に關する皇室の特權の事○上院及下院の開閉解散延會の事○上院及下院の自由政論の事○上院及下院の特權に關する爭議の事○議事規則の事○皇室より上下兩院議員待遇の事○上下兩院の間に存する諸關係の事○議案を發するの所並諸議案の事○上下兩院に於て會計豫算を議定し若くは決算を査察する方法の事○上下兩院司法權の事○請願若くは行政裁判法の事○上下兩院議員の資格並選舉法の事○法律及行政規則分界の事○各省の組織及權限の事○各省と上下兩院との間に存する諸關係の事○各省と地方官との關係の事○司法官進退黜陟の事○司法官と上下兩院との關係の事○諸官の責任及進退の事○諸官養老特典の事○地方制度の事

博文此特命を銜み、普く歐洲各國を巡遊して、憲政の實情を觀、碩學の意見を叩き、審に利弊を研究す。當時佛國革命の餘を承け、歐洲各國の政治、概ね共和の趣味を帶ひ、立君政體の名の下に、民主政治の實を行ふもの、比々皆自然らざるはなし。單り獨逸帝國、其帝室の權勢最も熾にして、内閣を政黨の外に置き、現に憲政を布くと雖も、其國會は宛も内閣の諮問府たるに過ぎず。博文夙に獨逸の國情及制度を憚ひ、又私に其宰相ビスマルクに傾倒す。此を以て其國に駐ること最も長く、親しくピスに就きて、憲政運用の術を問ひ、政黨操縱の策を

學ひ、大に得る所あり。乃ち其制度の一切を移して、之を我國に植ゑんと欲し、十六年八月、此希望を齎して本國に歸る。爾來獨逸主義は、急潮の勢を以て我邦を浸し、單り憲法制度のみならず、軍備法制、百科の學術より、以て趣味娛樂の微に至るまで、凡て獨逸を祖述模倣するの勢を馴致す。

憲法及附屬法令草案脫稿。

博文歸朝の後、同年十一月、假に憲政取調所を參事院内に設け、次て翌十七年三月、改めて制度取調局と稱し、之を宮内省に移し、博文は參議を以て宮内卿兼制度取調局長官に任し、參事院議官井上毅、同議官補伊東巳代治、同荒川邦藏、太政官權少書記官渡邊廉吉、同山縣伊三郎、同牧野伸顯等に取調局事務兼勤を命じ、局員切瑳して、銳意憲法起草の事に従ふ。既にして十八年十二月、内閣制を創設するの後、博文總理大臣兼宮内大臣に任し、制度取調局は、參事院と共に之を廢したるも、憲法調査事務の屬僚は、毫も其人を更むる所なく、相偕に勉焉として、憲法を起草し、二十年條約改正の紛議發生前後、附屬諸法令と共に略、其稿を

脱す。此時に當り、國民は憲法草案を竊見し、其規定、民間の宿望と相副はざるものあるを認め、起て國民的運動を試み、官民の間に著大の紛擾を惹起したること、別章既に詳に叙説したる所の如し。

樞府の憲法制定會議。裁可。

憲法及附屬法令の草案、悉く其稿を脱す。二十一年五月以降、其草案を取りて、之を新設樞密院の會議に付す。毎會皇上臨御、親しく諮問を垂れ、諸員をして審議討論、復た忌憚する所なからしむ。會議累月にして、悉く之を議了し、皇上之を裁可し、姑く之を金櫃に藏して、發布の式日を待つ。

憲法發布。神靈誥文。

維れ明治二十二年二月十一日、神武肇國第二千五百四十九年紀元の佳節、皇室典範及帝國憲法を發布す。式を擧ぐるに先たち、皇上親しく賢所及皇靈殿を拜し、典憲制定を皇祖皇宗の神靈に誥け、特に勅使を伊勢神宮、神武天皇山陵、孝

明天皇山陵に派し、今日の盛事を奉告し、以て天子の大孝を天下に申ふ。神靈誥文に曰く、

皇朕れ謹み畏み皇祖皇宗の神靈に誥け、白さく皇朕れ天壤無窮の宏謨に循ひ、惟神の寶祚を承繼し、舊圖を保持して、敢て失墜すること無し、顧みるに世局の進運に膺り、人文の發達に隨ひ、宜く皇祖皇宗の遺訓を明徴にし、典憲を成立し、條章を昭示し、内は以て子孫の率由する所と爲し、外は以て臣民翼贊の道を廣め、永遠に遵行せしめ、益、國家の丕基を鞏固にし、八洲民生の慶福を増進すへし、茲に皇室典範及憲法を制定す、惟ふに此れ皆皇祖皇宗の後裔に貽したまへる統治の洪範を紹述するに外ならず、而して朕か躬に逮て時と俱に舉行することを得るは、洵に皇祖皇宗及我か皇考の威靈に依藉するに由らざるは無し、皇朕れ仰て皇祖皇宗及皇考の神祐を禱り、併せて朕か現在及將來に臣民に率先し、此の憲章を履行して、愆らさらむことを誓ふ、庶幾くは神靈此れを鑒みたまへ。

憲法發布式。勅語。

次て文武百官及府縣會議長等を宮中正殿に集め、帝國憲法發布の式を行ひ、左の勅語を賜ふ。

朕國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心の欣榮とし朕か祖宗に承くるの大權に依り現在及將來の臣民に對し此の不磨の大典を宣布す
惟ふに我か祖我か宗は我か臣民祖先の協力輔翼に倚り我か帝國を肇造し以て無窮に垂れたり此れ我か神聖なる祖宗の威徳と竝に臣民の忠實勇武にして國を愛し公に殉ひ以て此の光輝ある國史の成跡を貽したるなり朕我か臣民は即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想し其の朕か意を奉體し朕か事を獎順し相與に和衷協同し益我か帝國の光榮を中外に宣揚し祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同くし此の負擔を分つに堪ふることを疑はざるなり

次て樞密院議長伊藤博文、恭しく憲法を捧呈し、皇上之を内閣總理大臣黒田清隆に授け、政府直に之を發布す。

盛典餘澤。贈位。養老。大赦。

憲法發布の日、勅使を贈太政大臣岩倉具視、前左大臣故島津久光、贈従一位毛利敬親、贈従一位山内豐信、贈正二位鍋島直正、贈右大臣大久保利通、贈正二位木戸孝允の墓前、及靖國神社に派し、懇に當日の盛事を報誥し、故西郷隆盛の賊名を除き、之に正三位を贈り、故藤田誠之進、故佐久間修理、故吉田寅次郎に各、正四位を贈り、廷臣の生父現存する者に位階を授け、全國の老耄に養老金を賜ひ、且つ大赦令を布き、一般刑法及海陸軍刑法中の國事犯其他政治に關する罪、保安條例の罪、集會條例の罪、治安を妨害するの目的を以て爆發物取締罰則を犯す罪、新聞紙條例及出版條例中の治安妨害に關する罪は、一齊悉く赦免す。

右憲法發布の報誥に接したる物故諸功臣は、先年行葬の際、各々恩賜の御誄を辱す。今薩長土肥四藩主拜戴の御誄を一括し、死去の順位を以て之を表示すること左の如し。但し爾餘の三功臣に賜ふものは、各々關係條項の下に既に之を記したり。

鍋島直正に賜ふ詔（明治四年正月二十三日）
宣力封疆、夙竭方面之職、盡心皇室、丕贊維新之業、國家柱石、臣庶儀型、忽聞淪逝、良切悼傷、因贈正二位、以彰功勞、

毛利敬親に賜ふ詔（明治四年四月十五日）

首唱勤王、回皇運于既衰、誓期報效、贊大政于更始、維忠維義、洵是國家柱石、厥功厥績、實爲藩翰儀型、茲聞溘亡、曷勝痛悼、因贈從一位、以彰偉勳、

山内豊信に賜ふ詔（明治五年六月二十七日）

讜議侃侃、首唱大政復古、偉勳赫赫、夙贊皇國維新、洵是國家柱石、實爲臣庶儀型、茲聞溘亡、曷勝痛悼、因贈從一位、以表彰、

島津久光に賜ふ詔（明治二十年十二月十七日）

維忠維誠、首唱勤王大義、允文允武、竟贊中興鴻圖、出列三台顯職、退負四民重望、洵是國家元勳、實爲貴紳領袖、茲聞溘亡、曷勝痛悼、因特遣侍臣、齎幣帛及神饌、以弔慰、

憲法附屬法令發布。憲法上諭。

憲法と同時に議院法、衆議院議員選舉法、貴族院令、會計法等を發布す、皆な憲法運用に關する法令たり。今憲法及各法令の内容を摘示するを省き、姑く憲法卷首の上諭を録するに止む。上諭に曰く、

朕祖宗の遺烈を承け萬世一系の帝位を踐み朕か親愛する所の臣民は即ち朕か祖宗の惠撫慈養したまひし所の臣民なるを念ひ其の康福を増進し其の懿徳良能を發達せしめむことを願ひ、又其の翼贊に依り與に俱に國家の進運を扶持せむことを望み乃ち明治十四年十月十二日の詔命を履踐し茲に大憲を制定し朕か率由する所を示し朕か後嗣及臣民の子孫たる者をして永遠に循行する所を知らしむ

國家統治の大權は朕か之を祖宗に承けて之を子孫に傳ふる所なり朕及朕か子孫は將來此の憲法の條章に循ひ之を行ふことを愆らざるへし
朕は我か臣民の權利財産の安全を貴重し及之を保護し此の憲法及法律の範圍内に於て其の享有を完全ならしむべきことを宣言す

帝國議會は明治二十三年を以て之を召集し議會開會の時を以て此の憲法をして有効ならしむるの期とすへし

將來若此の憲法の或る條章を改定するの必要なる時宜を見るに至らば朕及朕か繼統の子孫は發議の權を執り之を議會に付し議會は此の憲法に定めたる要件に依り之を議決するの外朕か子孫及臣民は敢て之か紛更を試みることを得ざるへし

朕か在廷の大臣は朕か爲に此の憲法を施行するの責に任すべく朕か現在及將來の臣民は此の憲法に對し永遠に従順の義務を負ふへし

茲に憲法及議院法以下附屬諸法令に副署したる者の官職及氏名を擧ぐれば、
(署名)内閣總理大臣伯爵黒田清隆、樞密院議長伯爵伊藤博文、(任官即時、特旨を以て内閣に列せしめらる)外務大臣伯爵大隈重信、海軍大臣伯爵西郷從道、農商務大臣伯爵井上馨、司法大臣伯爵山田顯義、大藏大臣兼內務大臣伯爵松方正義、(內務大臣伯爵山田顯義、陸軍大臣伯爵大山巖、文部大臣子爵森有禮、(憲法發布當日早朝、刺密の手で呈る。)遞信大臣子爵板本武揚是なり。

元老院の末路及其廢止。

曩者八年四月、立法の源を擴めんか爲に、新に元老院を興し、之をして立法の事に膺らしめたりと雖も、年と共に漸次其權を殺き、老朽の議官、院内に滿つるに及んで、生氣益、銷沈し、毫も權限保持に力を效すなく、唯、纒に意見を政府に呈し、人民の建白を領し、若くは區々の法案審査に任するのみ。參事院の成るや、法案起草の任を其職掌に置き、且つ元老院の議決したる法案を審査し、又は之を再議するの權を與へ、頗る元老院を輕視す。諸法典の如きは、官雇外人をして之を起草せしめ、別に一局を設けて之を審査し、然る後に形式に之を元老院の議に付したるのみ。憲法及附屬法令の如きは、終に元老院と何の交渉あるなし。議官中、中道少しく悟る所あり。宜しく元老院の權限を擴張し、泰西の立法院と同様の機關たらしむべきを論じ、若くは憲法及附屬法令を元老院の會議に付すべきの議を唱へたりと雖も、一も其實行を見ず。既にして帝國憲法實施の期漸く迫り、元老院の存置、終に無用に歸す。二十三年十月二十日、元老院を廢止し、詔を議官に賜うて、其多年の勞績を嘉尙し、而して舊議官は、概ね宮

中の閑職又は貴族院議員に任せらる。

超然主義の宣言。歴代政府の政黨對策。

國民の政治智能大に進み、全國所在の同志、互に相集りて黨派を結び、與に偕に國政を論議し、以て政府に抵抗したるもの、茲に十餘年。其間政府は常に政黨を蛇蝎視し、警察力を以て之を抑壓し、其行動を妨げ、其存立を危くし、之をして口舌手足の出つる所を知らざらしむ。然りと雖も此の如きもの、單り專制の時代之を能くすへし、既に憲法を布き、參政の權を國民に與ふるの後、斷して此放逸を許さず。況や憲政治下、政黨の發生するは、固と必至の數にして、警察力を以て之を抑壓せんと欲するも、終に得へからず。然るに藩閥政府は、依然政黨を嫌忌し、政府を政黨の外に置き、國務大臣の進退は、一に之を天皇の天命に繋げ、以て閥族の地歩を確保せんとし、憲法發布の翌日、内閣總理大臣黒田清隆の名を以て、地方長官集會席上之を發表す。世に之を稱して超然主義の宣言と謂ひ、此主義は、單り黒田内閣の之を把持したるに止らず、爾後藩閥内閣の綿

綿繼承したる信條なり。左に所謂超然主義の宣言を録す。

今般憲法發布式を舉行ありて、大日本帝國憲法及之に附隨する諸法令を公布せられたり、謹て惟ふに、明治十四年十月詔を下して二十三年を期し、國會を開く旨を宣言せられ、爾來政府は、孜孜として立憲設備の事を務め、昨年四月、樞密院設立の後、は直に憲法及諸法令の草案を同院に下され、會議毎に聖上臨御せし、まし深く宸慮を盡し、親しく裁定あらせられたり、叡旨の歸する所を要するに益、我國體の本源に基き、祖宗の遺訓に遵ひ、永遠の基業を定め、て則を後昆に垂れ、國本を鞏固にして、衆庶と福祉を共にするに在り、仍て將來百般の行政は、此科條に準據して、進路に副はんことを務むるは、行政の責に當る者の職任にして、宜く日夜電勉し、以て從事すへきなり。

帝國議會は、明年を以て開設せらるへし、凡そ我臣民たる者、誰か公權を優重せられ、公議を伸暢せらるゝ、聖上無疆の恩徳を欽仰せ、さらんや、議會開設の時に至り、議員の選に當る者は、各忠實の誠を盡して、國事に參預し、上下和融の美を成し、以て慈仁の旨に奉答せんことを、今より切に望む所なり、若し奔

競浮躁徒に紛擾を事とし議會の體面を損し自ら其信用を公衆に失ふか如きことあらは遂に立憲の盛意を曠くするに至らん地方牧民の責に當る各員意を加へて誘導啓發あらんことを欲するなり

憲法は敢て臣民の一辭を容るゝ所に非ざるは勿論なり唯た施政上の意見は人々其所説を異にし其合同する者相投して團結をなし所謂政黨なる者の社會に存立するは亦情勢の免れざる所なり然れとも政府は常に一定の方向を取り超然として政黨の外に立ち至正の道に居らざる可らず各員宜く意を此に留め不偏不黨の心を以て人民に臨み撫馭宜きを得以て國家隆盛の治を助けんことを勉むべきなり

政府は從來經費の節減を謀り民力の休養を勉むと雖も外來事變常に豫期の外に出て其必需の用に供せざるを得ず去る十八年官制改革以來銳意に冗員を汰し繁文を省き浮費を減することに從事するも更に將來に向て不急の用を節して國力を充實することを務めんとす抑凡百の事業は進歩と整理と併行して始て結果を收むるは普通の道理なり故に進歩の中に整理

を顧み順序を逐て運動し堅忍不拔一意貫徹功を淺近に求めずして事を永遠に慮り浮華虚飾の弊を矯め勤儉の風を養成し且つ民治上務て煩苛の失を除き政務の機關をして活動せしめんことを期待するなり

以上陳述する所は今回國家大典の發布を祝すると共に將來聖旨を遵行して國家に盡す所の趣旨を申明するに外ならず各員の能く體諒せられんことを冀望す

伊藤博文の憲法論。政黨内閣制否認。

越えて十五日、樞密院議長伊藤博文、府縣會議長及議員を會同し、帝國憲法の趣旨を演説す。「憲法は、天皇の仁恵に由り、臣民に贈與したる特典なり」と曰ひ、「天皇の主權を憲法的首條に掲けたるは、最も帝國の國體に副ふものなり」と曰ひ、「憲法の賦與したる臣民の權利は、頗る廣汎多端にして、憲法學上問然する所なし」と曰ひ「政府は即ち天皇の政府にして、宰相の任免は、一に天皇の大權に屬し、宰相は國政施行上、其責に任せざるへからず」と曰ひ「維新以還の政

府は、一意唯、邦家人民の安寧幸福を圖り、毫も世に所謂薩長藩閥の勢力を維持せんとするの卑念を懐くことなし」と曰ふ。而して政黨及政黨内閣に關しては、左の如く論斷を下し、以て所謂超然主義の理を闡明したり。

天皇は全國を統治し宰相は天皇の天職を行ふを輔弼す其輔弼の任に至ては一定の分義なかるへからず蓋し君主は臣民の上に位し各政黨の外に立つものなり故に一黨を利し他黨を害ふの政を爲すことなく常に不偏不黨の地位を保たざるへからず政府をして常に政黨の左右する所たらしむるか如きは極めて危険たり歐洲の歴史を緝きて黨派政府の跡を観るに必しも一定不動の主義を採るにあらず時としては唯、人民の東西に分れて互に勢を制せんとするの觀なきにしもあらず試に黨派政府を以て稱せらるゝ英國の内閣更迭の跡に就て之を観るに必しも道理にのみ支配せらるゝにあらずして多くは偶然勢の然らしむるものなりと認むるも敢て不可なきか如し而して其國の事情に照せば場合に依ては黨派政府の利なることあり又全く然らざることもあるへし畢竟黨派は民間に在りては止むを得さ

る結果なりと雖も之を以て政府にまて及ぼすは難事なりと思考せざるを得ず將來の大勢は能く一人の抑制し又は作爲し得へき事にあらざるを以て容易に確言するを得ずと雖も憲法の規定する所を按し議會の前途を考ふるときは我天皇陛下は九五の位を踐みて大政を統治し給ふと云ふに在り歐洲一種の學者中には王は一國を統ふるも之を治せずと唱ふる者あり英國の政體は即是なり我日本の政體に於て天皇は一切の國權を總攬して此國を統治し給ふを以て宰相の進退一に勅裁に出でざるへからず素より衆望に協ふと否らざると又能不能との如きも陛下親ら裁鑒し給ふ所なり而して宰相は一國の責任を帯ひ國家の安危を擔ふに堪ふるの材能を舉用せらるへきは亦論を待たざるなり今後議會を開き政事を公議輿論に問はんとすに當り速に議會政治即ち政黨を以て内閣を組織せんと望むか如きは最も危険の事たるを免れず云々

舉國歡喜。世界の偉觀。

憲法發布國を擧げて之を慶し、歡ひて且つ願せんと欲す。心を平かにして仔細に憲法の條章を檢すれば、當年自由黨改進黨等の主張、往々にして條章の外に漏れ、若くは之と相背馳するの規定を存し、而して帝政黨其他一般保守黨の議論、概ね採容を蒙るを見る。此を以て一部の政客間、失望の嘆を發せざるにあらずと雖も、凡そ憲政の妙味は、一に之か運用如何に在るの理を悟り、強ひて法規の備不備を論ずるを避け、齊しく此國家の慶事を祝賀せり。之を泰西の事例に徴するに、各國の憲政は、概ね君民の軋轢に發し、流血の餘勢に成り、且つ其憲法は、君民契約の方式を取る。單り帝國憲法は即ち然らず、君臣和煦の間に、立憲の歩武を進め、舉國驩呼の裡に、大典の發布を見る。是れ眞に世界憲政史上の偉觀にして、帝國國體の萬邦に冠絶する所以、亦實に此に存す。

第五節

大條約改正紛議

(強硬政策—龍頭蛇尾)

對外強硬政策。改正約案の内容。

帝國憲法の制定、既に其業を卒へ、發效の期亦近きに在り。政府は議會創設に先たち、夫の不利非倫の條約を改正し、以て二十年來の宿案を一決せんと欲し、外務大臣大隈重信、主として其事に膺る。重信任に上るの初、力めて現行條約を厲行し、嚴正以て外人を待ち、尋て最惠國條款の規定を一變し、此主義を新締の墨西哥條約に應用す。(明治以前、各國と締結したる通商條約は、皆な絶對無制限の旅からず。然るに二十一年十一月三十日、調印の墨西哥條約を以て、兩國相互の通商航海若くは人民に依り許與したるものに係れば、又均しく報酬を要せずして、他の外國の臣民と規定し、明に最惠國待遇に制限を置くの約す。條約第五條) 皆な以て帝國の利權を擁護し、施て條約改正に資せんとするにあらざるはなし。時人之を肆とし、呼

ひて隈爺の強硬政策と謂ひ、外政の振張、或は庶幾すへしと爲す。其條約改正を企つるや、國別に談判を開き、交渉著々として進行し、二十二年四月、先づ日米改正條約に調印を了し、次て獨露兩國との談判亦全く熟し、將に進て他の列國に及ぼさんとす。其初に當りてや、改約の内容、毫も外間に現はれず、世人概ね以て對等の約束と爲し、交稱贊の辭を呈したりと雖も、外報端なく其内容を傳へ、人をして其不利屈辱に呆然たらしむ。改正約案は、大抵前年の井上約案を襲ひ、依然法稅兩權の拘束を受く。即ち輸入税は、各品平均從價約一割を賦課することを得るも、總て之を協定稅率とし、全然稅權を我に回復するは、今後十二年の後に在り。又條約調印後若干年を経て、外人の旅行雜居の爲に、内地を開放し、内地開放後若干年間、尙ほ領事裁判の制を存し、且つ公文を以て、民法實施及其英譯頒布の責務を負ひ、外人數名を大審院法官に任し、一般上告事件の審理に參せしめ、内外交渉の民刑訴訟は、過半數の外人法官を以て之を審理し、而して法權亦略、十二年の後を待て之を帝國に收めんとす。之を井上約案に比するに、毫末も進歩の迹を認むべきなく、唯、其異なる所は、各款の實施期に遅速

あり、並に條約の有効期に長短の別あるのみ。曩者全力を注ぎて井上約案に反對したる國民、此同様の約案に黙々たらざるは固と其所なり。

改約中止の國論。各派の反對同盟。

改進黨は、其實際的首領大隈重信をして、條約改正の功を收めしめんことを期し、極力之に聲援を添へ、唯、其及はさらんことを恐る。改正約案の内容、未だ世に現はれざるに當りて、盛に其案の完備を説き、重信の功を稱揚し、次て内容暴露し、天下の非難を速くに及んで、尙ほ約案の爲に辯護し、之か斷行を促すこと甚た力む。曰く、「約案に記する所、多少の不利なきにあらずと雖も、之を行ふこと數年にして、能く法稅兩權の全部を回復することを得へし。一時の不利を忍ひて、宿昔の希望を達するは、是れ豈に智者の事にあらずや」と。然りと雖も、國民多數の見る所は之と異り、此の如き不利屈辱の條約は、斷して其成立を許すへからずと爲し、改約中止の聲、囂々として天下を動かす。此より先き夫の大同團結は、其首領後藤象二郎の入閣に依り、轉、結束を弛へ、團内常に紛擾を絶

たすと雖も、端なく條約問題の起るに會し、遽に相互の確執を忘れ、相一致して現下の重大國事に處し、其舊首領を促して、閣内より改約反對を唱へしむ。夫の保守黨中正派、熊本紫、濱會、福岡玄洋社、其他平生國粹論を把持するもの、皆な一齊に約案を非議し、谷干城、三浦梧樓、淺野長勳等、相和して改約中止の議を唱ふ。政府頑冥にして、毫も反省の色なきに及んで、民間同志の五團體、九新聞、相合致して政府に抵抗し、連日演說會を催し、遊說、飛檄、益、國論を喚起す。地方の志士亦翕然として起ち、到る所政府非議の聲を聞かざるはなし。

官界の論調。閣議睽離。

單り民間人士の改正約案に反對したるに止らず、異論端なく官界より起り、臺閣同僚の意見、亦一致を闕く。樞密顧問島尾小彌太、先づ條約改正中止意見書を内閣に寄せ、次て同僚副島種臣、海江田信義等と共に、嚴に重信を面折し、議論相合はずして之に辭職を勸む。爾餘樞密顧問、概ね皆な改約中止の意見を取り、連署して之を閣下に上奏し、元老院議員其他の在朝高官にして、中止意見を

表はず者亦鮮からず。樞密院議長伊藤博文、亦頗る改正案の眞價を疑ひ、特に外人法官任用に異議を挟み、之を閣下に奏し、之を重信に説き、又其門下生をして、意見書を天下に布かしめ、以て改約中止に努めたりと雖も、其説の行はれざるや、十月十一日、辭表を捧げて直に京地を去る。農商務大臣井上馨、逓信大臣後藤象二郎、亦共に改正案を不是とす。但、今次の改正案、概ね前年の井上案を踏襲するを以て、馨たる者、正面之に喙を挟む能はず、乃ち病に託して關西に逃れ、冷眼以て臺閣の形勢奈何を看る。會、内務大臣山縣有朋、新に歐洲の遊を畢へて歸る。(十月三日)天下皆な有朋に頼りて、幸に改約中止の效を收めんことを希ひ、首を延へて其一言一動を見る。

外人法官違憲問題。歸化法制定の議。

外務大臣大隈重信の改約談判を列國と試むるや、偏に聖旨を奉して、獨力其事に任し、姑く世評を度外に措く。既にして改約非難の聲、囂々として朝野に起るに及んで、始めて取て以て之を閣議に付す。(七月三十日)議論益出、鐵拳雨飛、

喧囂の聲頗る戶外に漏る。抑も官民の此約案を非議するの點一にして足らずと雖も、論議の焦點たるものは、即ち外人法官任用の件にして、以て憲法の條章に違ふと爲し、若くは以て違憲の疑義に涉るものと爲す。重信の執拗を以てするも、亦少しく耳を此論に傾け、乃ち歸化の方法を按出し、歸化外人を以て大審院法官に任し、幸に違憲の非難を免れ、改約の事業を遂行せんと欲し、之を閣議に提唱す。不滿の聲、尙ほ未だ熄まずと雖も、終に重信の提言を容れ、既に調印を了したる各國政府の同意を要め、爾餘の締約亦宜しく之に則るべきの議を定む。爾く歸化法の通路を設け、又同僚の異議を排す。重信乃ち勇往邁進、些の忌憚する所なし。當時英佛諸國、轉て我と善からず、往々にして我か改約事業を阻止せんとするの色あり。重信敢て之に驚かず、彼れ若し我か提議を拒まは、斷然現行條約破棄を宣言し、以て維新以來の宿案を解かんと欲し、其決心、牢として奪ふへからざるものあり。

御前閣議。霞關の爆彈。改約中止。内閣崩壊。

巧に歸化外人法官任用の通路を開くと雖も、以て天下の清議を壓するに足らず、却て益々國民の公憤を激成し、改約中止の聲愈々、在朝の老臣等、相偕に之に和す。形勢此の如きの際、若し強ひて改約を斷行せば、天下の事變、眞に測るへからざるものあり。此を以て閣員の意見、亦漸次中止に傾き、大藏大臣松方正義の如きは、本邦現下の産業情態、果して新約の實行に堪ふるや否やを危み、委員を擧げて之を調査するの議を唱へ、遞信大臣後藤象二郎、亦是非即決を閣議に提唱し、進んで改約中止の意見を天關に奏聞す。重信内外の敵を一身に受け、惑はず屈せず、毅然として確く改約斷行の見を持ち、總理大臣黒田清隆、亦一に重信に信頼し、外物の爲に其心を動かさず。十月十五日、御前閣議を開き、重信詳に既往の經過を述べ、改約斷行の國家の至計たる所以を細論し、象二郎之を反駁し、言辭最も峻刻に涉り、而して内務大臣山縣有朋は、歸化外人法官の件に關し、頗る剴切なる質問を發す。當日未だ議決を了するに及はずして、之

を十八日の閣議に繼ぐ。福岡玄洋社々員來島恒喜なる者、重信の剛復自ら用ゐて、將に國家を誤らんとするを憤り、慨然身を挺して起ち、同日午後、重信を外務省門前に要し、爆彈一擲、其脚部を傷け、之をして牀上困臥の人たらしむ。此青天の霹靂、俄に政界連月の陰雲を破り、自ら臺閣の基礎を震撼し、總理大臣以下閣僚重信を除くを一齊相駢ひて辭表を闕下に捧げ、多年の懸案たる條約改正の事業、爲に復た中止に歸す。

第六節

專制
立憲
過渡
內閣

假攝三條內閣。山縣內閣組織。

二十二年十月二十五日、內閣總理大臣黒田清隆の官を免し、樞密顧問官に任じ、內大臣三條實美をして、假に內閣總理大臣を兼ねしむ。月二週するのの後、十二月二十四日、三條實美の假攝內閣總理大臣を免し、內務大臣山縣有朋を內閣總

理大臣に任じ、內務大臣を兼ねしめ、大隈重信の外務大臣を免し、同次官青木周藏をして其後を襲かしめ、井上馨の農商務大臣を免し、同次官岩村通俊をして其後を襲かしむ。樞密院議長伊藤博文、曩者大隈改正條約案に反對し、辭表を捧げて京地を去り、三條內閣の下、其官を免せられ、次て樞密顧問官兼元老院議長大木喬任を擧げて樞密院議長に任ず。之を外にして前來の閣員を動かす所なし。即ち新內閣は、首相其人を易ふるに止まり、閣員の大半は、憲法發布當時の職任を襲ふものなり。唯、當時の文部大臣森有禮、刺客の手に殞れ、陸軍大臣大山巖臨時文部大臣に兼任せられ、次て後藤象二郎、俄然民間より入て遞信大臣の任に就き、遞信大臣榎本武揚、轉して文部大臣に任せられたりと雖も、是れ皆な黒田內閣時代の事に屬し、山縣內閣と共に更迭したるものは、唯、上述外務、農商務の二大臣あるのみ。後日、山縣有朋の兼內務大臣を免し、海軍大臣西郷從道を內務大臣に任じ、海軍次官樺山資紀を海軍大臣に任じ、榎本武揚文部大臣を辭して、內務次官芳川顯正其後を襲ひ、岩村通俊農商務大臣を辭して、特命全權公使陸奥宗光其後を襲ふ。

山縣内閣の終始。

新立山縣内閣は、銳意憲法實施の準備を講し、尋て初期帝國議會を迎へ、議會閉會の後、首相有朋其職を辭して、閣運茲に畢りを告ぐ。即ち此内閣や、其前半は專制時代の内閣にして、其後半を憲政期中の内閣と爲す。此過渡内閣の施設は、事の立憲前後に屬するを問はず、渾て之を憲政正記中に譲らんと欲す。

憲政正記

第一編

第一次山縣内閣(自二十二年十二月二十四日至二十四年五月六日)

第一章 政府の施設

立憲初頭の内閣。閣員の配置。

第一次山縣内閣は、明治二十二年十二月二十四日を以て成り、組織以降、閣員に二三の更迭ありたること、曩に既に之を記したり。茲に帝國議會初次召集當時の閣員、及其配置を録すること左の如し。

内閣總理大臣	伯爵	山縣	有朋
外務大臣	子爵	青木	周藏
内務大臣	伯爵	西郷	從道

大藏大臣	伯爵	松方正義
陸軍大臣	伯爵	大山巖
海軍大臣	子爵	樺山資紀
司法大臣	伯爵	山田顯義
文部大臣		芳川顯正
農商務大臣		陸奥宗光
逓信大臣	伯爵	後藤象二郎

内閣官制改正奏議。新官制。

三條假攝内閣辭任當日、其内閣員の連署(外務・農商務兩大臣を除く)を以て、内閣官制改正を上奏し、少しく總理大臣の權限を縮め、各省大臣の責任を重くせんことを請ふ。抑も内閣創設の趣旨や、太政官と各省との間、上申下行の煩累を除き、各省大臣をして自ら其重責を擔當せしめ、力めて簡捷敏活の政を爲さんとするに在り。然るに官制の定むる所、總理大臣の權力、稍重きに過ぎ、其地位、宛も太政官各省

の冠首たるの舊套を襲ひ、當初内閣制を設けたる趣旨に反す。本件奏議の出づるは、蓋し之か爲なり。左に其奏議を録す。

臣等輔弼の要職を辱くし立憲の盛時に臨み又内外多難の期に當り責任の重きを顧み夙夜に黽勉し心力を竭して措畫し以て陛下隆渥の聖旨に答へ臣民の瞻望に副はんことを希ふ謹て惟ふに内閣は陛下信任の府にして百揆の出る所なり内閣にして組織鞏固ならず方嚮統一ならず責任明白ならず政機縝密ならざるときは肺腑萎靡して經絡敗壞し立憲の大事何に由てか擧かることを得む惟ふに憲法の主義に據るに萬機を主宰するは元首の大權にして國務大臣は各其職務の責に任すへし今總理大臣は各大臣を統督し法律勅令一切の文書必ず主任大臣と俱に副署し其權力廣大に過ぐるの嫌なきこと能はず宜しく内閣の官制を改め各省大臣をして各其主任事務に就ては専ら副署の任に當らしめ以て愈憲法の主義を通すへきなり其制置の條項は之を別紙に具へ謹て聖裁を仰く内閣の憲法上の義務は身を以て責に任するにあり立憲の主義に據るに大臣の君主に於けるは其説の

採用せらるゝと否とを問はず君主の特別の許可を得るにあらざれば議會及他の人民に向て私に宣言することを許さず一も此禁を犯すものあるときは其身は法律上輔相の位地を保つへからざるのみならず又徳義の許さざる所なり内閣の組織は同心一致を以て根本とすへく内閣の各員は内部に多少議論の異同あるに拘はらず其外に向て宣布し及施行する政治上の方嚮は必ず歸一の點に傾注せざるへからず而して内閣の一致を保たんとせば内閣の機密を以て最も緊要とせざるへからず立憲國の政體は公明を旨とし議會は公開を例とするに拘はらず内閣の會議は専ら祕密を主とし各員の意見は一も外に漏洩して輿論の毀譽褒貶の種子となることなし内閣員にして君主に對して其重要なる意見採用せられず又は同僚の多數と議論合はざるを以て辭職すと雖も然も退罷の後猶在職の時に於ける政務の事件に就て長く祕密を守るを以て政治家の義務となさゝるへからず慣習は之を初步に養ふを要す慣習一たび潰ゆるときは百年の毒を流すに至らむ今の時に當り若し立憲の要素たる所の内閣の徳義にして鞏固完全な

ること能はざらしめは其影響は議會及公衆に反映し政治の中點は變して權變機智の爭鬪となり將來に因縁して療すへからざるの疾疢を爲さむとす臣等此に見ることあり深く將來に反省して各良心に誓ひ以て内閣の統一を期せんとす惟陛下此を鑒みたまへ恭て惟ふに臣等驚鈍を顧みず大局の責に當れり今の時に在て和衷協同して私援を絶ち公義に殉ひ合せて一體をなし以て憲法の精義に對へ聖明委託の重きに負かさらんことを臣等か伏して陛下の鑑照を願ふ所なり恭悚誠懼の至に勝へず謹て奏す

奏議記する所、單り各省大臣の權限及責任の件のみならず、亦内閣の統一及機密保持等の事に涉る。此奏議は直に裁可せられ、政府乃ち官制を改正し、力めて總理大臣の行政各部に對する威令の文字を避け、副署の制を擴めて、各省大臣の責任を加へんことを圖る。舊制に依れば、法律命令は、悉く總理大臣と主任大臣と、共に之に副署するの條規なりと雖も、新制、法律及一般の行政に係る勅令は、總理大臣及主任大臣之に副署すへく、各省專任の行政事務に係る勅令は、主任大臣の副署を以て足れりとす。又舊制は、閣議に付すへき條項を明

文に掲げずして、爲に國家重大の政務にして、往々主任大臣の専決に委したるものありと雖も、新制は、明に之か條項を定む。即ち(一)法律案及豫算決算案(二)外國條約及重要なる國際條件(三)官制又は規則及法律施行に係る勅令(四)諸省の間主管権限の爭議(五)天皇より下付せられ、又は帝國議會より送致する人民の請願(六)豫算外の支出(七)勅任官及地方長官の任免進退は、凡て閣議の決定を経へきものとす。別に各省大臣の外、特旨に依り國務大臣として内閣員に列せしめらるゝことあるを規定す、所謂無省大臣なるもの即ち是なり。

政府の訓示。超然主義保守。

藩閥政府は、夙に超然として政黨の外に立ち、憲法發布の際、黒田内閣の名を以て、此主義を天下に披示す。山縣内閣亦之を襲ひ、其成立の翌二十五日、左の訓示を地方官に發し、以て政府の政黨對策を明にしたり。

憲法の實施は方さに近きに在り國家の盛事日を期して待つのに當り他の一方に於ては人心激昂して政論に競争し黨比して相闘く亦勢の免れさ

る所なり加ふるに外交事件の困難を以てし、轉物論洶起の媒を爲すに際したり此時に當り中外官僚の務は唯一意純誠聖旨を奉體し百難を凌き同心協力以て立憲の大事を賛け終局の美果を收むるの一途あるのみ本官不肖なりと雖も各位と共に力の有る所を盡して此の至難の義務を全くせむことを願ふものなり。

地方の施政は各位既に分憂の任に當り其計畫措置各一定の針路あり今茲に最も注意を要する所の者は此時に當り各位は宜しく屹然として中流の砥柱たるべきのみならず亦宜しく人民の爲めに適當の標準を示し其偏頗を抑へ向ふ所を謬らさらしむることを勉めざるへからず要するに行政權は至尊の大權なり其執行の任に當る者は宜しく各種政黨の外に立ち引援附比の習を去り専ら公正の方向を取り以て職任の重に對ふべきなり教育殖産其他内地の事業は仍ほ改正振起を要する者あるに拘らず二十年來の經營に依り漸くに其歩を進め駸々として前途の望むべきあり今或は一時政論激動の爲めに挫折停滯せは忽ちにして退却の狀を現すに至らむ

とす是亦宜しく意を加へて勸導し以て前緒を繼續し人民の幸福を増進することを期すべきなり

一地方の公益は全國の公益と必しも相干渉せざるものあり故に各地人民の幸福を進めんと欲せば宜しく政論の外に立ち各其區域の内に畫策する所あらざるへからず一村の人民は各其一村の公益を進め一郡の人民は各其一郡の公益を進め一縣の人民は各其一縣の公益を進むることを遺忘せず汲々として力むる所を知らば全國の公益は從て其進路を失はざるは必然の結果ならざるを得ず今若し之に反して一縣一郡又は一村にして却て中央の政論に熱心し其選舉又は會議等を機として黨派の爭論を聞くことあらば其勢延て小民に及び怨讎相結ひ狂暴之に乗し春風和氣子を育し孫を長するの地は轉して喧囂紛争の巷となり家を富まし國を利するの業は得て興すへからざらんとす之を各國の歴史に徴するに古今政體變遷の間尤も恐るべく尤も戒むべきの事情なりとす是れ畢竟中央政治と地方施治とを混淆するの謬の致す所に依らすんはあらず今遽に是等深奥の理論を

分析して地方の政論を一轉するは極めて至難の事に屬すと雖も各位若し懇に意を加へて提撕訓導し其良知に訴へ釋然たる所あらしめは猶ほ其横流を未決に救ひ前途平易に歸することを望むべきなり(下略)

再度の訓示。政府の政黨觀。

既にして衆議院議員初次總選舉の期漸く迫り、政熱爲に自ら昂進し、競争日に日に激烈に赴き、動もすれば、輒ち一切を犠牲に供し、復た顧る所なからんとす。政府深く之を憂慮し、前掲訓令を以て足れりとせず、二十三年二月十三日、地方官諮問會席上、重ねて一場の訓示を發し、地方長官をして、各守る所を知らしむ。大意言ふ、「近時地方人民、徒に政治に狂奔し、自治制度を利して、政争の具に供し、人心を煽り、秩序を紊り、施て立國の根本を危くせんとするに至る。是れ頗る憂ふべきの現象なり。凡そ人民の政争に専なるは、百弊の本なり。今に於て其弊を杜絶し、生産を奨め、富源を開くにあらざれば、列國と比肩して、國際に翱翔すること能はず、立憲の美果を擧げんと欲するも、亦得へからず。地方長官

たる者、宜しく嚴に之を監視し、適正に之を指導するを懈るへからず」と。其政争の弊を論する言議中、左の一節あり。亦以て政府の政黨に對する概念を窺ふに足る。

熟方今の形勢を察するに政治上の運動は動もすれば黨派の軋轢となり延て社交上の私事に及ほし或は其爲すへきの事業を抛棄し時間と勞力とを擧て不生産的の政論に靡費し遂に其方向を誤り往々罪辟に觸るゝ者あるに至る其弊の及ほす所將に國內に瀰蔓し經濟上に道德上に及政治上に漸く國民の幸福を損し國家の昌榮を害するの虞あらんとす凡そ新政を創始するに當り一たひ情欲の爲に之を誤用せらるゝときは極めて懼るへき結果を呈し甚しきは國民全體の實力と結合とを脆弱ならしめ竟に國家衰亡の源を開くに至る之を中外の史乘に徵するに其事例歴々引擧すへきものあり國家をして此の如き禍源を萌さしめさらんとせば國民たる者は常に一致協同を以て最高の目的とせざるへからず而して之か誘導匡濟の責は亦施治者の之に任せざることを得ざるなり

陛下曩に憲法制度を以て臣民に惠賜せられたる所以のものは以て臣民の徳義を善美にして幸福を増進せしめんか爲なり而して臣民は將に憲法に依て自由の程度を高くし行く々々の開明國と駢列の地位に進むを得んとす若し吾人にして我立憲制度を實施するの針路に不幸にして一步を誤ることあらは我國民は其榮譽ある位格を失ふに至らん故に今日に當り真正なる憲法上の自由を培養して平和に之を享用するは實に忠良なる臣民の責務なりとす

人若し自ら敬し自ら制するの精神なければ則真正の自由あることなし自ら敬するものは必ず他を敬し他より己の説を尊敬せられんことを欲するものは亦均く他の説を尊敬せざるへからず自家執る所に非れば適正の所見なしと爲すか如きは世其理あることなし何れの時何れの所を問はず利害の同しからざる所は隨て各種の異説を出すことあるは勢の免れざる所とす既に然り則他人の意見と雖も力めて相認容し互に相調和するにあらざれば其紛争遂に底止する所なからんとす憲法制度は異説を調和するに

適當の方便にして暴力悖亂は常に異説の根帯を斷つこと能はざるのみならず之をして益甚しからしめんとす政治上の問題は決して人類の感想を全括するものにあらず此等の問題に於て持論を異にするの人と雖も宗教上又は道徳上の所見に於て或は身事上又は社交上の關係に於ては互に其意見を同ふする場合少しとせず宗教上道徳上若くは身事上社交上の關係を擧て之を度外に措き獨り政治上の問題に驅逐せらるゝか如きは着實忠貞の士の宜く取るべき所にあらず故に政治上黨派の競争を極度に達せしむるは人生の不幸たることを免れず況や政治上の争議の爲に暴力を闘はし反對者を妨害するに至ては是れ情欲に使役せらるゝの境に陥るものにして法律を恪守するの分義に背き憲法制度の精神に戾れりと謂はざるを得ざるなり殊に政治上の運動の爲に常業を拋棄するに至ては其一身の爲のみならず又社會の爲に取らざる所なり抑國の富强は首として生産的の勞力に依て増進するものなり故に徒に言論に覬覦し實業を怠るは決して良民の爲す所に非るを知る況や自ら其勞力を以て國家の富に毫末を加

へざるのみならず却て他人を誘惑して其自守勤勉の氣風を減損せしむるか如きに於てをや(下略)

教育勅語

二十三年十月三十日、聖詔渙發し、祖宗の遺訓を尋ねて、道徳の綱領を昭にし、子孫臣民をして嚮ふ所を知らしむ。世に之を稱して教育勅語と曰ひ、萬世不易の經典なり。左の如し。

朕惟ふに我か皇祖皇宗國を肇むること宏遠に徳を樹つること深厚なり我か臣民克く忠に克く孝に億兆心を一にして世々厥の美を濟せるは此れ我か國體の精華にして教育の淵源亦實に此に存す爾臣民父母に孝に兄弟に友に夫婦相和し朋友相信し恭儉已れを持し博愛衆に及ほし學を修め業を習ひ以て智能を啓發し徳器を成就し進て公益を廣め世務を開き常に國憲を重し國法に遵ひ一旦緩急あれば義勇公に奉し以て天壤無窮の皇運を扶翼すへし是の如きは獨り朕か忠良の臣民たるのみならず又以て爾祖先の

遺風を顯彰するに足らん
 斯の道は實に我か皇祖皇宗の遺訓にして子孫臣民の俱に遵守すへき所之
 を古今に通して謬らす之を中外に施して悖らす朕爾臣民と俱に拳々服膺
 して咸其德を一にせんことを庶幾ふ

第二章 立憲政黨事情

前後

大同團結の分裂。大同俱樂部。大同協和會。

曩に既に叙するか如く、二十年末期、後藤象二郎起て政黨政派大同團結の議を唱へ、頗る政界の寂寞を破り、機運成熟、將に有形團體を結成せんとするの際、俄然其徒を捨て、内閣に入り、爲に大に同志の氣勢を挫き、且つ其結束を弛ふることを致す。此時に當りて憲法既に發布せられ、嘗て國事犯其他の政治犯を以て獄に下りたる舊自由黨員等、恩赦に浴して陸續獄を出て、來て大同團結の

傘下に集り、爲に大に團の成素を一變す。二十二年五月、之か有形團體を結成せんとするに當り、團内端なく二説を生し、一は政社組織を主張し、他は之を否とし、議論歸一する能はず。此に於て政社組織論派相集りて一團體を結成し、政見の小異を捨て、大同を取ることを宣言し、其團體を大同俱樂部と命名す。其目的とする所は、(一)我國獨立の大權を鞏固にする事、(二)責任内閣の實行を期する事、(三)財政を整理し、民力の休養を圖る事、(四)地方自治の制度を完全にする事、(五)言論集會結社等の自由を期する事、是なり。非政社論派は、別に旗幟を樹て、之を大同協和會と稱し、單に會員相互の交際を親密にするの機關と爲す。概するに舊自由黨中、最も急激の一派は協和會に屬し、而して俱樂部は、雜駁の分子を包容し、舊自由黨中の溫派激派、及新入の保守派之に屬す。分立以來、兩派の反目益、長し、常に紛争を絶たすと雖も、會、大隈條約問題の起るに及んで、兩派は其約案の大に我か國利國權を毀損するを認め、乃ち恩仇相忘れて、共に改約阻廢に努め、運動累月に涉り、其間姑く紛争の跡を絶つ。

板垣退助の調停。愛國公黨樹立の計畫。

條約改正問題終結するの後、大同兩派間の紛争再燃し、政海著大の波瀾を捲く。夫の舊自由黨の總理板垣退助、前年自由黨解散後、悠々故山に歸臥すと雖も、其心一日も政黨を忘れず。後藤象二郎の起て大同團結を首唱するや、退助心私に其成功を祈り、象二郎入閣の後、大同團結兩分して、紛糾日に長するを見て、憂慮措く能はず。自ら東京に出て、若くは書を飛ばし人を派し、以て兩派の間に調停を試み、又大同協和會の企てたる自由黨再興の議に參し、兩派を其黨名の下に結合し、以て紛糾を掃蕩するに力むと雖も、異論内に起り、計畫を進むること能はず。百方熟慮、更に自由黨の舊名を尋ねて、愛國公黨を組織し、其黨内に大同兩派を羅致し、以て調停の素志を達せんとす。十二月二十病を力めて大阪に出て、舊友懇親會の名を以て、兩派の會員を招集す。協和會派は、愛國公黨設立を否とし、一人の出席する者なく、俱樂部派の會員、獨り其席に列す。退助乃ち集會の趣旨を述べて曰く、「舊自由黨は、時の政府の抑壓に堪へずして、姑く解散したりと雖も、其無形の結合は、依然として同志の間に存す。今や憲法

既に布かれ、時機亦到る。宜しく今に於て再ひ有形の團體を作り、大に政界に活躍する所なかるへからず。是れ解散當時の盟約を履踐する所以にして、之を促すは、舊自由黨を總理したる余の責務に屬す」と。爾來連りに各地に遊説して、其主義を宣傳し、力めて同志を募り、且つ以て大同兩派の間に調停を試みたりと雖も、意の如く多數の同志を得る能はず。既にして大同兩派及愛國公黨未成、合同の議、端なく政界の一隅に生し、稍、有望の形勢を呈す。此を以て愛國公黨は、姑く結黨式を延期し、二十三年五月、組織大會の名を以て、長編の宣言書を發表し、自由主義を執ることを聲明し、其政綱として、(一)施政は成るべく干渉を省く事、(二)内治は地方分權を主とすへき事、(三)外交は各國と對等の權義を保全すへき事、(四)兵備は防禦を主とすへき事、(五)財政は節制を旨とし、經費は民力に適應すへき事、の五條を掲げ、議目として、地租輕減、政費節省、自由三條例改正、獄制及警察制度の改正等數項を擧げたり。

自由黨再興。

後藤象二郎入閣の後、全國所在の舊自由黨員等、轉黨界の近狀を憂ひ、舊首領板垣退助を戴きて、自由黨を再興せんことを念ふ者頗る多く、關東方面の分野、特に然りと爲す。根據を關東に有する大同協和會、最も此説を取り、其領袖大井憲太郎等、遂に退助を高知に訪ひ、時代の趨勢を説きて、其蹶起を促す。退助の意大に動き、周旋甚た力むと雖も、適大同俱樂部の牽掣に遭ひ、前言を抹消し、別に自ら愛國公黨組織の計畫を樹てたるを以て、大同協和會は終に退助と斷ち、直に自由黨再興の議を決し、着々其事を進む。既にして計畫全く熟し、二十三年一月、東京に於て結黨式を擧げ、趣意書及盟約書を議決し、次て總會を開き、主義綱領黨議等を議決したり。其黨名を自由黨と謂ひ、其主義は「自由」を執り、其綱領は「自由を擴張し、權利を保全し、徳義を貴重し、福利を増進し、以て皇室と人民と萬世合體して、變淪することなきを求むへし」と記し、其黨議として、政黨内閣の樹立、對等條約の締結、選舉被選舉權の擴張、政費節減、民力休養、教育普及、兵制改良、地方自治の培養等、二十三條を掲ぐ。

若し夫れ大同俱樂部は、當初より自ら政社組織の議を唱へたりと雖も、大同協和會と事を偕にするを欲せず。協和會と板垣退助との間に立ち、百方自由黨再興計畫を妨碍し、寧ろ愛國公黨の旗下に立たんことを冀ひ、一たひ俱樂部の名稱を愛國公黨と改むるの議を定めたりと雖も、各般の障礙に依り、依然大同俱樂部の名稱を存し、自今自由主義を執ることを議決公表し、次て綿密に政務を調査し、二十七條の黨議を定め、二十三年五月の大會に於て之を可決す。黨議二十七條は、即ち前掲綱領五條の註脚にして、其項目、夫の再興自由黨の黨議二十三條と大同にして小異なり。

大同三派合同の議。庚寅俱樂部結成。

大同兩派を調停せんとして起ちたる板垣退助の苦心、終に水泡に歸し、却て愛國公黨を加へて、三派鼎立の勢を爲す。茲に平生自由主義を奉ずる青年各團體は、同主義の政團、徒に相分立するを不可とし、之をして各、其結合を解き、一旗幟の下に一大政黨を樹立せしめんとし、三派の間に周旋を試み、長老先輩、傍よ

り之を助勢す。三派今に至るまで互に相確執し、暗闘休む時なしと雖も、日を経るに及んで、私に自ら悟る所あり。會、合同調停の議に接し、共に之に耳を傾け、各、調和委員を擧げて、合同の方法を審議せしむ。各調和委員は、調停者と相會して評議を凝らし、大體合同を可とし、其政黨を庚寅俱樂部と稱し、追て結黨式を舉行すること、並に其他の諸件を議決す。此議決は悉く三派の承認する所と爲り、着々組織の準備を進め、計畫全く熟し、六月中、官の認可を得たり。但、時會、衆議院議員總選舉方さに近つきたるを以て、姑く結黨式を後日に譲り、三派亦依然として其存立を保つ。此時に當りて端なく全國進歩主義政團聯合の議を生じ、爲に政界の局面を一變するに至れり。

全國進歩主義政團聯合策。九州同志會の活動。

憲法發布の後、九州六縣の進歩主義各政派は、屢、相會して聯合を策し、更に進て汎く全國の同主義團體と氣脈を通し、以て政界に活躍する所あらんと欲し、九州聯合同志會を組織して、周旋太た力む。既にして機運愈、熟し、二十三年四月、

鹿兒島に大會を開き、規則及運動方法を議決し、直に委員を東京及各地に派して、其目的の遂行に努めたり。此會の聯合せんとするものは、大同三派及立憲改進黨にして、其他苟も進歩主義を執るものは、悉く之を一網の中に羅せんとす。恰も好し、大同三派合同の議東京に生じ、庚寅俱樂部亦既に成る。九州委員は、全國進歩各派を聯合するの機、方さに此時に在りと爲し、東上して之を各派に圖る。立憲改進黨及庚寅俱樂部、共に熱心賛成を表し、而して庚寅俱樂部は、自ら聯合に加はるのみならず、其成素たる大同三派を併せて、大舉之に參せんとし、着々之か計畫の歩を進む。既にして九州聯合同志會は、從來の聯合體を改めて政黨と爲し、九州同志會と稱し、規約黨議運動案等を議決し、銳意其計畫の達成に努む。其規約に曰く、「本會は進歩主義を執る者を以て組織し、立憲代議政體の原義に則り、政治の改良を圖り、國民の權利を伸張することを努む」。其黨議は、「立法部と行政部との權限を明にする事。天皇の統治權と、立法部に對する國務大臣の責任を明にする事。行政部に對する立法部の監督權を完くする事。立法部は信任投票及彈劾權を有し、國事裁判の制を設くる

事。國庫の歳出を節用し、政費の調理を計る事。國庫歳入を量り、税法を改正し、民力の休養を期する事。地方税町村税法を改正し、地方自治の發達を圖る事。民業に對し、政府の干渉を省き、偏倚の保護法なきを期する事。新聞出版集會の三條例を改正し、司法及警察の權限を詳にし、人民の權利自由を伸張する事。選舉及被選舉權を擴張し、選舉區を改正する事」等是なり。

政社聯合禁令の厲行。進歩主義大政黨樹立の計畫。

同一主義の政團、徒に個々分立するの弊を認めたるは、單り九州の進歩主義團體のみに止らず、其他の各團各人、亦概ね其見を同うす。此を以て機運漸く大同に向ひ、相偕に力を費せて其志を濟さんことを期し、聯合又は合同を企つる者、各地到る所に其例を見る。唯、奈何せん當時の法制、尙ほ專制の遺法を存し、各政社の互に相連結通信するを禁し、犯す者は體刑又は金刑之に伴ふ。志士論客交、其不理を論し、此法條の廢止を元老院に建白する者、亦鮮からずと雖も、政府毫も之を省みる所なく、却て二十三年七月、集會政社法を頒ち、以て集會條

例に代ふるに方りて、依然政社連結通信の禁令を存し、全國進歩主義各政團聯合の計畫方さに酣なるの際、故らに此法律を厲行し、以て各政黨の計畫を阻碍す。各派は此不意の打撃を蒙り、計畫少しく頓挫し、聯合談一轉して合同談と爲り、各派を打て一丸と爲し、新に進歩的の一大政黨樹立の議を生ず。幾波瀾の後、合同の議漸く熟し、其準備として自由黨大同俱樂部、愛國公黨九州同志會は、相踵て解散し、(愛國公黨は、當時未だ正式に結黨せずと雖も、政府の爲に)而して庚寅俱樂部及立憲改進黨は、表面姑く他派との聯絡を絶ち、以て幸に法の毒牙を免れんとす。

立憲自由黨結成。結黨前後の紛擾。

政府の抑壓手段を以てするも、以て時運の大勢に抗すること能はず。舊自由黨、舊大同俱樂部、舊愛國公黨、舊九州同志會、及現に存在する立憲改進黨の各代表者は、屢、相會して評議を凝らし、着々新黨組織の計を進む。但、舊大同俱樂部は、轉、改進黨を忌み、之と事を偕にするを厭ひ、且つ同臭の舊九州同志會を同

盟國外に逐はんとし、舊自由黨員中、亦同一意見を持する者なきにあらず。此を以て新黨組織の評議、往々圓熟を缺き、特に國權擴張の一條を政綱中に挿むの點に於て、端なく去年の條約改正問題に聯り、相互激論を闘はし、且つ改進黨は、新政黨の主義を表明するに、單に「自由」の二字を以てするを不可とし、「自由改進黨主義」若くは「自由の主義を執り、改進黨の政策を行ふ」と改訂せんことを主張し、議容れられずして其席を去る。改進黨を憚はざる各派は、黙々其去るに任せ、八月二十五日、累ねて相會して結黨を協議し、協議容易に成熟し、其黨を名けて立憲自由黨と曰ひ、即日之を官に申告し、翌日其認可を受く。次て九月十五日、結黨式を舉行し、立憲趣旨書主義綱領黨議黨則等を議決したり。其立憲趣旨書及綱領左の如し。

我邦政黨の興るや年を経る未た久しからず分裂交誼の弊漸く生出し主義相同く冀望相齊しきものにして動もすれば相反目するを免れず延て社會の公益を害するに至る筈を以て立憲政治の完備に赴くを望まん我黨此に慨するあり相共に奮て從來所屬の黨派を解き感情の雲霧を洗拭し然る後

相合して新黨を組織し自由の大義に仗り改進黨の方策に循ひ以て君民上下の福祉を増益し以て輿論の勢力を亢揚せんと欲す天下有志の士從來一黨派に屬せし者と否らざる者にと論なく苟も我黨と所見を同くする者惠然來て相共に圖謀贊畫するあらは眞に是千歳の一時なり

(一)皇室の尊榮を保ち民權の擴張を期す

(二)内治は干渉の政略を省き外交は對等の條約を期す

(三)代議政體の實を挙げ政黨内閣の成立を期す

黨議として掲ぐるもの凡て十條。政費節減軍備整頓議院法及選舉法改正三大自由の保障教育制度改正税法改正地租輕減財政に關する諸制度の改正等是なり。舊大同三派中、新黨樹立を喜はざる者亦甚た鮮からず。且つ其趣旨書中に所謂「自由の大義に仗り、改進黨の方策に循ふ」とは、是れ即ち改進黨に媚ひんか爲に、故らに挿入したる字句なりと爲し、非難の聲極めて高し。此を以て結黨式場裡、殺氣充實し、喧囂の間に諸議案を議了し、親しく其席に列したる會員にして、尙ほ決議事項の如何を判するに苦しむ。爲に後日に及び、之か

再議を求むる者あり、自ら脱黨する者あり、諸役員の選舉、諸規則の制定、凡て騷擾の間に行はれ、紛議久しきに亘りて休まず。立憲自由黨創立以來、之に加盟する者、頻々織るか如く、帝國議會初次召集の交、黨員の數一萬六千餘人に達す。板垣退助亦來り投し、終に推されて其總理と爲る。此黨に屬する衆議院議員の數は、約一百三十人にして、此等議員は別に彌生俱樂部を設け、部門を分ちて政務調査に従ふ。

立憲改進黨の地歩。

前年政黨叢生以來、政府は幾多の迫害を之に加へ、各黨其迫害に堪へずして、相踵て解散したりと雖も、單り立憲改進黨は、十五年創立以來、依然存續を保ち、延て憲法發布の後に及ぶ。二十一年二月其舊首領大隈重信の内閣に入るや、事毎に其施設を是認し、特に夫の不利非倫の條約改正に贊成し、極力重信を資けて、改約斷行を促し、幾と將に國命を危くせんとす。此を以て一世の指彈を被り、黨の信望、全然地を掃ひ、人皆な之を目するに賣國の奸臣黨を以てするに至

る。但、其結合の鞏固にして、紀律の整齊たるは、識者之を驚嘆して休まずと雖も、如何せん信望一たひ去り、創痕容易に瘳えず、爲に地方到る所排撃を蒙り、第一次衆議院議員總選舉の結果僅に四十餘人の議員を得たるに過ぎず。夫の九州聯合同志會の全國進歩主義政團聯合を企つるや、改進黨直に之に贊し、次て政府の政社法厲行に躓きたりと雖も、更に計圖を改めて、各派合同の談を進む。各派中、改進黨の加盟を忌む者頗る多く、改進黨亦新黨の主義に「改進」の二字を用ゐざるを恨み、交渉爲に少しく滯滞するの間、改進黨を除却して立憲自由黨の創立を告げたること、前項叙説する所の如し。尋て改進黨は、九月の臨時大會に於て、解黨論を否決し、黨則を改正し、大に其旗幟を鮮明にし、屹然として政界に獨立す。而して其所屬議員は、別に議員俱樂部を設け、政務調査の事に従ふ。爾く改進黨は、全國進歩主義政團の包羅外に漏れたりと雖も、院内に於ては、一に之と歩調を同うし、藩閥政府反對黨の中堅を以て自ら任し、頗る重きを同志の間に爲す。

熊本國權黨。

全國進歩主義政團聯合の議九州の一隅より起るの時、之と相對抗し、重きを九州の政界に爲したるものを熊本の紫溟會と爲す。此會は、其設立最も久しく、其基礎亦頗る鞏く、曩者立憲帝政黨の成立するや、之と行動を偕にし、帝政黨解散の後、依然存續を保ち、常に國權の爲に氣焰を揚ぐ。中ころ會名を改めて熊本國權黨と曰ひ、國性發達、國權擴張、國本培養の急務たるを聲言し、二十三年に及んで、綿密なる政綱政目を發表し、之を提げて以て初期帝國議會に臨まんとす。議會創設以後、衆議院内常に保守團體を存し、其會名亦屢變すと雖も、熊本國權黨の之に参加せざるはなく、隱然中堅の地歩を占め、佐々友房之か指揮の任に當る。熊本國權黨の政界に於ける地歩夫れ此の如く、尋常の地方黨派を以て輕視すへからざるものあり、乃ち左に其政綱を掲ぐ。

(一) 内閣は嚴に責任の實を擧ぐる事、(二) 外交は依頼主義を斥けて獨立主義を執る事、(三) 法律は歴史に基き學理に照し公論に合するを旨とする事、(四) 裁判は獨立不羈の制を存し人權を尊重するの實を表はす事、(五) 兵制は陸軍を制

限し國力に應じて海軍の擴張を圖る事、(六) 租税は國用を痛節し務て省減を旨とする事、(七) 貿易は利己的經濟の主義を斥けて利國的經濟の主義を執る事、(八) 學制は現制の改良を圖り教育の普及を務むる事、(九) 地方制度は中央集權の弊を矯めて地方分權の實を擧ぐる事、(十) 言論集會出版の自由は務めて之を擴張する事。

中立議員團。大成會。國民自由黨。

當選衆議院議員中、從來黨派關係を有せざる者は、屢々東西各地に集會して交誼を結び、初期議會召集の近づくに及んで、相偕に政務調査團體を作り、名けて大成會と謂ふ。其趣意書左の如し。

我輩は國家の隆盛と人民の幸福とを以て目的と爲し正義を守り公道を履て此目的を達せんことを期するものなり進取を欲すれとも急激に奔らす秩序を重んずれとも保守に泥ます着實公平の方針を執り中正不偏の大道を濶歩するのみ人民負擔の輕減は時務の急要なりと雖も國權の擴張に關

しては徒に國費に吝なる能はざるものあり法律制度は完成を期すへきも國情民度の如何を鑑みざるへからず責任内閣の實を擧ぐる素より當然なるも政權の受授をして功利の孤注たらしむへからず條約の改正は必要論を俟たすと雖も然とも功を收むるに切にして國利を損するか如きは我輩の取らざる所なり我輩か既成の政黨以外に立ちて其流派を分たさりしは中正の大主義に則るにあらざれば吾人真正の目的を達する能はざるを信したるか故のみ我輩同志者立法の大權に參與するに方り平素の抱負する所期せずして意氣投合し茲に大成會を設けたるは實に代議士たるの本分を盡さんか爲なり想像を以て政綱を畫かす純理を以て實政を議せず専ら事實の問題に付公平の判断を下し以て憲法政治の大成を期せんとす是れ我輩か本會を設けたる所以なり

此會は政治上の實際問題を研究し其結果を以て議政の方針と爲さんことを聲言し部門を分ちて政務を調査す。爾後漸次中立議員を誘導し會員の數約八十名に達す。

舊大同俱樂部員中、特り改進黨と同一旗幟の下に立つを厭ふのみならず、大同兩派と事を偕にするも、亦之を好まざる者あり。聯合又は合同の談益、進むに及んで、此一派に屬する黨員は、或は自ら脫黨し、若くは留りて計畫擾亂に力む。立憲自由黨成立を告ぐるや、此輩は從來の同志及全國の保守的、地方的團體と相結ひ、別に一團を組織し、標して「國民の統一を計り、真正の自由を擴充するを目的とす」と聲言す。此黨未だ成るに及ばずして、世之を呼ひて國民自由黨と謂ひ、九州の國權諸團體之に加はる。

保守黨各派。

前年條約改正の紛議以降、歐化排斥、國粹保存の議、鬱然として國內に勃興し、政府をして怖るゝ所を知らしめ、又既成の諸黨派を警醒す。此論は退職の武臣等、主として之を唱へ、一部の有志之に和し、頗る一世の注目を惹きたりと雖も、未だ有形政團の結成を見るに至らず。子爵鳥尾小彌太常に政府の施設、王法の理に悖るを憤り、侃諤論難、復た忌憚なく、終に同志を民間に求め、相偕に矯正

の任に當らんとし、爰に保守黨中正派を組織し、二十一年十一月、之か趣旨書を發表す。是れ立憲帝政黨解散以後、中央に成立したる唯一の保守黨にして、今次の總選舉、僅少の所屬議員を擧ぐることを得たり。(小幡太、時に樞密顧問の任身を以て、政論鼓吹に従ふを不可とし、諷するに去就の義を先年以來、伯爵井上馨の以てし、小幡太乃ち官を辭し、專心其主義を宣傳するに努む。)指導したる半成の自治黨、是れ亦保守を以て信條とし、僅少の同志を衆議院に擧ぐ。外に侯爵淺野長勳、歐米心醉の時勢に憤り、一政黨を舊領地廣島に起し、名けて政友會と云ひ、國粹保存の主義を鼓吹し、漸次之を他の地方に擴充せんことを期す。此會の正式に成立したるは、近く憲法發布の後に在り。

對等條約會。

二十二年條約改正問題の紛議沸騰するの際、全國の五團體及九新聞、相聯合して約案に反對し、終に能く改約中止の功を收むることを得たり。其聯合同盟の成りたるは、同年八月十五日にして、年茲に一週したる同月同日、當時同盟に加はりたる政客の一部、相集りて記念懇親會を開き、爾後以て毎年の例と爲さ

んとし、次て對等條約同盟會を設け、其會を政黨の外に置く。此時に當りて、政府は徐々條約改正の事に従ひ、横濱在留の外人等、治外法權無條件撤廢の論説を耳にし、早く既に起ちて反對を企つ。對等條約同盟會之に對抗し、外人の反省を促し、國內の輿論を喚起するに努む。會、政府の爲に政社と認定せられ、乃ち會名を對等條約會と稱し、又其規約を改め、「政黨以外に立ち、國民の統一を圖り、交際各國と修交及通商上に於ける對等の條約を實踐し、以て我國の獨立權を鞏固にするを期す」と爲し、依然として活動を續く。

第三章 帝國議會兩院議員

兩院制度。立法の趣旨。

我が帝國議會は、貴族衆議の兩院に成り、(憲法第三十三條)貴族院は、貴族院令の定むる所に依り、皇族華族及勅任せられたる議員を以て之を組織し、(同第三十四條)衆議院は、

選挙法の定むる所に依り、公選せられたる議員を以て之を組織す。(同第五條)曩者當局の憲法起草に銳意するの際、兩院制度を是非するの議論、黨として民間に高く、舊自由黨中の一派、盛に一院論を唱へ、口を極めて上院の無用有害なるを論述せり。然るに欽定憲法は、確く兩院制度の主義を執り、而して其發布を見るに及んで、天下復た甚た是非の聲を聞かず。憲法の起案者伊藤博文、後日義解を著はし、立法の趣旨を闡明して曰く、「凡そ高尚なる有機物の組織は、獨り各種の元素を包含して、以て成體を爲すのみならず、又必ず各種の機器に倚て、以て中心を輔翼せざるはあらず。兩目各、其位を特にせされは、以て視力の角點を得へからず。兩耳各、其方を異にせされは、以て聽官の偏聾を免るへからず。故に元首は一ならず、而して衆庶の意思を集むるの機關は、兩個の一を缺くへからざることを、宛も兩輪の其一を失ふへからざるか如し。夫れ代議の制は、以て公議の結果を收めんとするなり。而して勢力を一院に集め、一時感情の反射と、一方の偏向とに任して、互に相牽制して、其平衡を持するものなからしめは、孰れか其傾流奔注の勢、容易に範防を踰越し、一變して多

數壓制となり、再變して横議亂政とならざることを保證する者あらんや。此れ其弊は、却て代議の制なきの日より猶甚しきものあらんとす。故に代議の制、設けされは已む、之を設けて二院ならされは、必ず偏重を招くことを免れず。此れ乃ち物理の自然に原由するものにして、一時の情況を以て、之を掩蔽すへきにあらざるなり」云々。

貴族院議員就任。其成素及總員。

帝國憲法は、唯、貴族院組織の大綱を掲げ、其細目の規定は、之を貴族院令に譲る。此令に據り、初期議會に議員たる者を擧ぐれば、皇族の男子にして、成年に達したる者十人。公、侯爵を有し、滿二十五歳に達したる者、公爵十人、侯爵二十一人。伯子、男爵を有し、滿二十五歳に達し、各、其同爵の選に當りたる者、伯爵十五人、子爵七十人、男爵二十人。(伯子、男爵議員の選舉は七月十日^{二十}三年^{二十}之を行ふ。當時現在の選舉有權者は、伯爵七十四人、子爵二百九十七人、男爵九十五人にして、其選出議員數は、各爵總數の五分之一以内と限定す。此選舉の際、宮内省達を以

て、貴族院議員の宮中某々部局の職務を兼ねるを禁し、樞密院亦其顧問官の貴族院議員を兼ねるを禁するの内議を定めたるを以て、此禁制に觸るゝ三爵の當選者は、各議員たることを辭し、直に次點者を以て之を補充す。國家に勤勞あり又は學識ある滿三十歳以上の男子にして、隨時議員に勅任せられたる者六十一人。各府縣に於て、土地或は工業、商業に付、多額の直接國税を納むる滿三十歳以上の男子十五人中より互選せられ、且つ勅任せられたる者四十五人。以上各階級を通して、議員總數二百五十二人に達す。

貴族院組織の不備。各級議員(華族議員、多額納稅議員、官選議員)減員私議。

貴族院令は、其附屬伯子男爵議員選舉規則及多額納稅者議員互選規則と相待ち、同院の組織、議員の種類、其上任方法等の事を規定す。凡そ此等重要の事項、宜しく法律を以て之を定め、夫の衆議院議員選舉法と權衡を制せざるべからず。底事を故らに之を勅令に譲り、其改正増補亦單に之を貴族院の議決に諮ふの制を取らんとは。衆議院は、貴族院令の改訂に對し、一言を挾むの權なく、

之に反して貴族院は、自由に衆議院議員選舉法の改正を可否するの權を有し、立憲後、選舉權の擴張を妨けたること、嘗に一再にあらす。此偏頗不公平の結果を見るに至るもの、畢竟當初立法の制を謬りたるの致す所なり。

貴族院の成素中、華族議員は實に其中堅なり、宜しく最も其制度を整へ、又其選舉を慎まざるべからず。蓋し純理を以て之を論ずれば、法令の力、華族階級を偏寵し、之に貴族院位列の特權を賦與するか如きは、明に四民平等の鐵則を覆へし、維新聖詔の本義に背反す。姑く成法に遵ひ、枉けて華族議員の制を可認するも、之を爾時華族の境遇に照し、又其智能の程度に攷ふるに、五爵通計一、二百數十人を舉ぐるか如きは、徒に凡漢駭兒を驅り、之をして漫然議席を穢さしむるに過ぎずして、事に於て何の補あるなし。法令等しく爵位を帶有する者を以てして、公侯爵は、法定年齢の達すると共に、直に議員の任に就き、伯子男爵は、必ず同爵の選舉に待つ別の別を設けたるか如きは、亦明に立法主義の一貫を缺く。且つ夫の衆議院議員、各人口約十三萬人を代表するに關せず、此等貴族院被選議員、僅に同爵約五人を代表するか如き、兩者比率の多寡、實に天地霄壤の

差異あるを見る。若し夫れ多額納税議員なるもの、意義なく、效用なく、唯是れ具員の贅物にして、當初の立案者、曾て躬ら其失錯を悔いたるの一秘事を傳ふ。有動有識議員官選の制、必ずしも不可なるにあらずと雖も、往々にして廢吏の爲に養老の地を與へ、腐儒の爲に倖進の門を開き、若くは權臣擅に私恩を售り、以て我が勢力を培ふの具に供し、弊患較著、復た掩ふへからず。特に終身其地位を保障するか如きは、最も理義を失し、且つ時運に反るものあるを見る。(概世

此階級に屬する貴族院議員を呼ぶに、勅任又は勅選議員を以てすと雖も、夫の多額納税議員亦互選手續の外、更に勅任の條件を要するを以て、此稱呼は、克く制度の實に副ふものといふべからず。故に私に、官選議員の名號を立て、其名號に依りて、其實質を知らしむ。以下凡て此例に依る。其)

貴族院令の杜撰、洵に此の如く、先づ之を整理するにあらずんば、憲政の成果、得て期すへからず。之を爲さんこと奈何。私案、夫の華族議員は、宜しく大に其數を減少し、當初立法の半數以下に止むべく、推して他の各級議員に及ぼし、其改廢を縦にし、其銓衡を慎み、總員を二百人内外に限定するを至當とす。不幸にして事實は即ち此理想に反し、後年敍爵の累加に伴ひ、政府は其數に應じて華族議員を増し、又之に準じて官選議員を増し、爲に衆議院の定員尙ほ三百人

に止るの時、貴族院議員已に三百二三十人を算し、次て衆議院議員選舉法を改正し、其定員を三百八十一人と爲すに及んで、貴族院議員亦之に伴うて増し、明治最終年の兩院議員は、略、同一の數を示すに至れり。之を憲政の初次に比するに、一人の増減なきものは、子爵議員及多額納税議員にして、幾と同數を保つものは、公爵議員及伯爵議員是なり。皇族議員及侯爵議員は約五割を増し、官選議員は倍加し、男爵議員の増加最も甚しく、初次に比して約三倍の多きに達す。此類々たる増員は、固と其品質と伴ふにあらずして、所謂狗尾以て貂蟬を補ひ、益、議院の權威を失墜す。

貴族院議員の政治觀念。政府の諮問機關。

立憲の初、貴族院議員の意に謂へらく、「貴族は、須らく政黨の外に超然たるべし。貴族の身を以てして、敢て政争の渦中に投するか如きは、固と其本分に反す」と。嘗に政黨を好まず、又政論を避くるに止らず、敢て政府に反抗して、其政策の遂行を妨ぐるか如きは、即ち皇上の聖鑒を疑惑する不臣の行動なりと爲

す。此を以て貴族院内、久しく政黨の影を絶ち、其院議の決する所、概ね政府の政策を迎合するにあらざるはなし。議院創設以來、貴族院議員は、其階級好尚の異同に依り、幾多の小團體を作りたりと雖も、唯、是れ相、互懇親を結び若くは政務調査の機關に供したるに過ぎずして、些の政黨の性質を有せず。爾後年所を經るに従ひ、各團體亦漸次政黨の色彩を帯ひ、時に或は政府の措置を批判するの舉に出たりと雖も、之を論議する者は、僅に少數の議員に止り、他の滔々たる者、皆な黙々口を噤し、唯、政府の諮問機關を以て自ら甘んず。政府亦頗る貴族院を輕視し、幾と之を眼中に措かず。是れ實に立憲以來、明治末年に至るまで、我國貴族院の通有せる特質の概觀なりとす。(貴族院に純粹の黨派なく、又常に政黨と相違さかり、たるを以て、本書は必ずしも一々其院内各派の起仆動靜を細説せず。但し各派にし、て、政黨の渦中に投し、風雲を捲き起したるときは、隨時其細末を敘説するを怠らす。)

貴族院正副議長任命。(明治年代 終末迄)

貴族院の議長及副議長は、議員互選の制を取らずして、議員中より七箇年の任期を以て之を勅任す。(貴族院令 第十一條) 左に明治年間を通して、同院正副議長の任免

を録す。(貴族院の組織成素は、大に衆議院と其趣を異にし、且つ其正副議長の任免は、至るまで、其任免を一括併記す。)

△議長

二十三年十月、伯爵伊藤博文貴族院議長に勅任せらる。第一回議會の後半中、貴族院正副議長共に病に臥し、公爵近衛篤磨假議長に擧げらる。二十四年七月、博文罷め、侯爵蜂須賀茂韶之に代る。二十九年十月、茂韶罷め、公爵近衛篤磨之に代る。篤磨任滿ちて退き、三十六年十二月、公爵徳川家達議長に勅任せられ、爾後重任して大正年代に及ぶ。

△副議長

二十三年十月、伯爵東久世通禧貴族院副議長に勅任せらる。二十四年九月、通禧罷め、細川潤次郎之に代る。二十六年十一月、潤次郎罷め、侯爵西園寺公望之に代り、在任一會期にして罷む。二十七年十月、侯爵黒田長成副議長に勅任せられ、爾後重任して大正年代に及ぶ。

衆議院議員選舉法。選舉權狹隘。

衆議院議員選舉法は、帝國憲法及議院法其他の附屬法令と同時に發布せらる。其規定各府縣を數區に分ち、概ね二三都を合せて一選舉區を劃し、每區議員一人又は二人を挙げ、總員を三百人と限定す。而して選舉人は、日本臣民の男子年齢滿二十五歳以上の者、被選舉人は、同上三十歳以上の者にして、共に選舉人名簿調製の期日前滿一年以上に互り、其府縣内に於て直接國稅十五圓以上(所得稅三年以上)を納め、仍ほ引續き之を納むるを要し、且つ選舉人は、選舉人名簿調製の期日前滿一年以上、其府縣内に本籍を定め、住居し、仍ほ引續き住居するを要す。此等の諸點は、後年改正の選舉法に比し、大に規定を異にする所にし、又投票用紙に選舉人の姓名住所を記載し、之に捺印するの制を取り、二人選舉の區に於ては、連名投票の方法を用ひ、自書無能者の爲に、吏員の代書を許したるか如き、亦改正法と異なる所なりとす。此法律は、人口約十三萬人に付、議員一人を擧ぐるの標準を取る。試に發令當時の全國人口を査するに、二十一年末日現在の人口は三千九百三十八萬餘人にして(北海道、神戶縣及東京府所管小笠原島には、當分選舉法を施行

せざる規定なるを以て、此等地方の人口は、之を總數中より控除す。之を議員三百人に配すれば、全國平均して人口十三萬餘人に付、議員一人を擧ぐるの數を示す。更に人口と選舉人との比率を見るに、二十三年六月確定の選舉人名簿に登載せる選舉人の數は四十五萬餘人にして、之を前記總人口に配すれば、人口八十七人四分四厘に付、選舉人一人を出し、一人の議員は、選舉人約千五百人を代表するものなり。世上、選舉有權者の數甚た少くして、代表範圍の狹隘なるを憾み、立憲以後、常に選舉權擴張の聲を絶たす。

衆議院議員初次總選舉。成果概観。減員私議。

二十三年七月一日、始めて衆議院議員總選舉を行ふ。蓋し維新以降、國民の政治智能、漸次開進すと雖も、其思想仍ほ極めて單調にして、一定の政見を抱懐するにあらず。且つ平生政界に奔馳する者は、僅に一地方又は一階級の人に過ぎずして、他の悉々たる者、概ね政治の觀念に乏しく、曠乎として殆ど憲政の理を解せず、選舉有權階級に屬する者、特に然りと爲す。此を以て初次の總選舉

は、自ら平穩の間に行はれ、誦詐兇暴の手段を運らすの例、後年の如く爾く甚た多からず。其選に當りたる議員、新智に富ますと雖も、概ね恒産を有し、聞達の士にあらずと雖も、然も郷黨の望たり。之を後年の逐鹿場裡、夫の悖德醜行無耻無能の徒、漫に金力詐術を以て、幸に議席を贏ち得るに比すれば、其差實に天壤も霄ならず。其族籍を問へば、士族一百十人、平民一百九十人。其納税額を問へば、最少十五圓、最多二千二百三十圓、平均一百二十五圓。其職業は、農を以て最多とし、其數實に一百三十人を算し、無職の七十餘人之に亞き、殘餘は各業に分屬す。蓋し農業議員は、爾後數回の總選舉毎に、概ね常に多數を占めたりと雖も、漸次其數を減し、辯護士、銀行會社員、新聞雜誌記者、商工鑛業家等、續々入りて議席を占め、議員の職業種別に一大變化を來すに至れり。更に當選議員の年齢を調査し、之を初次總選舉と明治最終年執行の第十一回總選舉とに對照するに、(但し第一回總選舉は議員三百八十一人、第十一回總選舉は議員三百八十一人)三十一歳乃至三十九歳の者、初次に於て百三十六人、第十一回に於て三十八人。四十歳乃至四十九歳の者、初次に於て百十四人、第十一回に於て百七十三人。五十歳乃至五十九歳の者、初次

に於て三十六人、第十一回に於て百三十二人。六十歳以上の者、初次に於て十四人、第十一回に於て三十八人。其平均年齢、初次に於て四十二歳四箇月、第十一回に於て四十八歳六箇月の數を示す。即ち初次總選舉に於ては、四十歳以下の議員、幾と總員の半數を占め、五十歳以上の議員は、其六之一に過ぎざりと雖も、第十一回總選舉に在りては、四十歳以下の議員は、總員の十之一に止まり、四十歳乃至六十歳の議員、實に十之八を占む。

立憲の初、衆議院議員を三百人に限りたるは、略、我が國情に適す。然るに後年選舉法を改正する毎に、順次其定員を増加し、爲に劣惡醜陋の徒、倖に其選を穢し、傲然議政堂に翱翔し、其職任の甚た重きを忘れ、一意名利に狂奔し、大に立法部の威嚴と信望とを損傷す。凡そ帝國憲政の振はすして、年々退歩の趨勢を呈するもの、其原因一にして足らずと雖も、議員數の多きに失すること、亦實に禍根の伏する所なり。眞に憲政の美を濟すの道、大に衆議院の定員を減し、且つ嚴に其選舉を慎み、尋常凡漢の濫に之を覬覦するを遮斷するに在り。此件に關しては、後編隨所、尙ほ重ねて之を説かん。

第四章 第一回帝國議會(二十三年十一月二十五日召集)

(官民衡争 II 豫算紛議 II 妥協)

帝國議會初次召集 開院式 勅語及奉答

明治十四年十月十二日、國會開設の勅諭を發し、二十三年を以て其期と爲し、帝國憲法添附の上諭中亦曰く、「帝國議會は、明治二十三年を以て之を召集し、議會開會の時を以て、此の憲法をして有效ならしむるの期とすへし」と。兎烏勿々、爰に明治二十三年を迎ふ。既に憲政必需の法令を公布し、又兩院議員の位を充たし、諸般の準備全く就る。十月九日詔勅發し、十一月二十五日を以て、帝國議會を東京に召集す。兩院は、法定諸般の手續を了し、各其院の成立を告ぐ。二十九日、車駕親しく貴族院に臨み、兩院議員を會同せしめ、茲に始めて帝國議會開院の式を行ひ、勅語を賜ふ。左に之を録す。(召集開院式、其當日の勅語、其他錄之を記す。)

朕即位以來二十年間の經始する所内治諸般の制度粗、其の綱領を擧げたり。庶幾くは皇祖皇宗の遺徳に倚り、卿等と俱に前を繼ぎ、後を啓き、憲法の美果を收め、以て將來に益、我が帝國の光烈と、我が臣民の忠良にして、勇進なる氣性とをして、中外に表明ならしむることを得む。

朕又夙に各國と盟好を修め、通商を廣め、國勢を振張せむことを期す。幸に締約諸國の交際は益、親厚を加へたり。

陸海の軍備は内外の平和を保全する爲に、歳を積りて完實を期せざるへからず。明治二十四年度の豫算及各般法律案は、朕之を國務大臣に命じて、議會の議に付せしむ。

朕は卿等か公平慎重、以て審議協贊する所あることを期し、併せて將來に繼ぐべきの模範を貽さむことを望む。

兩院は右勅語に對し、各奉答書を捧げ、謹て聖旨を奉體して、皇猷を贊襄せんことを奏聞す。衆議院議員中、奉答の虚禮に過ぎざるを論する者ありたりと雖も、院議之を斥け、爾後每次之を捧呈するを以て恒例とす。

衆議院正副議長任命。

我が帝國の制、衆議院自ら其正副議長を定むるの權を有せず、唯、其院をして、各三名の候補者を議員中より選舉せしめ、其候補者中に就き、各一名を勅任するの制を執り、其任期は議員の任期に依る。(議院法第三條及第八條)法規や乃ち此の如しと雖も、正副議長勅任の榮を荷ふ者は、常に聯記首位の候補者にして、立憲以後、嘗て一たひも此例に違ふことなし。

初期議會の際、衆議院議長に勅任せられたる者は、自由黨所屬神奈川縣選出議員中島信行にして、副議長に勅任せられたる者は、大成會所屬東京府選出議員津田眞道なり。

政府の施政方針。

開院の初、政府其抱懷する施政の方針を議會に披示し、特に財政計畫を具體説明するは、立憲以來、略、一定せる慣例なり。當期議會の劈頭、内閣總理大臣山縣有朋は施政の方針を、大藏大臣松方正義は財政計畫を、各々衆議院に表言した

り。施政方針の概要左の如し。

(上略)顧みるに舊幕府の鎖港の主義を取りし以來三百年間一邦土の太平を保ちたりと雖も亦惜むらくは宇内の大勢と相背馳して實に三百年間の進歩を遅緩ならしめたることを免れず大政維新の時に膺りて一旦世運の變遷を察して此の方嚮を一變するや吾人は過去數百年間に延滞したる負債を償還するに其の及ぶ限りの短日月を以てせんことに努力したり而して吾人か今尙諸君と與に背上に負荷せる此の至重の義務は未だ其の半を終ふるに至らず幸に上は聖天子の宏遠なる皇謨と下は先進諸君の翼賛計畫とに依り規模標準一定する所あり歩々序を追ひ以て今日あるを致したり想ふに實際施設の緩急及方法に至ては人各見る所ありて互に出入異同あるは免れざる所なりと雖も其の大局の方嚮より觀察するときは吾人は均しく同一の潮流に浴ふて進行する者にして其の趨勢の範圍の内に在りて一大軌道の外に超出するを得ざるものなることは本官の斷言するに躊躇せざる所なり

歳計豫算に付ては吾人は固より憲法及法律勅令を保持するの責任を負へり今政府より二十四年度の總豫算を提出せんとするに當り本官は諸君の慎重公平なる審議協賛に倚信する者なり

豫算歳出額の大部分を占むるものは陸海軍に關する經費とす茲に將來の爲め政府の所見を吐露して以て諸君の注意を求めんと欲す今の時に當り行政及司法の制度は之を整備して其運用を敏活ならしめ農工及通商の業務は益之を奨勵作興して國の實力を養はさるへからず故に内治は一日も忽にすへからさると同時に國家の獨立を保持し國勢を振張するは亦た吾人の共同目的にして此の一定の方嚮は獨り政府の離るへからざる所の針路たるのみならず將來政治上の局面は何等の變化を現出するも凡そ我が帝國の臣民たる者は同心戮力して其の進線を湊合し同一の軌轍を蹈て永遠に此の目的を達することを怠らざるべきなり

蓋國家獨立自衛の道は一に主權線を守禦し二に利益線を防護するに在り何をか主權線と謂ふ國疆是なり何をか利益線と謂ふ我が主權線の安全と

緊く相關係するの區域是なり凡そ國として主權線を守らざるはなく又均しく其の利益線を保たざるはなし方今列國の際に立ち國家の獨立を維持せんと欲せば獨り主權線を守禦するを以て足れりとせず必や亦利益線を防護せざる可らず今者吾人果して主權線を守るに止まらず亦利益線を保ち以て國の獨立を完全ならしめんとせば其の事固より一朝空言の能くすへきに非す必や國の資力の許す限り寸を積み尺を累ね以て成績を見るの地に達せざるへからざるなり故に陸海軍の爲に巨大の金額を割かざるへからざるの須要に出るのみ

以上叙述し來りたる要點は其の大體に於て諸君の協同一致する所なるは本官の信して疑はざる所なり而して是皆吾人か短迫なる日月を以て償還せざるへからざる重大なる責務にして此責務を盡さんか爲には吾人の境遇に隨伴する一己の利益を犠牲にし公是の在る所を求め相俱に胸襟を開き底蘊を盡し以て歸一の點を得んこと豈難しとせんや

二十四年度豫算紛議。民黨の査定案。政府の苦肉策。
妥協々賛。

初期議會以降、數會期の間、官民衝争の主題は、常に豫算案に在り。國民は夙に政府過大の弊を認め、冗費贅員を除きて、歳計を緊縮するの要務たるを唱ふと雖も、空言施すに所なく、以て明治二十三年に及ぶ。今や憲制新に成り、國家の歳入歳出豫算は、毎年帝國議會の協贊を経るの義を明にし、而して政府始めて二十四年度豫算案を初期議會に提出したり。衆議院の民黨は、憲法の賦與する公權を揮ひ、以て多年の宿望を達せんことを期し、「經費節減」「民力休養」の二語を標榜し、豫算に對して多大の削減を施すの計に出つ。二十四年度豫算案に計上する歳入は八千三百三十六萬餘圓にして、其歳出は八千三百三十二萬餘圓なり。(追加豫算併算)民黨議員の多數を以て組織せる衆議院豫算委員會は、假に現行官制官等俸給令及旅費規則等を變更し、之を標的として豫算案を修正し、歳出八百八十八萬餘圓を削減するの査定案を作り、委員會之を可決す。本

會議に入り、吏黨は、査定案阻止に全力を注ぎ、幾多の動議を提出し、頗る苦肉の策を弄し、政府亦査定案を以て、行政機關の運轉を妨害するものと爲し、會議中、屢之を議院に明言す。總理大臣山縣有朋は、維新以來の國是より説き起し、其國是を遂行するに必要な經費を支出するは、國家當然の要務なりと爲し、査定案は此趣旨と相容れざるを以て、斷然之に反對することを公表し、大藏大臣松方正義の如きは、暗に衆議院解散の態度を示し、以て議員を威嚇するに至る。此論難や、此威嚇や、何等效驗あるなく、毫も民黨の決心を動かすに足らず。衆議院既に豫算案全部を議了し、次て幾紛擾を累ぬるの後、憲法の保障せる歳出の廢除削減に關し、政府の同意を求むるの手續を執るに及んで、政府直に覆牒を發し、之に同意するを拒み、却て議院の再考を求めたり。曰く、修正案は、豫算議定權の區域を超越し、且つ其削減過當にして、行政の責に當る者到底實施する能はざる所なりと。民黨は此覆牒を得て、毫も屈する所なく、勇往邁進、必ず其所信を貫徹せんことを期し、意氣昂然たり。政府は當初頗る強硬の決心を持したりと雖も、然も亦立憲初次の議會なるに顧み、努めて衆議院と衝突する